

第6節 教育課程実施上の配慮事項

教育課程実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の2においては、そのような実施上の配慮事項について、16項目にわたって示している。今回の改訂においては、個に応じた指導などの指導方法の工夫改善、重複障害者の指導、訪問教育などについての記述の充実を図るとともに、新たに個別の教育支援計画の作成、特別支援教育のセンターとしての役割などについての記述を加えた。各学校においては、これらの事項に十分配慮し、教育課程を実施するよう努めなければならない。

1 個に応じた指導など指導方法の工夫改善（第1章第2節第4の2(1)）

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。

児童生徒はそれぞれ障害の状態及び発達の段階、能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要である。それにより、児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。

また、児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための児童生徒からの相談にも個別に応じることが望まれる。なお、こうした指導方法の工夫はすべての児童生徒に対応するものであるが、学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮する必要がある。

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の種類や程度は多様であり、発達の

段階や能力、適性等についても個人差が大きい。児童生徒の実態に即した指導を行うためには、まずこれらについての的確な実態把握を行い、個々の児童生徒に応じた適切な指導目標を設定し、指導内容や指導方法を工夫して個別の指導計画を作成することや、それに基づいて指導を行うとともに、その成果について適宜評価を行い、指導の改善に努めることが大切である。

個別の指導計画については、従前、自立活動や重複障害者の指導の際に作成し、個に応じた指導に生かしてきた。その実績を踏まえ、今回の改訂においては、児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導のみならず、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することに留意する必要がある。

個に応じた指導方法として、「個別指導の重視」と「授業形態や集団の構成の工夫」を例示している。ここでいう「授業形態の工夫」とは、例えば、チーム・ティーチングによる個別指導、学級等の枠をはずしたグループ別指導による授業などを指しており、また、「集団の構成の工夫」とは、例えば、習熟度や障害の状態に応じたグループ編成などを指している。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、児童生徒の実態、学校の実態などに応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。すなわち、各学校は、その環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じて最も効果的な方法を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭や栄養教諭など専門性を有する教職員がおり、これらすべての教職員が協力して児童生徒の指導に当たることが必要である。また、特別支援学校には、種々の障害に応じた指導についての専門的な知識や技能を有する教師がおり、児童生徒の多様な実態に応じた指導の充実を図る上で、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導を行うことが大切である。指導体制の充実は、学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり、学校全体が、共通理解の下に協力して教育活動を進めていかななくてはならない。

指導体制の工夫改善を進める上で校長の果たす役割は大きいので、校長は指導力を発揮して、指導体制の活性化を図るよう努めることが必要である。また、校長や副校長、教頭が授業の指導を行ったり参加したり、学習指導について経験豊かな指導教諭などの教師が他の学級の授業を支援したりするなど、様々な工夫をすることが求められる。さらに、指導案の作成、授業研究などを学年会や教科等部会、学校全体などで行い、広く意見を交わし合い、教師間で情報の共有を図るような機会を設けたり、それぞれの役割分担を明確にしたりするこ

とも、より効果的な指導を行うためには大切である。なお、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整などに充てる時間を可能な限り確保できるよう、会議の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することも重要であろう。

2 重複障害者の指導（第1章第2節第4の2(2)）

(2) 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援が求められている。そこで、今回の改訂では、これらの児童生徒に応じた指導を一層推進するため、重複障害者に対する配慮事項を新たに示した。

重複障害者は、複数の種類の障害を併せ有していることから、指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に、一人一人の児童生徒について個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。

また、重複障害者は、一人一人の障害の状態が極めて多様であったり、発達の諸側面にも不均衡が大きかったりすることから、校内において、それぞれの障害についての専門性を有する教師間で連携するだけでなく、例えば、学校医等を含めた関係する教職員によって検討する機会を設けるなどして、適切な指導内容・方法を追究することも大切である。

さらに、重複障害者の指導に当たっては、実態把握や指導計画の作成、評価において、より専門的な知識や技能を有する者との協力や連携が求められる場合もある。その際、必要に応じて、専門の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等に指導・助言を求めたり、連絡を取り合ったりすることが重要である。

なお、重複障害者については、一人一人の実態に応じた弾力的な教育課程の取扱い（第1章第2節第5）が定められており、これらの規定の活用も含め、より適切な教育課程の編成について工夫することが大切である。

3 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実（第1章第2節第4の2(3)）

(3) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

この点についての中央教育審議会の審議の流れを整理すると、平成17年10月の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）は、習得型の教育と探究型の教育とは対立的・二者択一的にとらえるべきものではなく、両方を総合的に育成することが必要と提言したが、習得と探究をどのように関係付けて総合的にはぐくむのかその具体的なイメージがはっきりしないといった指摘もあった。そこで、中央教育審議会教育課程部会では、現在でも取り組まれている観察・実験、レポートの作成、論述といった知識・技能の活用を図る学習活動をその両者の間に位置付け、実際の指導において知識・技能の習得を図る学習活動、知識・技能の活用を図る学習活動、総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動の動的な流れを意識するとともに、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう授業時数を見直したりこれらの学習活動の流れの基盤である言語に関する能力を重視したりする必要があるとの審議が行われた。

その結果、新しい学習指導要領についての中央教育審議会答申（平成20年1月）は、知識・技能の習得や活用、探究について次のように提言した。

- ・ 教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要である。
- ・ これらの学習活動は相互に関連し合っており、^{せつ}截然と分類されるものでは

ないが、知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。

- ・ 各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は、決して一つの方向で進むだけではなく、例えば、知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

このため、今回の改訂においては、例えば、小学部では、漢字の指導を充実させたり（国語）、四則演算について学年間で反復（スパイラル）させたりする（算数）などの学習活動を各教科の内容に加え、発達の段階に応じた知識・技能の習得に配慮している。その上で、各教科において、例えば、算数科では、「身の回りから、伴って変わる二つの数量を見付け、数量の関係を表やグラフを用いて表し、調べる活動」といった算数的活動を例示するとともに、理科では、「身近な自然の観察」といった観察・実験を重視するなど知識・技能の活用を図る学習活動を新たに設けた。これらの学習活動を通じ、「科学的な概念の定着」を図るなど各教科の基本的な概念の理解も重視している。

また、知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、小学部・中学部を通して、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示した。

国語科以外の各教科においても、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。また、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度をはぐくむとともに我が国と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることを目的とする外国語活動はもとよりのこと、道徳においても、「自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実」することを、総合的な学習の時間においては、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」をそれぞれ重視している。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。また、中学部においても同様の規定が設けられた。

このように、今回の改訂においては、各教科等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図っているところであるが、その基本的な考え方を総則上明示したのが本項である。

なお、このように言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。特に小学部においては、児童の日常生活において、言語活動は何らかの生活目的を達成するために行われており、児童がどのような目的のために言語活動をするのかという意識をもち、その目的にかなった言語活動ができるようにすることが大切である。そのためには、児童が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもって正しい国語を用いるよう指導することが必要であり、また教師自身が児童より一層言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

今日、マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達や映像、出版物の氾濫などにより、児童生徒を取り巻く環境は著しく変化している。それらは、児童生徒の言語活動にも影響を及ぼしており、それだけに学校教育において国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となっている。また、そのことを通じ、児童生徒が様々な情報に対し主体的にかかわっていく能力や態度の育成を図ることが期待される。このため、各学校において児童生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しく美しい国語を用いるように指導していくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

その際、児童生徒の言語活動は、マスコミや地域社会及び家庭だけでなく、学校における環境に大きく影響される。したがって、児童生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、①教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、②校内の掲示板やポスター、児童生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、④適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、⑤教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること、⑥児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。なお、言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。特に、小学部の段階では、教

師の話し言葉などが児童の言語活動に与える影響が大きいので、それを適切にするよう留意することが大切である。また、中学部では、国語科の指導においてはもとより、その他の教科等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

なお、言語活動が活発に行われるようにするためには、児童生徒の障害の状態等に応じて、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に留意することも必要である。

4 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進（第1章第2節第4の2(4)）

(4) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

これからの学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を考えたとき、また、生涯にわたる学習の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を行うことが必要であり、児童生徒がこれらを支える知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養うことは極めて重要である。このような資質や能力を育成するためには、体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実する必要がある。

このため、例えば、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の国語科では「資料を提示しながら説明や報告をしたり、それらを聞いて助言や提案をしたりすること」、「調べたことやまとめたことについて、討論などを行うこと」などを言語活動例として示し、社会科では観察や調査・見学、表現活動、算数科では「言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明する活動」や「目的に応じて表やグラフを選び、活用する活動」といった算数的活動、理科では観察、実験の結果を整理し考察する学習活動やものづくりを通じた学習活動、家庭科では衣食住や家庭の生活などに関する実践的・体験的な活動などを充実している。さらに、総合的な学習の時間においては、自然体験やボランティアなどの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論など

の学習活動を積極的に取り入れ、基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実させることとしている。このような学習の在り方は特定の教科等にとどまらず学校教育全体を通じて重視する必要がある。

体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習は、主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上で有効である。このような学習の意義を踏まえ、各教科等の指導において体験的な学習や問題解決的な学習に取り組めるようにすることが大切である。各教科等において習得すべき知識や技能も体験的な学習やそれらを活用した問題解決的な学習を通すことによって、児童生徒一人一人のその後の学習や生活において生かされ総合的に働くようになるものと考えられる。

このような体験的・問題解決的な学習を実施する際は、児童生徒の障害の状態により、その実施が困難な場合がある。そのような場合は、障害の状態等に応じて指導内容や指導方法を工夫することが必要である。例えば、障害に応じた補助用具や情報通信ネットワーク等を活用して直接的又は間接的に体験する学習を行ったり、児童生徒同士が体験したことを相互に伝え合う中で問題解決を図る学習を行ったりすることなどが考えられる。

また、各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切である。児童生徒の興味・関心を生かすことは、児童生徒の学習意欲を喚起する上で有効であり、また、それは自主的、自発的な学習を促すことにつながると考えられるからである。この意味で各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。

このような学習を実施するためには、各学校においては、指導計画に適切に位置付けるとともに、教材、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などに創意工夫を加え、これらの学習を積極的に取り入れることが望まれる。なお、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童生徒の障害の状態及び発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

5 生徒指導及び進路指導の充実（第1章第2節第4の2(5)）

(5) 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てると

ともに児童生徒理解を深め、生徒指導の充実を図ること。また、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

(1) 生徒指導の充実

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童生徒一人一人は興味・関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気づき、よい所を伸ばし、存在感を実感することが求められており、そのために、生徒指導の一層の充実を図ることが必要である。生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重しながら、規範意識をはぐくむなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を着実に進める上での基盤は学級であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっている。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の教師の、日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察を基本に、面接などに加えて、各部や学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものも含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。日ごろか

ら、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。また、中学部の生徒は、思春期にあつて生活環境の急激な変化を身近に感じていることから、教師はその不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

また、学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくり上げることが大切である。すなわち、児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師の毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動における学級活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

生徒指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切である。この点を踏まえ、校長や副校長、教頭の指導の下、学級担任の教師は、学年の教師や生徒指導の主任、さらに養護教諭など他の教職員と連携しながら学級経営を進めることが大切であり、開かれた学級経営の実現を目指す必要がある。また、充実した学級経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。特に保護者との間で、学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報や保護者会、家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要がある。また、

地域懇談会や関係機関等との懇談会を通して交流と連携を深めるなど、日ごろから生徒指導の充実に取り組む必要がある。

(2) 進路指導の充実

中学部において、進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、教師相互に連携を図りながら協力して指導に当たること、保護者や地域社会、労働、福祉等の関係機関との連携を図って取り組むことが重要である。

このことを踏まえ、今回の改訂においては、「校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図」ることと、「家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」を新たに加えた。

中学部においては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要である。

特に、中学部の段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意思と責任で自己の生き方、進路を選択することができるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。

このような能力や態度を育てるためには、各学校が進路指導の目標をもち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要である。このため、学校教育法においては義務教育の目標の一つとして「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」が示されている（同法第21条第10号）。

中学部における進路指導については、進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。また、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

進路指導は、特別活動の学級活動の中核としつつ、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験活動などの進路にかかわる啓発的な体験活動及び個別指導としての進路相談を通じて、生徒の入学時から各学年にわたり、学校の教育活動全体を通じ、系統的、発展的に行って

いく必要がある。

また、進路指導を効果的に進めていくためには、校長や副校長、教頭の指導の下、全教職員の共通理解を図るとともに、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力して進めることが重要である。学級担任の教師をはじめ、教師が相互に密接な連絡をとりながら、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。さらに、進路指導において、保護者の理解と協力が不可欠であり、個別の教育支援計画を活用しながら、保護者ととも進路指導を進め、地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むことが重要である。特に、生徒が主体的に進路を選択できるように、労働関係機関等と連携を図り、生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにすることが重要である。さらに、特別支援学校中学部においては、自校の高等部に進学する生徒が多いことから、高等部で何を学ぶのか、しっかりとした目的意識をもって進路の選択ができるよう、保護者と密接な連携を図りながら指導を進めていく必要がある。

6 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等（第1章第2節第4の2(6)）

(6) 小学部の各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。また、中学部においては、生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(1) 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

小学部において、知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等や主体的に学習に取り組む態度を養うに当たっては、児童が学習課題や活動を選択する能力を育てたり、将来の生き方や進路などを考えたりする指導を工夫することが大切である。なかでも、思春期に入り、自分の将来に目を向け始める児童が多い高学年の段階では、工夫した指導が望まれる。

そのためには、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるよう配慮し、課題選択能力

や解決能力を育てることが必要である。また、児童が自分自身を見つめ、自らの将来について目を向ける機会などを通して、自分の特徴に気づき、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成していくことが大切である。

このような能力や態度を育てるためには、学校の全教育活動を通じて、全教職員が児童の発達段階を考慮し、計画的、継続的な指導を行っていくことが必要である。

まず、各教科の学習においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、分かる喜びを実感させることに留意しつつ、(7)のとおり、指導に当たって、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫し、児童が学習することの意味をとらえたり、児童自らが成長を実感できるようにしたりすること、児童が体験や調査、実験等を通して問題解決的に取り組む課題選択的な学習を充実することなどが大切である。

道徳の時間では、児童自らが基本的な生活習慣や粘り強さ、目標へ向けての努力などにかかわる主題について自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深めることを通して、道徳的実践力が育つように指導を工夫し、児童がこれからの課題や目標を見付けられるようにすることが大切である。

特別活動では、特に小学部における学級活動の内容(2)のアとして「希望や目標をもって生きる態度の形成」を示すとともに(小学校学習指導要領第6章特別活動)、学級活動などにおいて児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫することとしている。例えば学年のはじめや学期のはじめに、その学年、学期を過ごすための自分の目標をもつことができるようにしたり、各自の悩みや葛藤^{かつとう}、将来の夢等の課題を積極的に取り上げ、考えを深められるようにしたりして、指導を工夫することなどが考えられる。

さらに、総合的な学習の時間でも、児童が横断的・総合的な課題や興味・関心に基づく課題等について、問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組み、自己の生き方に目を向けていくことができるようにすることが大切である。

なお、これらの指導は、児童の自立心や自律性をはぐくむ上で重要であることを踏まえ、その充実に努めるとともに、児童の実態に応じ、きめ細かな相談に応じたり様々な情報を提供したりすることにも配慮する必要がある。

これらの指導をより効果的に推進するためには、全教職員がこの指導の重要性を共通理解し、教職員が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たること、家庭や地域、関係機関との連携についても十分に考慮していくことが大切である。

(2) ガイダンス機能の充実

中学部において、現在、学校や学級の生活に十分適応することができないなどの理由から、学習への意欲を失ったり、人間関係にかかわる問題を抱えたり、あるいは不登校の状態に陥ったりする生徒が見られる。また、学習における選択や進路の選択に当たって、目的意識をもたず、選択に当たって適切に対応できず、自分を見失いがちな生徒も見られる。こうした課題も踏まえ、学校生活における生徒一人一人の自己実現を進めていく観点から、本項が規定されている。

ガイダンスの機能の充実を図ることは、すべての生徒が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつものである。具体的には、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものであり、単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではない。

また、小学部・中学部学習指導要領第6章特別活動で準用する中学校学習指導要領第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(3)において「学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に中学校の入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって、生活できるようにすること。」とあるが、中学部においてもこのような特別活動における配慮をはじめ、各教科等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

中学部においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることによって、一人一人の生徒に関し、学校や学級の生活によりよく適応させ、これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせ、自己実現にかかわって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにし、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促すことが重要である。

特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動として

は、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 入学時，新学期開始時期において，教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるよう配慮するとともに，生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義，内容などについて十分に理解し，自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫すること。

イ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて，生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち，主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること。

ウ 進路の選択に関して，生徒一人一人が自己理解を深め，自己の将来の生き方を考え，卒業後の進路を主体的に選択し，さらに積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

7 見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動の重視（第1章第2節第4の2(7)）

(7) 各教科等の指導に当たっては，児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

今回の改訂では，教育基本法第6条第2項の「教育を受ける者が，学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに，自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」ことを踏まえ，児童生徒の学習意欲の向上を重視している。指導に当たって，児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ，自主的に学ぶ態度をはぐくむことは，学習意欲の向上に資することから，今回特に規定を新たに追加したものである。

従前から，小学部においては，「日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てる」（算数），「見通しをもって観察，実験などを行」う（理科），また，中学部においては，「図形について見通しをもって論理的に考察し表現する能力を伸ばす」（数学）など，児童生徒が学習を行う上で見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりする活動を重視しているが，OECDのPIISA調査などの各種の学力調査においては，例えば，与えられた課題が科学的に調査可能な問題かどうかを問う出題についての正答率が低いなど必ずしも学習の見通しを立てることなどが十分にできているとは言えない状況が見られた。

このため，本項において，各教科等の指導に当たっては，児童生徒が学習の

見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することが重要であることを記述したものである。

具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを児童生徒に理解させたり、授業の最後に児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、児童生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えられる。

8 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導（第1章第2節第4の2(8)）

(8) 海外から帰国した児童又は生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童生徒や外国人児童生徒の受け入れが多くなっている。これらの児童生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、これらの児童生徒の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮することが大切である。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいたりする場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人児童生徒等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童生徒の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの

配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該児童生徒の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるよう努めるようにすることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適應の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該児童生徒の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該児童生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。また、外国人児童生徒については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

また、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒は、日本の児童生徒が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮することも大切である。このような機会として、小学部の場合は、外国語活動のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事及びクラブ活動など、中学部の場合は、外国語科のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動及び特別活動における学校行事などが考えられるが、児童生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。なかでも、小学部における外国語活動などにおいて、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする国際理解などに関する体験的な学習活動を進める際には、それらの生活経験等を積極的に生かすことができる。

このような、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童生徒についても帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、このような相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

9 訪問教育における指導の工夫（第1章第2節第4の2(9)）

(9) 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指

導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

小・中学部の児童生徒の障害は、重度・重複化、多様化しており、「障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合」（訪問教育）は、障害の状態や学習環境等に応じた指導方法や指導体制を工夫し、効果的な指導を一層推進する必要があることから、今回の改訂では、教育課程実施上の配慮事項として、新たに規定を設けた。

訪問教育の対象となる児童生徒の障害の状態や訪問先（家庭、児童福祉施設、医療機関等）は様々であり、学校での指導方法をそのまま実践することが難しい場合がある。このため、訪問教育を実施する際は、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達段階、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。

指導内容・方法の工夫としては、例えば、児童生徒の治療上又は健康上の理由や、学習する場所などによって、指導時間や教材・教具等が制限される場合があることから、これらの状況等に応じ、各教科等の指導内容の精選を行うとともに、個々の児童生徒の実態や学習環境に応じた教材・教具を活用することが重要である。

また、訪問教育の対象となる児童生徒は、集団への参加や友達とのかかわりが少なくなるなどの課題がある。そのため、例えば、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして、間接的にかかわり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制の工夫としては、訪問教育の担当者だけでなく、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備することが大切である。例えば、指導内容に応じて他の専門的な知識や技能を有する教師と連携して訪問教育を進めたり、訪問教育の児童生徒が登校する際に他の教職員と協力したりすることなどが考えられる。

また、訪問教育を効果的に行うためには、家族、福祉施設や医療機関の職員など、児童生徒の周囲の人たちの理解や協力が欠かせない。そのため、日ごろからこれらの人たちとの連携を図ることが大切である。

訪問教育における教育課程を編成するに当たっては、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた弾力的な教育課程を編成（第1章第2節第5の4）することが可能となっており、これらの規定を活用することも含めて工夫することが大切である。

10 情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第2節第4の

2 (10)

(10) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。

児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用できるようにすることが重要である。また、教師がこれらの情報手段や視聴覚教材、教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

社会の情報化が進展していく中で、児童生徒が情報を主体的に活用できるようにしたり、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作、情報モラルを身に付けたりすることは一層重要となっている。このような情報活用能力を育成するため、今回の改訂において、「各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことを示している。

小学部では、各教科等において、国語科における言語の学習、社会科における資料の収集・活用・整理、算数科における数量や図形の学習、理科の観察・実験、総合的な学習の時間における情報の収集・整理・発信などコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用することとしているほか、道徳においては情報モラルを取り扱うこととしている。

また、中学部では、小学部段階で身に付けた知識・技能を基に、技術・家庭科の技術分野において、情報手段の構成・仕組みなどを理解させ、それらを基にした情報モラル、情報技術の活用にかかわる能力・態度を身に付けさせるとともに、技術・家庭科だけではなく、国語科、社会科、数学科、理科、外国語科等の各教科における資料の収集・処理、観察・実験といった学習活動や言語活動、総合的な学習の時間などのそれぞれにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークを活用することが重要である。また、道徳においては情報モラル

を取り扱うこととしている。

すなわち、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用については、小学部段階において「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作」を身に付けることに重点を置いた学習活動を行っている。それらの学習活動を基礎として、小学部・中学部を通して、課題を解決するため自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する学習活動、様々な情報源から収集した情報を比較し必要とする情報や信頼できる情報を選び取る学習活動、情報手段を用いて処理の仕方を工夫する学習活動、自分の考えなどが受け手に伝わりやすいように表現を工夫して発表したり情報を発信したりする学習活動など、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが必要である。その際、技術・家庭科と各教科等が相互に関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力に留意する必要がある。

また、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要である。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどであり、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、子どものインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しては、学校においては、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。なお、児童生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校においては情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

各教科等の指導に当たっては、教師がこれらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操

作に習熟するだけでなく、それぞれ情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

特に、特別支援学校においては、児童生徒の学習を効果的に進めるため、児童生徒の障害の状態等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。例えば、話し言葉や書き言葉による表現が難しかったり、辞書や辞典の活用が困難であったりする肢体不自由の児童生徒には、視聴覚教材やコンピュータなどの教育機器を適切に利用すること、弱視の児童生徒には障害の状態に合わせて、各種の弱視レンズや拡大教材映像装置、文字を拡大するソフトウェア等を活用したり、文字や図の拡大教材や書見台を利用したりすることなどの工夫が見られる。

これらのコンピュータ等の教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの教材・教具について慣れ親しみ、絶えず研究するとともに、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

11 学校図書館の利活用（第1章第2節第4の2(11)）

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして図書、その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって、児童生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに児童生徒の自主的、主体的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科等を通じて児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展

開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。各教科等においても、国語科、社会科及び総合的な学習の時間で学校図書館を活用することを示すとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用を指導事項として示している。また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公立図書館等との連携も一層進めやすくなっている。

また、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになり、人々の生涯学習に貢献することも大切である。

12 指導の評価と改善（第1章第2節第4の2(12)）

(12) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、児童生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くよう配慮するとともに、児童生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学期や学年にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。

障害のある児童生徒の学習を評価する場合、一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態などに着目しがちであるが、障害の有無にかかわらず、児童生徒は様々な可能性を有していることから、多様な観点から児童生徒をとらえ、その可能性を見いだすことも大切である。例えば、障害により、絵筆やクレヨンなどを描くことが困難な児童生徒であっても、コンピュータ等を活用して描くことができる可能性がある。さらに、操作に習熟することによって、豊かな感性や色彩感覚を発揮することもある。

また、活動の手順に強いこだわりを示す児童生徒が、ある作業を正確に行うことにおいて高い能力を発揮することがある。そして、その作業をやり遂げたという自信から、それ以外の苦手としていた作業に取り組むことができるようになったり、こだわりの軽減につながったりすることもあり、また、行動特性を生かした指導内容・方法を工夫することにより、主体的な学習を促進する可能性も考えられる。

このように、日ごろの学習活動を通じて、児童生徒一人一人のよい点や可能性を積極的に評価し、児童生徒の主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。

評価については、指導内容や児童生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童生徒による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの指摘もあることから、重視する必要がある。

13 学校医等との連絡（第1章第2節第4の2(13)）

(13) 学校医等との連絡を密にし、児童又は生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。

特別支援学校においては、児童生徒の保健及び安全について留意することは極めて大切なことである。特に、各学校に在籍する児童生徒の障害が重度・重複化、多様化してきていることから、児童生徒の中には、発熱しやすい、発作が起きやすい、疲労しやすいなどの傾向のある者が見られる。そのため、児童生徒の保健及び安全について留意することが極めて重要である。そこで、学校医等との連絡を十分にとることが必要であるが、地域や学校の実態により、例えば医療機関や福祉施設等に併設又は隣接している特別支援学校においては、これらの医療機関等の医師などの専門家との連絡を十分にとるよう努めることが大切である。

児童生徒の保健及び安全に留意するためには、まず、児童生徒一人一人の障害の状態の把握が必要であり、それには、養護教諭や学級担任をはじめとして、児童生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換が必要である。

また、保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、小学部の体育科及び中学部の保健体育科並びに学級活動、自立活動においてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等

を中心として、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

14 個別の教育支援計画の作成（第1章第2節第4の2(14)）

(14) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

小・中学部の教育においては、これまでも、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることが示されてきた。したがって、保護者との連携はもとより、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じて、福祉施設や医療機関等との連携に努めてきているところである。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」という。

障害のある子どもについては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切である。こうしたことから、今回の改訂では、「個別の教育支援計画を作成すること。」が示された。

個別の教育支援計画の作成に当たっては、関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していくこととなる。個別の教育支援計画を作成することにより、例えば、小学部入学以前に幼稚部又は幼稚園や医療、福祉等の関係機関で作成された個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目標や内容を設定したり、進路先に在学中の支援の状況を伝えていく際に、個別の教育支援計画を活用し、関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図ったりするなど、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

さらに、学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された

目標や内容，支援状況やその成果等について，適宜，評価し改善を行うことにより，より適切な指導と必要な支援が実施できるようにすることが大切である。

また，個々の教育的ニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法等を工夫することが大切である。その際，関係者間で個々の児童生徒の実態等を的確に把握したり，共通に理解したりできるようにするため，国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効である。

ICFの考え方については，特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編で解説しているので，参照されたい。

なお，個別の教育支援計画には，多くの関係者が関与することから，個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

個別の教育支援計画と関連するものに，個別の指導計画があるが，それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して，相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。なお，個別の指導計画については，本章第5節の5を参照されたい。

15 部活動の意義と留意点等（第1章第2節第4の2(15) 小・中5ページ）

(15) 中学部において，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

部活動について，平成20年1月の中央教育審議会の答申においては，「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について，学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ，教育課程に関連する事項として，学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は，この指摘を踏まえ，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動について，

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義，
- ② 部活動は，教育課程において学習したことなども踏まえ，自らの適性や

興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、小学部・中学部学習指導要領第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、

- ③ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、

をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒の障害の状態等に応じて、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

16 特別支援教育に関するセンターとしての役割（第1章第2節第4の2(16)）

(16) 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

特別支援学校は、特別支援教育に関する相談のセンターとして、その教育上の専門性を生かし、地域の小・中学校の教師や保護者に対して教育相談等の取組を進めてきた。

平成18年に学校教育法の一部改正が行われ、第74条においては、新たに特別支援学校が小・中学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられた。

そこで、今回の改訂では、これまで特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、児童生徒やその保護者に対して行ってきた教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の小・中学校等の要請に応じ、障害のある児童生徒や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に

取り組むこと、他の特別支援学校や小・中学校等と連携を図ることが示された。

なお、小学部・中学部学習指導要領では、「小学校又は中学校等の要請により……」としており、地域の小・中学校だけではなく、幼稚園、保育所、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれていることに留意する必要がある。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童生徒への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、小学校及び中学校学習指導要領等においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。

小・中学校等に対する具体的な支援の活動内容としては、例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する際の支援のほか、難聴の児童生徒の聴力検査の実施や補聴器の調整、弱視の児童生徒に対する教材・教具の提供、授業に集中しにくい児童生徒の理解や対応に関する具体的な支援等が考えられる。

さらに、保護者等に対して、障害のある児童生徒にとって必要な教育の在り方や見通しについての情報を提供するなどして、特別支援教育の実際についての理解を促す活動もある。

支援に当たっては、例えば、特別支援学校の教師が小・中学校等を訪問して助言を行ったり、障害種別の専門性や施設・設備の活用等について伝えたりすることなども考えられる。

以上のように、特別支援教育のセンターとしての役割には様々な活動が考えられるが、特別支援学校においては、在籍する児童生徒に対する教育を今後一層充実するとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

また、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、各学校において、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、校内体制を整備し、学校として組織的に取り組むことが必要である。

さらに、地域の小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒の実態は多様で

あることから、他の特別支援学校や小・中学校等との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めていくことが重要である。このほか、特別支援教育センター等の教育機関、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関などとの連携協力を図り、ネットワークを形成する中で特別支援学校が適切な役割を果たすことも考えられる。

第7節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、児童生徒の障害の状態等に
応じた教育課程を編成することができるよう、教育課程の取扱いに関する各種の
規定が設けられている。各学校においては、児童生徒の障害の状態等に
応じたより効果的な学習を行うことができるよう、これらの規定を含め、
教育課程の編成について工夫することが大切である。

また、従前は「重複障害者等に関する特例」としていたが、今回の改訂では、
教育課程の取扱いに関する規定と重複障害者等の授業時数に関する規定を
まとめて示すこととし、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」と改めた。

1 障害の状態により特に必要がある場合（第1章第2節第5の1）

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

この規定は、児童生徒の障害の状態により、例えば、当該学年の各教科及び
外国語活動の学習を行う際に、特に必要がある場合には、その実態に応じて、
弾力的な教育課程を編成できることについて、その取扱いごとに5項目に分け
て示したものである。

今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを重視する観点か
ら、従前は本項前半には、「障害の状態により学習が困難な児童又は生徒につ
いて」と示していたのを、「児童又は生徒の障害の状態により」と改めた。

なお、この規定は、「障害の状態により特に必要がある場合」について示し
たものであり、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意す
る必要がある。

（第1章第2節第5の1(1)）

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

この規定は、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取
り扱わないことができることを示している。

今回の改訂では、小学部において新たに導入された外国語活動についても、各教科と同様に、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わなくてもよいこととした。

なお、「一部を取り扱わないことができる」とは、一部を履修させなくてもよいことを意味する。

例えば、視覚に障害のある生徒については、「保健体育」の内容のうちバスケットボール等の学習、聴覚に障害のある児童生徒については、「理科」の内容のうち音に関する学習、肢体不自由の児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動等の学習の一部が困難又は不可能な場合、当該児童生徒に、この内容を履修させなくてもよいという趣旨である。

(第1章第2節第5の1(2))

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

この規定は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替えることができることを示している。

「当該学年の前各学年」とは、例えば、小学部第5学年の児童の場合は、小学部第4学年以下の学年を指すものである。この規定により、例えば、小学部第4学年の児童に対して、「社会」、「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能である。

なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、小学部、中学部共に、学年ごとに各教科の目標及び内容が示されていないことに留意する必要がある。

(第1章第2節第5の1(3))

(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。

この規定は、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導を行うことができることを示している。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、「中学部の各教科に相当する小学部の各教科」とは、例えば、中学部の「数学」に対する小学部の「算数」、中学部の「美術」に対する小学部の「図画工作」を指すものであり、生徒の実態によっては、中学部の「理科」及び「社会」に対する小学部の「生活」を指す場合もあると解釈される。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、例えば、中学部の教科「社会」、「理科」、「保健体育」及び「職業・家庭」の目標及び内容を、小学部の教科「生活」の目標及び内容によって替えることができることになる。

しかしながら、いずれの場合も、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。

なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、中学部の「社会」、「理科」、「保健体育」の保健分野及び「技術・家庭」の目標、内容が学年ごとに示されていないので、前項の下学年代替の規定及び本項の小学部の各教科への代替の規定の適用に当たっては、これらの教科の各分野の目標、内容に相当する小学部の教科の目標、内容と替えることになる。

(第1章第2節第5の1(4))

(4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

今回の改訂では、小学部において新たに外国語活動が示されたことから、中学部において外国語科を指導する際に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。

なお、小学部の外国語活動を、中学部での外国語科として指導を行う際には、目標及び内容の一部を取り入れることができるが、全部を替えることはできないことに留意する必要がある。

(第1章第2節第5の1(5))

(5) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

この規定は、小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができることとしている。

なお、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合は、例えば、上記(1)から(5)までの規定を適用する際には、取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要である。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2 重複障害者の場合

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。

しかし、教育課程を編成する上で、以下に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合（第1章第2節第5の2）

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

この規定は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に、知的障害を併せ有する児童生徒が就学している実情を考慮し、これらの児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示したものである。

① 各教科を替える場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科を当該教科に相当する知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科によって替えることができる。中学部についても同様である。なお、当該各教科に相当する各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指すが、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の「社会」、「理科」、「家庭」に相当する知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の教科とは、「生活」、同じく中学部の「技術・家庭」に相当するのは、「職業・家庭」と考えてよい。

なお、前述した「障害の状態により特に必要がある場合」の教育課程の取扱い（小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第5の1）と、ここで示した規定を併せて解釈すると、中学部においても、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部において示されている生活科の目標及び内容を導入することは可能である。しかしながら、教科の名称を替えることはできないことに留意する必要がある。

② 各教科の目標、内容に関する事項の一部を替える場合

各教科の目標、内容に関する事項の一部を替える場合も考え方は、①と同様であるが、各教科の目標、内容に関する事項の一部を替えるのであるから、教科の名称を替えることはできないことに留意しなければならない。

③ 小学部の外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、学校教育法施行規則に示す各教科等については、すべての児童生徒が履修することとなっている。しかし、知的障害を併せ有する児童生徒に対して、上記の①又は②の規定を適用して教育課程を編成する場合、障害の状態によっては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と同様の教育課程上の取扱いを必要とすることが考えられる。したがって、小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないこともできることとした。また、中学

部においては、外国語科を設けないこともできることとした。

(2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合（第1章第2節第5の3）

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

この規定は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての教育課程の取扱いを示している。

従前は、「学習が著しく困難な児童又は生徒については」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する観点から、「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。

また、小学部に外国語活動が導入されたことに伴い、自立活動を主として指導を行う場合には、各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部を替えることができることを明記した。

障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動の指導を主として行うほか、各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできることを示している。

重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となる。したがって、こうしたねらいに即した指導は、主として自立活動において行われ、それがこのような児童生徒にとって重要な意義を有することから、自立活動の指導を中心に行うことについて規定しているわけである。

なお、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

3 訪問教育の場合（第1章第2節第5の4 小・中6ページ）

4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員

を派遣して教育を行う場合については、上記1から3に示すところによることができるものとする。

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒は、一般的に障害が重度であるか又は重複しており、医療上の規制や生活上の規制を受けていたりすることがある。こうした児童生徒に教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育）には、個々の実態に応じた指導を行うため、弾力的な教育課程を編成することが必要となる。そのため、訪問教育の際は、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第5の1から3に示す教育課程の取扱いによることができると規定している。

なお、訪問教育に関する教育課程の取扱いは、学校教育法施行規則第131条第1項にも規定されているので、この点に留意する必要がある。

4 重複障害者等に係る授業時数（第1章第2節第5の5 小・中6ページ）

5 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

この規定は、重複障害者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合に、実情に応じた授業時数を適切に定めることができることを示している。

重複障害者や医療機関に入院している児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合、各学年の総授業時数及び各教科等の年間の授業時数は、いずれも小学校又は中学校に「準ずる」のではなく、特に必要があれば各学校で適切に定めることができる。

この場合、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、どのような教育課程を編成することが最も望ましいかについて総合的に検討する必要がある。

5 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い

① 各教科を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第1項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表

第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。その趣旨は、児童生徒の心身の発達の段階や障害の状態によっては、各教科を並列的に指導するより、各教科に含まれる教科内容を一定の中心的な題材等に有機的に統合して、総合的な指導を進める方がより効果的な学習となり得る場合を予想して設けたものである。したがって、各教科の目標、内容を踏まえながら、必要な工夫をし、授業時数も各学年の年間総授業時数の枠内で適宜配当し得るものである。

なお、学校教育法施行規則第53条の規定（「小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。」）は、特別支援学校の小学部にも準用されていること（第135条）や、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の1の(4)には、小学部における合科的・関連的な指導の規定があることにも留意する必要がある。

② 各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。

これは、①が各教科を合わせて指導を行うものであるのに対し、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動をも合わせて指導を行うことができるようにしている。つまり、知的障害者を指導する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから、こうした取扱いを設けているのである。

また、重複障害の児童生徒を指導する場合においても、各教科を合わせて指導を行うことに限らず、各教科等を合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから、同様の規定を設けているのである。今回の改訂においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に外国語活動を示したが、外国語活動についても合わせて指導を行うことによって一層効果の上がる授業を行うことができる場合も考えられることから合わせて指導を行うことができることとした。

③ 特別の教育課程

学校教育法施行規則第131条第1項には、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を

教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定しており、重複障害者及び訪問教育に係る教育課程の取扱いは、この規定に基づくものである。

なお、この規定に基づく特別の教育課程を編成するに当たっては、この場合の教科用図書使用に関する定め（学校教育法施行規則第131条第2項）があることに留意する必要がある。

④ 教育課程の改善のための研究

学校教育法施行規則第132条は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第126条から第129条までの規定によらないことができる。」と定めている。

これは、特別支援学校において教育課程の改善のための研究を行う場合、教育の配慮が適切になされると文部科学大臣が認めれば、学校教育法施行規則に定める教育課程の構成や授業時数あるいは学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施することを認めたものである。

学習指導要領等に示している教育課程の基準は大綱的なものであり、教育課程の改善の研究も多くはこの基準の範囲内で行うことができるが、教育課程の基準について相当大幅な改訂を行うなどの場合にその基礎資料を得る必要があることを考慮し、このような特例が設けられているのである。

⑤ 特別支援学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成

平成20年3月の学校教育法施行規則の改正により、同規則第132条の2として、「文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第72条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第126条から第129条までの規定の一部又は全部によらないことができる。」との規定が置かれた。

これは、平成15年から開始された構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）について、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経な

くても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである。

なお、同条を踏まえ、平成20年文部科学省告示第30号が公示され、教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、児童生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして認める基準として、

- ① 学習指導要領においてすべての児童生徒に共通して履修させる内容として定められている事項について、当該特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（設置者が異なる場合には、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、適切に取り扱うものとされていること。
- ② ①に掲げる内容を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
- ③ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ④ 義務教育段階である小学部及び中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的な負担への配慮を含め、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、児童生徒が転出入する際の配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

が定められ、前述の学校教育法施行規則の一部改正と併せて、平成20年4月1日から施行されている。

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1 各教科の目標及び内容等

(第2章第1節第1款)

第1節 小学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

(第2章第2節第1款)

第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前，小学校学習指導要領第2章に示され

ているものに準ずることとしている。同様に、中学部の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについても、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。

このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校又は中学校の学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、本章に示す視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要がある。

今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について、それぞれの学校に在籍する児童生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは、各教科全般にわたる指導上の特色あるしかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてであるというわけではないことに留意する必要がある。

先に示した小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款における「各分野」とは、中学校学習指導要領第2章に示す、社会科の〔地理的分野〕、〔歴史的分野〕及び〔公民的分野〕、理科の〔第1分野〕及び〔第2分野〕、保健体育科の〔体育分野〕及び〔保健分野〕、技術・家庭科の〔技術分野〕及び〔家庭分野〕を指しており、「各言語」とは、外国語科の「英語」及び「その他の外国語」を指している。

なお、第2章第1節第1款の1から4までに特に示している事項は、中学部においても適用されることになっているので、この点に留意することが必要である。

第2 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 的確な概念の形成と言葉の活用（第2章第1節第1款の1(1)）

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて，的確な概念の形成を図り，言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

視覚障害のある児童生徒は，視覚による情報収集が困難なために，限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合がある。特に実体や具体的経験を伴わない，言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう傾向が見られる。これは，いわゆるバーバリズム（唯言語主義）と言われるものであるが，このような傾向を避けるためには，児童生徒の実態に応じて，事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心掛けることが大切である。その場合，見学や調査などの体験的な学習によって経験の拡充を図ったり，観察や実験，操作活動などによって直接体験させ，具体的なイメージを形づくったりすることができるよう配慮が必要である。特に，児童生徒が保有する感覚を活用して事物などをとらえることができるよう十分配慮するとともに，それと言葉を結び付けていくことが重要であることから，今回の改訂においては，「児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，」を新たに加えて示した。

2 点字等の読み書きの指導（第2章第1節第1款の1(2)）

- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，漢字・漢語の理解を促すため，児童の発達段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

視覚障害のある児童生徒が読み書きの手段として，点字と普通の文字のどちらを常用するかということは大切な問題である。原則的には，視覚障害についての医学的，教育的な観点から総合的に判断することになるが，視力や視野の程度，眼疾患の進行状態，学習の効率性，本人の希望や意欲などが重要な判断基準となる。

点字を常用して学習する児童生徒に対しては，点字の表記法を踏まえた系統

的な指導が必要である。また、点字の読み書きを速くする指導も大切であり、特に読みについては、内容を読み取りながら、その先を予測して読み進む方法を併せて指導すると効果的である。

普通の文字の指導については、漢字の読み書きが中心となる。指導に当たっては、漢字を部首に分解し、部首に当たる基本漢字を徹底して指導する方法や漢字の読み書きの誤りの傾向を類型的に整理して指導に生かす方法などがある。また、文章の種類や内容に応じて読み分けることができる方法を身に付けたり、視覚補助具を活用して速く読み書きできるようにしたりすることが大切である。

点字を常用して学習する児童生徒に対する漢字・漢語の指導は、漢字の字義と結び付いた言葉が多い日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要であり、児童生徒の発達の段階や興味・関心、意欲等を考慮して適切に指導していくことが大切である。特に、コンピュータ等の情報機器を活用する場合には、ディスプレイ画面上の文章を音声化して理解するために漢字・漢語の理解が必要であるので、この点も踏まえた指導が必要である。また、児童生徒の学習状況等によっては六点漢字、八点漢字など点字による漢字の表記について指導することも考えられる。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の1(3)）

(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

視覚に障害がある児童生徒は、動いているものや遠くにあるものを理解することなど、視覚や触覚によって直接経験することが困難なものがある。このような内容については、児童生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を精選するとともに、基礎的・基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにすることが大切である。例えば、「体育」、「保健体育」で視覚に障害のある児童生徒に各種のボールゲーム等を指導する場合は、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本動作の習得に重点を置いた指導を十分に行う必要がある。視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要しても、一度理解してしまえば、それをもとに予測し、演繹的に推論することによって、その後の発展、応用の学習は、容易にできる場合が多いので、このような基礎的・基本的理解を促す指導が重要である。また、

指導の順序等を考慮したり，観察・実験等の内容や方法を工夫したりして，効果的な学習ができるようにすることも大切である。

4 コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の1(4)）

(4) 触覚教材，拡大教材，音声教材等の活用を図るとともに，児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して，容易に情報の収集や処理ができるようにするなど，児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

盲児童生徒に対する指導において留意すべき点を例示すると，次のとおりである。

- ① 視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえることができるようにすること。
- ② 聴覚の活用や視覚による観察の方法を身に付けることができるようにすること。
- ③ 視覚的イメージを，どの程度もっているかを把握すること。

したがって，盲児童生徒に対する指導を行うに当たっては，凸図や模型などの触覚教材や音声教材を活用して視覚的な情報を触覚や聴覚で把握できるようにしたり，モデル実験を行ったりするなど，指導内容・方法を工夫することが大切である。触覚や聴覚は，視覚に比べると詳細な情報を得ることが困難な場合が多いので，情報収集のポイントを明確にし，部分的，継続的な情報を総合して，まず全体像を大まかに把握し，続いて全体像との関連のもとに内容を詳しく理解するというような方法を身に付ける必要がある。

弱視児童生徒に対する指導は，視覚の活用が中心となるが，他の感覚器官の活用も併せて考える必要がある。弱視児童生徒の見え方は様々であり，視力のほかに，視野の広さ，色覚障害の有無，眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため，指導の効果を高めるためには，一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ，拡大読書器などの視覚補助具を活用したり，机や書見台，照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。

また，近年は，コンピュータや障害の状態に応じた周辺機器を用いて，点字と普通の文字とを相互に変換したり，ディスプレイ画面上の文字を拡大したり，文章を音声化したりすることによって，視覚的な情報を容易に収集・発信できるようになってきた。したがって，視覚に障害のある児童生徒がコンピュータ等の情報機器や障害の状態に応じた周辺機器を活用できるようにしたり，情報

通信ネットワークなどを活用したりすることによって、視覚的な情報の入手が困難であるという視覚障害に伴う困難を補って、問題解決的な学習等に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

5 見通しをもった学習活動の展開（第2章第1節第1款の1(5)）

(5) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

視覚に障害のある児童生徒は、環境を把握したり、状況を判断したりすることに困難があるため、空間や時間の概念の形成が十分でない場合がある。しかし、児童生徒が見通しをもち、意欲的な学習活動を展開するためには、このような空間や時間の概念を活用して、授業が行われている教室や体育館、校庭等の場の状況や、取り組んでいる学習活動の過程等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切である。そのためには、系統的な地図指導や図形指導などによって、空間や時間の概念の形成を図ったり、実習や実技などの学習において、自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したりして、時間的な見通しをもって行動できるように指導する必要がある。

第3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 言語概念の形成と思考力の育成（第2章第1節第1款の2(1)）

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り，児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における言語に関する指導については，自立活動の指導の比重が大きいが，その基本は，児童生徒の学校生活全般にわたって，留意して指導を行う必要があるということである。

このことは，小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の4において，各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち，自立活動の指導を行うことと示されている。したがって，国語科を中心として学校生活の多くを占める各教科の指導においても，言語の指導は格段の配慮を必要としていると言える。

言語の指導に際して最も重要なことは，それぞれの児童生徒が，日常生活の中で，指導しようとする言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているかということである。特に，言葉の意味を理解したり，それによつて的確な言語概念を形成したり，その指導の過程において言語による思考力を高めたりするためには，具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが極めて大切なことである。

したがって，各教科の指導に当たっては，常に，その基本となる言葉で考える指導に留意し，一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成（第2章第1節第1款の2(2)）

(2) 児童の言語発達の程度に応じて，主体的に読書に親しんだり，書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。

聴覚障害の児童生徒は，聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから，書かれた文字等を通して情報を収集したり，理解したりすることが必要となる。こうしたことから，聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う

特別支援学校においては、様々な機会を通じて、児童生徒の読書活動の活発化を促すことが、それぞれの全人的な育成を図る上で極めて重要なこととなる。

また、今回の改訂においては、児童生徒がそれぞれ主体的に読書に取り組むことができるようにすることに加え、身近な事柄や文字等から得た情報や自分の考えなどを書いて伝えたりすることができるようにするなど書く力の育成も重要であることから、「主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。」と示したところである。

一般的に、話し言葉によるコミュニケーションは、直接体験を主とする内容が多いとすれば、読書による経験は、間接的な内容が多いといえることができる。読書は、この間接経験を通じて、児童生徒が視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上で重要な活動である。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、「面白い」という実感を持ち、「また読みたい」というような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要である。したがって、ときには、児童生徒がどのような読み方をしているか、果たして読んでいる内容が理解されているのかなどの観点から、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、更に児童生徒が自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切である。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の2(3)）

(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

今回の改訂においては、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、義務教育の目的や目標が新たに規定され、従前にも増して、児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを徹底するとともに、それぞれの発達段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることが重要視されている。

各教科の指導計画の作成に当たっては、今回の改訂において個別の指導計画を作成することが盛り込まれたことを踏まえ、これまで以上に、児童生徒の聴覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要である。その際の重要な観点としては、児童生徒が「分かる」ことに支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的

に取り上げたりするなど，工夫して指導するよう努めることが大切である。

4 保有する聴覚の活用（第2章第1節第1款の2(4)）

(4) 補聴器等の利用により，児童の保有する聴覚を最大限に活用し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

科学技術の進歩等に応じて，今日，聴覚補償機器等の性能は格段に向上している。したがって，児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用することは，聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育全般にわたって重要なことであるが，各教科の指導に当たっても，このことは特に配慮すべきことである。

このため，定期的な聴力測定の実施や一人一人の児童生徒の補聴器の適切なフィッティングの状態などについては，これまで以上に留意するとともに，例えば，補聴器が適切に作動しているかどうかという観点から，授業の開始時に，教師が一人一人の児童生徒の補聴器を用いて，実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行うなどの配慮が欠かせないことである。

ここで，「補聴器等」とあるのは，児童生徒の聴覚活用という点では，必ずしも補聴器に限らず，人工内耳の装用も含め，例えば，水泳等の補聴器を装用できない場合の指導においては，教師の声を直に聞かせるようにすることなども含んでいることを意味している。

5 教材・教具やコンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の2(5)）

(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。

聴覚に障害のある児童生徒の指導に当たっては，可能な限り，視覚的に情報が獲得しやすいような種々の教材・教具や楽しみながら取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器を用意し，これらを有効に活用するような工夫が必要である。

特に，各教科の内容に即した各種の教材・教具を用いて指導する際には，児童生徒に何をどのように考えさせるかについて留意することが大切である。障害の状態や興味・関心等に応じて，発問の方法や表現に配慮したり，板書等を

通じて児童生徒が授業の展開を自ら振り返ることができるようなまとめ方を工夫したりすることが重要である。

また、聴覚障害の児童生徒に対しては、視覚等を有効に活用するため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切である。その場合でも、視覚的に得た情報に基づいて、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって、十分噛み砕き、教科内容的確な理解を促すよう配慮することが大切である。

6 言葉等による意思の相互伝達（第2章第1節第1款の2(6)）

(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心、教育歴等の実態は多様である。したがって、各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要である。そこで、今回の改訂では、「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように」工夫するという表現に改めた。

また、各教科の指導においては、一人一人の児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、様々なコミュニケーション手段を適切に活用した話合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として一層活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様なコミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切である。その際、小学部や中学部のそれぞれの教育の目標を踏まえるとともに、それぞれのコミュニケーション手段が有している機能を理解し、さらに、一人一人の児童生徒の実態を十分に考慮して、適切な選択と活用に努める必要がある。

なお、義務教育である小学部・中学部段階においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に努める必要があることから、それに結び付くように児

童生徒の言語力の向上に努めることが大切である。したがって、聴覚障害の児童生徒にとっては、この時期、意図的・計画的に、後々の学習の基礎となる言語習得や言語概念の形成等に努めることが必要である。

第4 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 表現する力の育成（第2章第1節第1款の3(1)）

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちであり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくない。今回の改訂においては、近年、児童生徒の障害が重度化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっていることから、各教科の指導において、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めることを明確にした。

表現する力を育成するためには、体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切である。そのためには、日常生活や学習活動において、不思議なことや面白いことに気付いたり、美しいものに感動したりする機会が十分になくはない。特に、各教科の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面を見たり、具体物を操作したり、いろいろな素材に親しみ作品を作ったりする体験的な活動を計画的に確保することが求められる。こうした具体的な体験を通して得られた気付きや感動が、生き生きとした表現へとつながるのである。

そして、表現しようとする意欲を高めながら、個々の児童生徒の言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣の育成に努めることが大切である。言語発達の程度については、話したり書いたりする力だけでなく、言葉の意味理解や語彙なども把握する必要がある。身体の動きについては、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具の活用による表現の可能性についても把握する必要がある。このような表現に関する実態を踏まえて、個々の児童生徒の表現する力を各教科の指導を通してどのように育成していくのか明確にして指導に当たることが求められる。

表現は、話し言葉や書き言葉をはじめとして、絵画や歌唱など様々な方法によって行われる。指導に当たっては、感じたことや考えたことを自由に表現させるなど児童生徒の意欲を大切にしながら、次第に多様な表現ができるように指導の順序や方法を工夫することが大切である。

2 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の3(2)）

(2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、肢体不自由児施設等において治療や機能訓練等が行われていることなどの関係から、授業時間が制約される等の理由によって指導内容を精選することが必要となる。

指導内容の精選に当たっては、児童生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということをも十分見極めることが大切である。

また、指導内容の精選とともに、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要である。

指導内容を精選する観点として、従前は「指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序を工夫すること。」と示していた規定を、「指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。」に改めた。今回の改訂においては、各教科の指導を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視していることから、肢体不自由のある児童生徒に対する指導内容の精選に当たっても、基礎的・基本的な事項に重点を置くことを示すこととしたものである。

3 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の3(3)）

(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科、特に、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの実践的・体験的な活動が中心となる教科の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれている。身体の動きやコミュニケーション等が困難な児童生徒に対して、各教科における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指

導や援助を行うことが必要である。そのためには、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。したがって、指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、指導に当たっては、具体的な方法についても身に付けておくことが必要である。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

4 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫（第2章第1節第1款の3(4)）

(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある者が増加している。こうしたことから、今回の改訂においては、児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫することを示すことにした。

肢体不自由のある児童生徒が、効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要である。学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、身体の操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることができる。例えば、文字を書く、定規やコンパスを用いる、粘土で作品を作るときなどには、体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。また、よい姿勢を保持することは、学習内容を理解する点からも重要である。例えば、位置、方向、遠近の概念は、自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。したがって、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の児童生徒は、課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難がある場合がある。こうした場合には、課題を提示するときに、注目すべき所を強調したり、視覚と聴覚の両方を活用できるようにしたりするなど指導方法を工夫することが大切である。また、地図や統計のように

多数の要素が盛り込まれている課題や理科の実験のようにいろいろな要素を考慮する必要がある課題については、1つの要素に着目することや順序立てて考えることなどを繰り返し指導することが必要である。このように児童生徒の認知の特性を把握し、各教科を通じて指導方法の工夫をすることが求められる。

5 補助用具や補助的手段，コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の3（5））

(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助用具の例として、歩行の困難な児童生徒については、つえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記の代替をするコンピュータ及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられる。また、補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて、慎重に判断することが重要である。将来、改善が見込まれる児童生徒については、自立活動の指導との関連を図りながら指導を行うようにし、補助用具や補助的手段を適切に活用することが大切である。

第5 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の4(1)）

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

児童生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多い。また、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する期間がそれぞれ異なる上、小・中学校から転入学してきた児童生徒については、学習の進度等の差が見られる。

各教科の指導計画の作成に当たっては、授業時数の制約をはじめ、児童生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要がある。基礎的・基本的な事項を選定するに当たっては、それぞれの教科として習得すべき事項という視点とともに、一人一人の実態に基づき個々の児童生徒にとって必要な事項という視点も十分考慮して行うことが大切である。

各教科の指導計画は、教科ごとの目標の達成を目指してそれぞれの教科について作成されるものである。この場合、各教科の指導の効果を高めるためには、それぞれの教科独自の目標を目指すとともに、他の教科との関連を十分図るよう作成する必要がある。すなわち、教科それぞれの目標や指導内容の関連性を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落しないよう配慮したりするとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で指導計画を立てることが必要である。また、必要に応じて、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動との関連を図ることも大切である。

また、短期間の入院や入退院を繰り返す児童生徒については、前籍校での指導内容や学習の進度等を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連続性等に配慮して効果的な学習活動を展開することが必要である。

治療による効果や病気の進行等に伴い病気の状態等は変化するので、日ごろから医療機関と連携を密にして、教育活動に必要な情報を入手することが重要

である。

2 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の4(2)）

(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科の指導計画の作成に当たっては、自立活動の指導と密接な関連を保つようにする必要がある。

各教科のうち、特に、小学部における体育科の「毎日の生活と健康」、「育ちゆく体とわたし」、「心の健康」、「病気の予防」、理科の「人の体のつくりと運動」、「人の体のつくり働き」、家庭科の「栄養を考えた食事」及び中学部における保健体育科の「心身の機能の発達と心の健康」、「健康な生活と疾病の予防」、技術・家庭科の「食生活と自立」などの心身の活動にかかわる内容については、自立活動における「病気の状態の理解や生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

3 体験的な活動における指導方法の工夫（第2章第1節第1款の4(3)）

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱の児童生徒は、病気による種々の制限があることから体験が不足しがちである。そのため、各学校においては、児童生徒が様々な体験ができるよう指導内容を設定することが大切である。体験的な活動を伴う内容には、病気の状態等により実施が困難なものもある。そのような内容の指導に当たっては、児童生徒が活動できるように指導方法を工夫し、効果的に学習を行えるようにすることが重要であることから、今回の改訂においては、「体験的な活動における指導方法の工夫」を新たに加えて示した。

病弱の児童生徒は、治療上の必要から、身体活動の制限などの生活規制があったり、運動・動作の障害があったりすることが多いため、様々な体験をする機会が不足しがちである。そのため、児童生徒の実態や興味・関心及び学校における各教育活動の特質等を考慮しながら、計画的に様々な体験を増やすよう

にすることが大切である。また、病院内に設置された学級等では、学習活動に制約を受けることがあり、さらに病気の状態によっては、ベッド上での学習を余儀なくされる場合もみられる。

そのような児童生徒の病気の状態や学習環境であっても、理科の実験や観察、社会科の観察や調査・見学及び家庭科の実習などの体験的な活動を伴う内容を指導する際には、児童生徒が実際に体験できるように指導方法を工夫し、学習を効果的に行うことが大切である。

例えば、食物アレルギーのある児童生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更したり、外出のできない児童生徒が植物の観察を行う場合、ベランダや窓辺などに植物を植えたプランターを置いて観察させたりするなどして、児童生徒が実際に体験し、興味・関心をもって学習できるように指導方法を工夫することが重要である。しかし、病気の状態や指導内容によっては、指導方法を工夫しても、直接的な体験ができない場合がある。その際は、視聴覚教材等を適宜使用するなどして、学習効果を高めるようにすることが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の4(4)）

(4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体活動の制限や運動・動作に障害がある児童生徒の指導に当たり、児童生徒の実態に応じて、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したりするなどして、学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果が高められるよう指導することが大切である。

教材・教具等の工夫としては、例えば、長期間の療養で体験が不足し、具体的な事物が理解できない場合には、視聴覚機器や視聴覚教材を効果的に使用したり、体調が悪く教室に登校できない場合には、テレビ会議システム等の情報通信ネットワークを活用したりするなど、療養中でも、可能な限り児童生徒が学習することができるよう工夫することが必要である。

5 負担過重とならない学習活動（第2章第1節第1款の4(5)）

(5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

児童生徒の病気の種類は、心身症、精神疾患、小児がん、筋ジストロフィー、アレルギー疾患、腎臓疾患^{じん}、心臓疾患、骨・関節疾患、てんかん、肥満など多様であり、また軽い症状が現れる者から重篤な症状の者まで様々である。しかも、病気の状態の変化は病気によっても異なっている。したがって、それぞれの病気の特徴や個々の病気の状態等を十分に考慮し、学習活動が負担過重になったり、児童生徒の病気の状態や健康状態の悪化を来したりすることのないようにする必要がある。

これらの点を例示すると以下のとおりである。

- ① 心身症や精神疾患の児童生徒については、心身の状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、例えば、うつ状態のときは、過度なストレスとなるような課題を与えないなど、個々に応じた適切な対応を行う。
- ② 筋ジストロフィー等の児童生徒の学習に際しては、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。
- ③ アレルギー疾患のある児童生徒の学習に際しては、アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、それらへの対応を適切に定める。特に、ぜん息の児童生徒の学習に際しては、換気など学習環境に十分に配慮する。
- ④ 腎臓疾患^{じん}や心臓疾患等の児童生徒の学習に際しては、活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める。

第3章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科

第1節 各教科の基本的な考え方

1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う場合は、下記のような知的障害の特徴を理解しておく必要がある。

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

そのような知的障害の特徴を踏まえ、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部の各教科等については、学校教育法施行規則第126条第2項及び第127条第2項において、その種類を規定している。さらに、学習指導要領においては、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。

今回の改訂では、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実することや、具体的な指導内容を設定しやすくする観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

(1) 各教科の構成と履修

小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されており、それらを第1学年から第6学年を通して履修することになっている。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語科を加えることができ、それらを第1学年から第3学年を通じて履修することになっている。外国語科は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科である。このほか、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができる。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

(2) 段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（ただし、高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階）で示してある。学年別に示さず、段階別に示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからである。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校には、学校教育法施行令で定める就学基準によれば、「知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」が在学している。次に、「知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」が在学している。

こうした児童生徒の知的障害の状態等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げている。

小学部1段階は、主として、障害の程度が比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容を示している。

この段階では、知的発達が極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。

小学部2段階は、障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。

この段階では、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

小学部 3 段階は、障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。

この段階では、主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

中学部は、小学部 3 段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について

(1) 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実地的な状況下で指導する。
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。各学校においては、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

(2) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれている。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校で知的障害者を教育する場合において特に必要がある場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとされていることである。

なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に時間を設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の実態に即し、以下の説明を参考とすることが有効である。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄^{せつ}、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。

(エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。

(オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

③ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

(ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。

(イ) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

(ウ) 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

(エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。

(オ) 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

(カ) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、1つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討

する必要がある。

④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

(ア) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の達成感が味わえること。

(イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。

(ウ) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。

(エ) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。

(オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。

(カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

中学部の職業・家庭科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

(3) 教科別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設けて、各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは、「教科別の指導」と呼ばれている。

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。

特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間（小学部を除く。）、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

(4) 領域別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「領域別の指導」と呼ばれている。

① 道徳

道徳の指導においては、個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

② 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く。）との関連を図るとともに、小・中学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

③ 自立活動

知的障害のある幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害による困難の改善・克服を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、言語や運動の面而言えば、例えば、「理解言語の程度に比較して表出言語が極めて少ない」、「全体的な身体機能の発達の程度に比較して特に平衡感覚が未熟である」などである。また、情緒や行動等の面而言えば、例えば、「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい」、「極めて動きが多く、注意集中が困難である」などである。さらには、上肢や下肢のまひ、筋力の低さなど、あるいは自信欠如、固執行動、極端な偏食、異食、情緒発達の未成熟など、そして、てんかんや心臓疾患なども、随伴する状態等として挙げられる。

このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の内容の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

第2節 各教科に係る改善の要点

1 総則（第1章）内容等の取扱いに関する共通的事項（第2節第2）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合において、各教科等の内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することを総則に示した。

2 各教科（第2章）

ア 社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の見直しを行った。

イ 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いにおいて、各教科の指導に当たっては、具体的に指導内容を設定するものとするとともに、より一層生活に結び付いた効果的な指導を行ったり、教材やコンピュータ等の情報機器などを有効に活用したりするものとした。

第3節 小学部の各教科

第1 生活

1 生活科の意義

生活科は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力を育てることを目標としている。

対象とする児童の学習上の特性等から、生活に役立つ指導内容を取り上げ、具体的な場面で実際的な活動を通じた指導が重視され、経験を通して、生活の中で活動できる範囲を広げたり、活動をより一層高めたりすることが大切である。

生活科の内容は、児童の学校生活や社会生活全般との関連が深いことから、生活の自然な流れに沿って指導することが重要である。また、生活科の内容は「基本的生活習慣」、「健康・安全」、「遊び」、「交際」、「役割」、「手伝い・仕事」、「きまり」、「日課・予定」、「金銭」、「自然」、「社会の仕組み」、「公共施設」の12の観点から構成している。これらの観点は、それぞれを単元として取り扱うことよりは、児童の知的障害の状態等、学校や地域の実態に応じて工夫し、幾つかの観点を組み合わせたり、他の教科等との関連を十分に図ったりして総合的に指導することが重要であり、このような指導を通して児童の生活していく力を高めることが大切である。

また、生活科の指導に当たっては、家庭等との連携を図り、日々の生活を充実し、将来の家庭生活や社会生活に必要な内容を、実際の生活を通して身に付けていくようにすることが大切である。

2 改訂の要点

各段階の示し方を分かりやすくするとともに、児童の知的障害の状態等を踏まえ、より一層見通しをもって主体的に活動できるよう、内容を追加するなどの改訂を行った。

3 目標(第2章第1節第2款第1 [生活])

1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や

技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、4つの内容で構成されている。

① 「日常生活の基本的な習慣を身に付け、」とは、児童が、日々の生活において、健康で安全な生活をするためには、生活に必要な身の処置に関する知識、技能及び態度などを確実に身に付け、習慣化していくことが重要であることを指している。

② 「集団生活への参加に必要な態度や技能を養う」とは、児童が、家庭や学校において、教師や友達などとの集団生活に進んで参加し、活動するために必要な態度や技能を養っていくことが重要であることを指している。

③ 「自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、」とは、児童が、家庭や学校の近隣の地域など身近な社会に関心をもち、様々な人々とかかわったり、公共施設等を利用したりすることや、学校の近隣や登下校時に見られる動植物や河川などの自然、太陽や月などの天体、気候、季節の変化などに気付き、興味をもち関心を深めることが重要であることを指している。

④ 「自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。」とは、児童が有する能力を最大限に発揮して取り組む生活のことであり、上記の①から③の目標に基づく活動の下に、児童が学校生活や社会生活などの生活に必要な基本的な知識、技能及び態度を、生活経験を積み重ねて着実に身に付けていくことが重要であることを指している。

4 内容(第2章第1節第2款第1〔生活〕)

(1) 内容構成の考え方

内容は、児童の生活に関係の深い「基本的生活習慣」、「健康・安全」、「遊び」、「交際」、「役割」、「手伝い・仕事」、「きまり」、「日課・予定」、「金銭」、「自然」、「社会の仕組み」、「公共施設」の12の観点から示されている。

(2) 内容

1 段階(1) 日常生活に必要な身の処置を求めたり、教師と一緒にいたりする。

2 段階(1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身の処置をする。

3 段階(1) 日常生活に必要な身の処置を自分でする。

① 各段階の内容(1)は、「基本的生活習慣」の観点から示している。

今回の改訂では、分かりやすく平易に示すため、1段階(1)について、前半部分の「身近生活の処理を求めたり、」を「日常生活に必要な身近処理を求めたり、」とし、2段階(1)について、後半部分の「身近生活の処理をする。」を「日常生活に必要な身近処理をする。」とし、3段階(1)について、「日常生活に必要な身近生活の処理を自分でする。」を「日常生活に必要な身近処理を自分でする。」とした。

② 「基本的生活習慣」の内容は、「食事」、「用便」、「寝起き」、「清潔」、「身の回りの整理」、「身なり」に大きく分けられる。

【食事】

食事については、手洗い、配膳^{ぜん}、食事、食後の片付けなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師が手を添えるなどして食事等をするのが中心となる。食事の前に手洗いをする、配膳^{ぜん}をすること、食後に片付けをすること、こぼしたときはふいたり、片付けたりすることなどの活動により、徐々に食事の流れと基本的な行動の方法が理解できるようにすることが大切である。また、特にスプーンやフォーク、食器などの使い方等の指導や、よくかんで食べたり、適量を口に入れたりすることなどの指導が大切である。

2段階では、教師から言葉掛けや促しなどの援助を受けながら、自分で食事等をするのが求められる。食事の一連の流れが大体分かるとともに、こぼさないように食べる、食事中に立ち歩かないなど食事の際の基本的な態度を十分に身に付けることが大切である。

3段階では、できるだけ一人で食事をするに取り組むことが求められる。食事の準備(エプロンの着替え、手洗い、食器の運搬・配膳^{ぜん})、食事(あいさつ、適量をよくかんで食べる、食事のマナーなど)、片付け(食器をまとめること、運搬することなど)の一連の活動を友達と協力して行うことが重要である。

食事の指導に当たっては、食品の温度や大きさなどについて、児童の実態に即したきめ細かな配慮が必要である。

また、食事の指導は、児童にとって明るく楽しい雰囲気になるように場の工夫をするとともに、食事のマナーについても、食前・食後のあいさつをするなど、基本的な態度や習慣が身に付くようにすることが大切である。併せて、近年の在籍児童の実態から、味覚に過敏な児童には、味付けを配慮したり、アレルギーのある児童には、食材を配慮したりすることにも留意して指導することが大切である。

【用便】

用便については、尿意等を伝えること、用便の手順や技能に関する事、用便後の始末に関する事、清潔を保つことに関する事などが指導内容として挙げられる。

1段階では、一定時刻に用便に行くことや教師から手を添えられるなどして用便の手順を知ることなどが中心となる。その際、尿意、便意、粗相などを教師に告げることができるようになることが大切である。また、ズボンやパンツの上げ下げや、男子の場合、便器の前にまっすぐに立って用を足すことなどの基本的な指導が大切である。また、用便の終了後には、教師が手を添えて、手洗いをすることを身に付けるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で用を足すことが求められる。また、男女の便所の区別をして用を足す、個室に入るときはロックをして入る、入ったら戸を閉める、用便後に自分でふく、水を流すなどの一連の活動において、必要な指導を行うようにする。また、トイレトペーパーの長さ、鍵の掛け方などのきめ細かな指導が必要である。

3段階では、援助がなくても自分で用を足すことが求められる。また、便器を汚さないようにして用を足す、自分の家や学校以外の便所を一人で使う、出掛ける前や休憩時には自分から用を足す、いろいろな種類の鍵の使用方法を知るなどの指導が大切である。

用便の自立は、社会生活を送る上で極めて重要であり、本人の自信にもつながる大切な事柄であることから、その指導は、学校生活の中だけではなく、保護者等との連携を図り、指導手順や方法などについてできる限り共通化することが大切である。

【寝起き】

寝起きについては、就寝の準備や片付けをすること、一人で就寝すること、あいさつをすること、衣服の着脱をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、一人で寝ることができるようになることが中心となる。保護者等と一緒に寝ている場合には、一人で寝ることに不安をもたないように、着替えを援助するなどして、気持ちをリラックスできるようにすることが大切である。また、就寝前のあいさつ等も習慣化することが大切である。

2段階では、規則正しい生活となるよう、指示や促しなどの援助を受けながら、定時に寝起きできるようにすることが大切である。さらに、その援助も徐々に少なくするとともに、一人で寝まき、通学服や普段着などに着替え、あいさつができるようになることが大切である。また、就寝前や起床後の洗面や歯磨き、寝床の準備や片付けなどの活動を始めることも大切である。

3段階では、一人ですることを増やし、自信につなげていくことが大切である。就寝前や起床後のあいさつを自分から言ったり、自分で寝床を準備したり片付けたりすることなどを、日常的に行い、習慣化することが大切である。

寝起きに関することは、一日の生活リズムを整え、健康な生活を送る上で欠かせない重要な指導内容である。学校における直接的な指導の機会は少ないため、特に家庭等の協力が必要である。

【清潔】

清潔については、汚れた衣服の着替え、洗面や歯磨き、手洗い、タオルでふくこと、歯磨きをすること、入浴することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、歯磨き、洗面、手足を洗う、鼻をかむ、髪をとかす、つめを切る、耳あかを取る、ふろに入る、髪を洗う、湯あがりに体をふくなどの行動を、教師と一緒にできるようにすることが大切である。家庭等では、保護者等が行っていることでも、学校の集団の中では友達を意識し、自分もやってみようとする気持ちが見られることもある。

2段階では、教師の声掛けや促しなどの援助を受けながら、できるだけ一人でできるようにすることが大切である。1段階で示した内容のほか、特に、日常の様々な機会をとらえて、身体各部や衣服の汚れが理解できるようにすること、身体を清潔にする意識を育てることが大切である。さらに、髪のとかし方、つめの切り方、体の洗い方など、道具や用具を使うことは教師と一緒に繰り返し行い、身に付けるようにすることが大切である。

3段階では、自分から清潔を意識して活動に取り組むことが求められる。身体や衣服の汚れのほか、日常的に下着を交換すること、簡単な洗濯をすること、入浴時の身体各部の洗い方やふき方、入浴後に使用した洗面器やタオルの後片付け、理髪店の利用などの指導も大切である。

清潔に関する指導は、健康を維持するだけでなく、人とのかかわりを円滑にする上からも必要なことであり、身体を清潔にする感覚を段階的に育てることが大切である。

なお、身体を清潔にするための入浴時の指導について、学校では直接的な指導の機会が少ないため、家庭等の協力が必要である。

【身の回りの整理】

身の回りの整理については、持ち物の整理、自分の衣服や靴など使った物の整理が主な指導内容として挙げられる。

1段階では、教師が手を添えるなどして、自分の帽子、かばん、靴、衣服などを見分け、決められた場所に置くことが中心となる。指導に当たっては、児童が自分の持ち物の置き場所について意識するよう、声を掛けて促すことも大

切である。

2段階では、1段階の援助を徐々に少なくし、ハンガーに掛けたり、下足箱に入れたりして整理できるようにすることが大切である。特に、身の回りの用品の名称、衣類の畳み方、収納場所や収納方法などを知ることが大切である。

3段階は、できる限り自分で、靴や衣服などの整理をすることが中心となる。特に、衣類に合わせた畳み方、かばんや文具などの収納場所や収納方法を知るとともに、習慣化することが大切である。また、旅行等に必要な物の準備や後片付け、雨具の後片付けなど、ふだんは使用しない物についても、その機会をとらえてていねいに指導することが大切である。

身の回りの整理については、低年齢の段階から、学校生活の日課に適切に組み込み、児童が習慣化できるように継続して指導することが大切である。さらに、児童の実態に応じて、帽子、衣服、靴などの置場などを識別できるように、一人一人のシンボルマークを決めたり、写真や名札をはったりして、自分の収納場所が分かるようにするなどの配慮が大切である。

【身なり】

身なりについては、着替え、身だしなみ、気候に応じた衣服の調節などが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、簡単な衣服の着脱を行いながら、例えば、ズボンにシャツを入れることなどについての指導が中心となる。また、季節や気温に応じた様々な衣服に慣れることとともに、天気に応じて傘の使用やレインコート、長靴等の身に付け方が分かったり、安全に使用したりすることができるよう指導することが大切である。特に、この段階では、着用しやすい衣服を用意することや、「うら」、「おもて」、「まえ」、「みぎ」、「ひだり」などの声を掛けることなどを配慮する必要がある。

2段階では、援助の程度を考慮しながら、一人で行う力を育てる必要がある。衣服の前後、表裏に気を付けながら着脱したり、鏡の前で、着脱後の簡単な確認をしたりすることが大切である。

3段階では、着替えの際などに、身だしなみを整えることが求められ、例えば、そで口や襟もと、すそを整えることなどに自分から気付くようにすることが大切である。

この段階の着替えでは、通学服から体操着などに着替えること、鏡で確認すること、寒暖や天候、活動や場所に合わせて衣服や履物を選ぶことなどに配慮する必要がある。また、前述の身の回りの整理と合わせて衣服を畳むことなどとともに、衣服の汚れやほころびに気付き、自分から着替えをすること、適切な場所で着替えをすることなども大切である。

身なりについては，継続した指導が必要なものが多く，長期にわたる指導を心掛け，家庭等との連携を図る必要がある。

- 1 段階(2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- 2 段階(2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- 3 段階(2) 健康や身体の変化に関心をもち，健康で安全な生活をするように心掛ける。

① 各段階の内容(2)は，「健康・安全」の観点から示している。

各段階の内容(2)は，従前どおりである。

② 「健康・安全」の内容は「健康管理」，「危険防止」，「交通安全」，「避難訓練」に大きく分けられる。

【健康管理】

健康管理については，自分の体調など健康を意識し，健康を維持するための基本的な技能，体調が悪いときやけがをしたときの対応方法を身に付けること，自分の体の成長に興味をもつことなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では，教師と一緒に，「がらがら（うがい）」，「のど」，「せき」などの言葉に触れながら，うがいをしたり，うがいに関心をもったりすることなどが挙げられる。また，帰宅時などに，手洗いの手順などとともに，手洗いを習慣とすることが大切である。さらに，体調が悪いときやけがをしたときに，教師と一緒に保健室へ行くなどして保健室の雰囲気になれることも大切である。

2 段階では，体調について意識し，体調の悪いときやけがなどを教師等に知らせることが求められる。例えば，朝の会で体調を発表したり，教師に痛い部位を伝えたりすることなどが考えられる。また，体重の変化が分かるなど身体測定の結果に関する興味・関心をもつことが大切である。さらに，手の汚れの状態を見て，手洗いができるようにすることが大切である。

3 段階では，自分から体調について意識し，治療や休養が必要である場合には，できるだけ一人で保健室を利用することや，友達のけが等を教師等に告げることなどが求められる。また，病気やけがをしたときは，落ち着いて簡単な手当を受けることができるようにすることが大切である。さらに，身体測定の結果や身体の変化などから，自分の身体の成長に関心をもつことも大切である。

また，自分の身体を洗うことや髪，つめの手入れなどの衛生面，食欲の変化等の体調の管理についても，関心をもって適切な対応ができるようにする

ことが大切である。

健康管理については、日ごろから児童の健康状態について十分に把握しておき、その状態に応じて対応できるようにすることが大切である。

月経の指導については、開始の時期や期間中の様子などに個人差があるので、家庭等の協力を得て、生理用品一式を用意しておくとともに、不安感をもたないで初経を迎えられるようにすることが大切である。処置については、用便、清潔、身なりの指導と関連させながら、初期の段階で個別に指導する必要がある。また、児童が、月経時に自分から女性教師に声を掛けるよう指導することも大切である。

【危険防止】

危険防止については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、様々な活動する中で、身の回りにある小さなボタンやおもちゃ、硬貨などをむやみに口の中に入れていないこと、階段や段差などに注意して歩くこと、ブランコやジャングルジムなどのけがや事故につながる危険な場所に一人では近付かないこと、また、刃物や器具類などを一人では扱わないことなどが指導内容として含まれる。

2段階では、教師の指示や援助を受けながら、物を投げたり、高いところへ登ったりするなどの危険な遊びをしないことや、ガスの栓、マッチ、刃物などの危険な物に、必要以上に触れないことなどが指導内容となる。そのため、投げる、高所に登る、器具類を使用するなどの指導を適切に進め、児童が安全な遊び方や安全な遊具や器具などの扱い方を知ることが大切である。

3段階では、自分で気を付けながら、安全に遊具や日常生活で使用する器具等を扱うことなどが挙げられる。特に、行動範囲の広がりに応じて、危険な場所や状況を知らせ、自分から回避したり、大人に知らせたりするなど、適切な対応ができるよう指導することが大切である。

危険防止については、日常の実践的な生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。

安全点検では、危険な物や危険な場所に気を付けるよう指導する必要がある。例えば、ガラスの破片、針、はさみ、刃物、ストーブ、ライター、マッチなどの危険な物や、工事現場、階段など危険な場所に関する注意を喚起することが重要である。しかし、児童は、教師等の予想外の行動をとることがあるため、日常的に用いられる遊具、黒板消し、電気掃除機、冷蔵庫、ト一

スター，アイロン，洗濯機などでも事故が起こり得ることに留意する必要がある。特に，火を扱うことに関しては，安全な利用とともに，やけどや火事などにつながる危険な物であることを指導することが大切である。

また，道に迷ったときのために，家庭等へ電話して知らせること，見知らぬ人には付いていかないことや，寄り道せずに帰宅することなどを取り扱うことが大切である。

【交通安全】

交通安全については，安全に気を付けながら通行することや道路を横断すること，信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師と一緒に，交通信号に注意しながら道路を歩いたり，横断歩道を安全に渡ったりすることが重要である。具体的には，安全に歩くことでは，道路の中央は歩かないこと，接近する自動車や自転車などを避けることなど，横断歩道の渡り方では，教師と一緒に歩きながら，信号を確認すること，左右を見て安全確認を行い，片手を上げて車の運転手にアピールしながら横断することなどを実際に体験することが大切である。

2段階では，教師と行動を共にしながら，自動車や自転車などに気を付けること，友達と横に並ばないで歩くこと，道路の横断では手を上げて渡ることなどを知ることが大切である。また，歩行者用の信号を理解して道路を横断したり，踏切の警報機の意味を知り，正しく渡ったりすることなどがある。

3段階では，自分から交通安全に留意し，様々な信号機があることを知るとともに信号に従いつつ左右を確認して渡ったり，「止まれ」，「通行止め」，「横断禁止」，「危険」などの標識を理解したりすることが大切である。また，交通安全の係員の指示に従うことや，自転車の使用に関して，交通ルールを実際の道路上で体験することなどがある。

交通安全に関する指導は，日常の社会生活をする上での基本的な事項である。その指導内容を正しく身に付け，安全に過ごせるようにしなければならないことである。直接，生命にかかわることなので，児童の実態を的確に把握し，登下校の場だけでなくその状況に合わせて指導する場を設定する必要がある。交通標識等の指導は，機会を見付けて，実際的な場面を通して行うようにする必要がある。また，地区の交通安全協会等と連携して交通安全教室を開くなどして，交通安全に関する意識を高めていくことが大切である。

【避難訓練】

避難訓練については，訓練の重要性を知ること，教師等の指示に従って避難することなどを身に付け，災害時に適切な行動ができるようにすることが

指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり、走り回ったりせずに机の下に隠れたり、教師と手をつないだりして、避難場所に移動をすることが大切である。

2段階では、避難時に、教師等の指示により、友達と一緒に行動することが大切である。また、「火事」、「地震」、「避難」などの言葉の意味を理解することも大切である。

3段階では、避難時に、教師等の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすることが求められる。また、担任以外の教師の指示にも進んで従ったり、火災時には、ハンカチやタオルで口を覆ったりすることがある。さらに、避難訓練を通して、適切な行動の必要性を知るようにすることも大切である。

避難訓練については、火災、地震、不審者対応等の場面を想定して、定期的、計画的に実施し、きめ細かな指導をするとともに、日ごろから関心を喚起し意識を高めることが必要である。例えば、火災防止では、避難時に発煙装置や防災ずきんなどを用意するなどの工夫も考えられる。また、火災報知器や消火器などのおよその意味が分かり、ふだんは触れないようにする指導も大切である。併せて、地震や不審者対応の訓練では、指示をよく聞き行動すること、避難の方法を決めておくこと、児童に不安を与えないことなどに配慮することが大切である。

さらに、地域の消防署等の協力を得て、消火作業の実演等を見学するなどして、災害時の行動に関する意識を高めることが大切である。

1段階(3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。

2段階(3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。

3段階(3) 友達とかかわりを持ち、きまりを守って仲良く遊ぶ。

① 各段階の内容(3)は、「遊び」の観点から示している。

各段階の内容(3)は、従前どおりである。

② 「遊び」については「いろいろな遊び」、「遊具の後片付け」に大きく分けられる。従前は、「遊具の後片付け」は「遊具の後始末」であったが、実際の指導内容として後片付けが多いことから表現を改めた。

【いろいろな遊び】

いろいろな遊びについては、自分の好きな遊びをすること、教師とごっこ遊びをすること、遊具を使って遊ぶこと、簡単なルールを守って遊ぶこと、

簡単な遊具を作って遊ぶこと、簡単なゲームをすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と友達と同じ場所で、一人で好きなことをしたり、友達とかかわり合いながら遊んだりすることが大切である。また、教師の働き掛けを受け入れ、まねをするなどして遊ぶことも考えられる。その際には、児童が安定した気持ちで十分に身体を動かして遊べるよう配慮するとともに、安全な遊び場の設定や滑り台、ブランコ、砂場などの遊具の活用が大切である。

2段階では、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをすることが大切である。例えば、教師と簡単なごっこ遊びをしたり、鬼ごっこなどの簡単なルールのある遊びをしたりすることなどが挙げられる。また、大きく身体活動ができる遊具を活用するとともに、簡単に操作したり、容易に移動させたりできる遊具の活用にも配慮することが大切である。

3段階では、友達と一緒にルールのある遊びを楽しんだり、簡単な遊具を作って遊んだりすることなどが指導内容となる。ルールのある遊びとは、順番を守ったり、交代をしたりするなどの約束や、勝ち負け、役割などがある遊びであり、それらを分かって遊ぶことが大切である。簡単な遊具とは、例えば、大きな積み木の家や橋などのほか、色紙、はさみ、粘着テープなどで作る遊び道具などが考えられる。また、この段階では、自分の好きなビデオなどを自分で選んで楽しんだり、共通の関心をもつ友達と一緒に楽しんだりすることも大切である。

いろいろな遊びに関する指導では、児童が多様な遊びができるよう、教室やプレイルームなどにおもちゃや遊具などを自由に扱えるようにしておくとともに、児童の様子に応じて、教師が遊具等を製作することも大切である。また、家族等、身近にいる人たちとの深いかかわりの中で、児童にとって自然に遊ぶことができることや、学校で体験した遊びが、家庭や地域などでも生かされるようにすることが大切である。

【遊具の後片付け】

遊具の後片付けについては、教師と一緒に遊具を片付けること、自分から片付けること、協力して片付けることなどが指導内容として挙げられ、準備から後片付けまで一連の活動としてとらえることが生活態度を育てる上で重要である。

1段階では、教師と一緒に、遊びに使った遊具を所定の場所に運ぶことが大切である。児童にとって、後片付けも遊びの指導内容の一つとなるよう工夫することが大切である。

2段階では、教師に促されて、自分で使った遊具を片付けることが大切である。その際には、友達からの声掛けでも片付けることができるよう配慮するとともに、友達と一緒に大きな物を、協力しながら運び、収納することについても配慮することが大切である。

3段階では、自分から進んで遊具などを片付けることが大切である。そのため、児童が、遊具や教材を収納したり、取り出したりしやすいように用具入れなどに入っている物が分かりやすいように、写真カードをはり付けるなどの工夫をすることが大切である。

1段階(4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。

2段階(4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかわりをもつ。

3段階(4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。

① 各段階の内容(4)は、「交際」の観点から示している。

各段階の内容(4)は、従前どおりである。

② 「交際」については、「自分自身と家族」、「身近な人との交際」、「電話や来客の取次ぎ」、「気持ちを伝える応対」、に大きく分けられる。なお、従前の「感謝の気持ちやわびる気持ち」は、具体的な指導内容が設定できるよう考慮し、「気持ちを伝える応対」とした。

【自分自身と家族】

自分自身と家族については、自分自身のことや家族のことが分かること、簡単な紹介をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、自分自身に関することで、例えば、名前を呼ばれたときに身振りや表情で応じたり、声を出したりすることが中心となり、挙手や発声で、自分を呼んだ人に対して返答することが大切である。

2段階では、自分自身に加え、自分の家族の名前が分かり、それらを紹介することなどが大切である。また、例えば、家族の名前を尋ねられたときに応じられるようにすることなども大切である。

3段階では、自分自身や家族について、仕事や兄弟姉妹関係などにも触れて簡単に話したり、紹介したりすることなどが大切である。

自分自身と家族に関する指導では、家庭等との連携が特に大切であり、学校での活動が、家庭等においても繰り返し経験できるようにすることが大切である。

【身近な人との交際】

身近な人との交際については、担任教師や友達、親戚、隣人などの名前を覚えたり、あいさつをしたりすること、見聞きしたことについて会話を楽しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、身近にいる教師の名前を覚えたり、親しい友達と手をつないだり、ごく簡単な要求を表現したりすることが大切である。この段階では、身近な人と表情、身振り、動作など活発なコミュニケーションが行われることが大切である。また、教師と一緒に、頭を下げたり、手を振ったり、握手したりしてあいさつすることも大切である。

2段階では、担任の教師や友達の名前を言ったり、身近な人に自分からあいさつをしたりすることなどが大切である。「おはようございます」、「さようなら」などのあいさつは、社会生活における人間関係を育てる上で大切なことである。また、教師等に見たこと、聞いたこと、遊んだことを話すことができることなども大切である。

3段階では、簡単な日常のあいさつをしたり、見たことや、聞いたこと、遊んだことを教師や友達と話し合ったりすることなどが大切である。さらに、学校の出来事を家庭等で話したり、家庭等での会話を学校で話したりすることなどが大切である。この段階では、困っている友達を手伝ったり、友達との約束を守ったりすることや、交際という観点から身近な人に年賀状や手紙を出すことなどの指導も大切である。

【電話や来客の取次ぎ】

電話や来客の取次ぎについては、電話の取次ぎや来客への対応を適切に行うことが指導内容として挙げられる。

1段階では、お客さんが来たことや電話がかかってきたことに気付き、関心をもつことが大切である。

2段階では、人の来訪を伝えたり、電話の取次ぎをしたりすることが大切であり、初歩的な伝言の経験を積み重ねることが必要である。

3段階では、電話や来客があったときには「はい、〇〇です」、「今替わります」、「〇〇先生、電話です」、「〇〇先生にお客様です」などを言って、適切に取次ぎをすることが大切である。また、校内に設置してある電話を活用し、児童が率先して取り次ぐことができるようにしておくことも大切である。

電話や来客の取次ぎについては、家庭等との連携を図り、できるだけ同じ方法で指導できるようにすることが大切である。

【気持ちを伝える対応】

気持ちを伝える対応については「ありがとう」や「ごめんなさい」などの気持ちを表す言葉があることが分かり、自分なりに表現することや、それら

を含めたあいさつなどを習慣にすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、それぞれの場面に応じて教師に促され「ありがとう」や「ごめんなさい」などの気持ちを表す経験を積み重ねることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、適切な場面で「ありがとう」や「ごめんなさい」などをできるだけ言葉で言うことが大切である。

3段階では、人間関係や行動範囲も広がり、多くの人たちと接するようになったときにも、「ありがとう」や「ごめんなさい」などを相手に理解してもらえるよう、適切に言えることが大切である。

気持ちを伝える応対に関する指導では、教師のふだんの姿勢が児童の気持ちに影響を与えるため、人間関係の広がりに応じて、教師は、適切なモデルとなることが大切である。

1段階(5) 教師と一緒に集団活動に参加する。

2段階(5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。

3段階(5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。

① 各段階の内容(5)は、「役割」の観点から示している。

各段階の内容(5)は、従前どおりである。

② 「役割」については、「集団の参加や集団内での役割」、「地域の行事への参加」、「共同での作業と役割分担」に大きく分けられる。

【集団の参加や集団内での役割】

集団の参加や集団内での役割については、いろいろな行事に参加すること、集団の中で自分の役割を果たすことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、集団の中で活動することに慣れることが大切である。児童が学級・学年・異年齢集団など、人数や年齢幅が異なる集団に参加し、友達を知り、友達と一緒に活動することが重要である。

2段階では、学級・学年・異年齢集団など、人数や年齢幅が異なる集団に参加し、教師の援助を受けながら、集団活動で簡単な係活動を果たすことが大切である。例えば、友達と一緒に活動する中で、遊び道具を運搬したり、準備をしたりするなど簡単な係活動を行うことが挙げられる。

3段階では、児童が積極的に様々な集団活動に参加し、活動の準備や活動における役割を主体的に果たしていくことが大切である。特に、集団活動では、様々な役割があることを知り、他の係を意識しながら活動の見通しをもって、自分の役割を果たすようにすることが大切である。

【地域の行事への参加】

地域の行事への参加については、地域の行事に参加すること、そこで自分の役割を果たすこと、地域の行事を楽しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に地域の行事に参加し、例えば、地域の子供会や町内会の催しなどの楽しい雰囲気を味わうことが大切である。この段階では、学校外の集団活動に参加する際には、特に、安全に留意したり、無理のない参加を心掛けたりする必要がある。

2段階では、教師に援助されながら、地域の行事に参加し、簡単な買い物をしたり、地域の人たちと一緒に活動したりすることなどが大切である。

3段階では、友達と一緒に行事に参加し、主体的に地域の行事の催物などを楽しんだり、地域の人たちと協力して、行事の準備や後片付けをしたりすることなどが大切である。

地域の行事への参加に関する指導では、地域社会に根ざした学習を展開することや地域社会の一員としての自覚がもてるようにすることが大切である。

【共同での作業と役割分担】

共同での作業と役割分担については、簡単な作業を共同で行うこと、作業において分担された個人の役割を果たすことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、簡単な作業を行うことが主な活動となる。その際には、楽しい雰囲気の中で共同作業ができるよう配慮することが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、友達と一緒に作業に取り組むことが大切である。その際には、友達と協力して楽しく作業に取り組めるようにすることが大切である。

3段階では、作業分担や役割が分かり、自分から取り組んだり、役割を果たしたりすることが大切である。個々の児童の力が発揮できるよう、繰り返して活動に取り組めるようにするとともに、木工や紙工などを取り入れるなどして、児童が作業に取り組む機会を用意することも大切である。

共同での作業と役割分担に関する指導は、家庭等においても、役割を担えるよう連携を図りながら指導できるようにすることが大切である。

- 1段階(6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。
- 2段階(6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。
- 3段階(6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。

- ① 各段階の内容(6)は、「手伝い・仕事」の観点から示している。
各段階の内容(6)は、従前どおりである。
- ② 「手伝い・仕事」については、「手伝い」、「整理整頓^{とん}」、「戸締まり」、「掃除」、「後片付け」に大きく分けられる。

【手伝い】

手伝いについては、物を配ったり届けたりすること、伝言を届けること、作業を手伝うことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、配布物を配ったり、教材等を運搬したりすることなどがある。手伝いの意味が十分に理解できない児童にとっても、徐々に手伝うことの喜びが味わえるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で、配布物の手伝いをしたり、他の教室へ教材等を運んだりすること、また、簡単な道具や器具を教師と一緒に使用して、作業の手伝いをすることが大切である。その際、安全に留意するとともに、個々の児童に応じた手伝いを設定することにより、手伝いをすることに意欲がもてるようにすることが大切である。

3段階では、日常生活の中で、自分から調理や製作などの様々な活動の手伝いをすることが挙げられる。その際、担任以外の教師とも連絡を取り合い、適切な指導が行われるよう、協力体制を心掛けておくことが大切である。また、この段階では、道具や器具に慣れるとともに、それらを大切に扱いながら安全に仕事の手伝いをすることが大切である。

手伝いに関連する指導で、道具等を扱う場合には、道具等の正しく安全な使用方法をきめ細かく指導することが必要である。特に、刃物、ガス器具、電気器具等、危険を伴う道具や器具の扱いについては、安全に十分配慮し、適切な使用^{とん}方法を指導する必要がある。

【整理整頓^{とん}】

整理整頓^{とん}については、自分の所持品の整理をすること、学級で使う物の整理をすること、友達や学級の物を整理すること、不要物の選別と不要物を捨てることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、学習用具をロッカーに入れるなどの自分の所持品を整理することが大切である。その際、自他の学習用具等の区別ができるようにし、個々の児童が、自分のロッカーやかばんなどに用具を収納できるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で机やロッカーなどの中を整理することが大切である。また、この段階では、友達が使った物や学級の備品についても整理することが大切である。

3段階では、自分の所持品だけでなく、友達の使った物や学級の備品の整理を行うことが大切である。例えば、掃除用具、運動用具、図書などを整理したり、学級の友達の履物をそろえたりすることなどが考えられる。また、不要物を選別し、所定の場所に廃棄することなども考えられる。その際には、整理整頓^{とん}された教室等の気持ちよさが実感できるような工夫が大切である。

整理整頓^{とん}に関する指導は、あらゆる学習場面や日常の生活場面で、継続的に取り上げる必要がある。

【戸締まり】

戸締まりについては、窓や扉の開閉をしながらその意味を知ること、教室等に鍵を掛けたり、開けたりすること、自分で判断し、窓の開閉や鍵の開け閉めをすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に扉や窓の開閉を繰り返しながら、扉や窓の開閉に慣れるようにすることが大切である。

2段階では、扉や窓の開閉と同時に施錠方法を知り、どのようなときに開け、どのようなときに閉めるのかを理解することが大切である。

3段階では、窓の開閉や鍵の開け閉めが、いつ、どのようなときに必要なのかを理解することが大切である。窓をどのくらい開けたり、閉めたりするのかなどが分かるには、日ごろの積み重ねが特に大切である。そのため、児童に開閉の意味やタイミングなどを話しながら、手伝う機会を日常的につくって習慣化することが大切である。

戸締まりに関する指導では、学級等における係の活動との関連に配慮しながら、自発的な活動になるようにすることが大切である。

【掃除】

掃除については、自分の出したごみを拾うこと、身の回りにあるごみを拾って捨てること、掃除道具を使って簡単な掃除をすること、任された場所の掃除をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、ごみを拾ったり、ごみ箱のごみを捨てたりすることが大切である。その際、児童がけがをしないように安全に留意するとともに、大きなごみをごみ箱に入れるような簡単なことを習慣にしていくことなどが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、できるだけ一人で、簡単な掃除をすることなどが大切である。その際、掃除用具の名称を覚えたり、使い方が分かったりすることが大切である。

3段階では、分担された場所の掃除をすることが大切である。教室内の掃除に加え、例えば、廊下、玄関、プレイルーム、階段など教室以外の場所を

分担することも大切である。その際には、それぞれの場所に適した掃除の方法や手順、用具の使い方などを身に付けるようにすることが大切である。

なお、掃除に関する指導では、児童が使いやすい道具を用意するとともに、ごみを集める場所をマークしたり、手を置く位置が分かるぞうきんを用意したりして、活動しやすいよう配慮しながら、達成感がもてるようにすることが大切である。

【後片付け】

道具の後片付けについては、手伝いや仕事が終わったら、道具や材料などの片付けを行うこと、仕事が終了したことを教師に報告することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、手伝いや仕事で使用した道具等の後片付けをすることが大切である。その際には、自分が使用した道具等を運ぶなど、徐々に慣れるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、仕事で使用した道具等の片付けをすることが大切である。その際には、友達からの言葉掛けでも片付けることができるよう配慮するとともに、友達と一緒に、協力しながら片付けることについても配慮することが大切である。

3段階では、手伝いや仕事の終了時に報告をしたり、自分から決められた場所に道具等を片付けたりすることが大切である。その際には、片付けをすることは、集団生活における大切なルールであることに気付くようにすることが大切である。

道具の後片付けに関する指導では、児童が道具等を収納したり、取り出したりしやすいように工夫することが大切である。

- 1段階(7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。
- 2段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。
- 3段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。

① 各段階の内容(7)は、「きまり」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(7)について、従前の「学校生活の簡単なきまりに従って行動する。」の「学校生活」を、1段階の他の観点における内容や、2段階(7)及び3段階(7)の内容との関連を考慮し、「教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。」と改めた。また、

2段階(7)及び3段階(7)について、実生活における社会的規範には、拘束性の強い「きまり」だけでなく、迷惑をかけない行動や作法などの生活習慣も含まれることから、「きまり」を「きまりやマナー」と改めた。

- ② 「きまり」については、「自分の物と他人の物の区別」、「学校のきまり」、「日常生活のきまり」、「マナー」に大きく分けられる。なお、従前、この「きまり」で扱っていた「日課」に関することは「日課・予定」に移すことにした。

【自分の物と他人の物の区別】

自分の物と他人の物の区別については、自他の物を区別すること、他人の物を無断で持ち出さないこと、他人に借りた物は必ず返すことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に自他の物を区別することが大切である。その際には、自他の物の区別が付くよう、持ち物や道具に色や模様の付いたシールをはったり、記号や名前を付いたりするなどの配慮が大切である。

2段階では、自他の物を区別することに加え、他人の物や学校の物品を無断で持ち出さないことなどが大切である。

3段階では、他人の物や学校の物品を無断で持ち出さないことに加え、物を貸し借りすることが挙げられる。また、落とし物を拾ったときは、教師に届けたり、持ち主を探して手渡したりすることも大切である。

【学校のきまり】

学校のきまりについては、学校生活におけるきまりを知って守ること、地域や社会におけるきまりを知って守ること、きまりの意義を知り、自発的にきまりを守るようにすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師からの声掛けや様々な合図などを聞いて、学校生活の簡単なきまりを教師と一緒に行動しながら知ることが大切である。例えば、決まった場所で靴を履き替えることや、廊下は静かに歩くことなどが挙げられる。

2段階では、学校生活では、廊下の右側通行、靴を履き替える場所、登校時刻や下校時刻など様々なきまりがあることに気付くとともに、教師の援助を受けながらも、それを守るようにすることが大切である。

3段階では、必要に応じて簡単なきまりを相談してつくることなどが大切である。その際、きまりは、共同生活を成り立たせていくことや地域において安全に生活する上で重要であることを知ることが大切である。

学校のきまりについては、朝の会、帰りの会、登下校指導及び日常生活の具体的な場面で継続して指導することが大切である。また、円滑な社会生活

を営む上で必要なきまりや約束を守ることの指導に当たっては、学校だけでなく家庭等との連携を図ることが大切である。

【日常生活のきまり】

日常生活のきまりについては、日常生活における簡単なきまりを知って守ること、きまりを守りながら進んで施設等を利用することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、例えば、道路を歩くときや横断歩道を渡るとき、乗り物や公共施設を利用するときなど、きまりを守って行動することが挙げられる。

2段階では、教師の援助を受けながら、日常生活においてきまりがあることに気付き、それを守って行動することが大切である。例えば、信号を守って横断する、停留所や駅などでは並んで順番を待つ、順番を守って乗り物の乗降をする、決められた場所で遊ぶなどが挙げられる。

3段階では、日常生活において、進んできまりを守ることが大切である。例えば、公園や遊園地、図書館などの公共施設や、電車やバスなどの公共機関を利用する際のきまりを守るなどが挙げられる。

また、例えば、校内や通学路などの火災報知機や消火器などの非常用設備が設けられていることや、それぞれの設備の役割などを理解するとともに、それらにふだんは触れないようにすることや非常時におけるそれらの使用法について、およそを理解できるような指導も大切である。

【マナー】

マナーは、日常生活における作法や習慣などで、集団生活において周りが不快に感じないような行為や振る舞いであり、食事を行儀よく食べることや公共の場で迷惑を掛けないことなどを身に付けることが指導内容として挙げられる。

2段階では、正しい姿勢で食事をする、食事中は席に座っている、口に食物が入っているときは話さないなど、身近な生活におけるマナーを、実際に守れるよう指導することが大切である。

3段階では、バスや電車、病院や図書館などでは静かに過ごすなど、公共の場でのマナーについて指導するとともに、その理由も分かり実際にマナーを守るようにすることが大切である。

日常生活のきまりやマナーに関する指導では、実際の活動を通して体験しながら、学習できるようにすることが大切である。また、公共図書館を利用するなど、校内での学習と公共施設等の利用とを関連付けて学習できるようにすることが大切である。

- 1 段階(8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。
- 2 段階(8) 教師の援助を受けながら日課に沿って行動する。
- 3 段階(8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。

① 各段階の内容(8)は、「日課・予定」の観点から示している。

今回の改訂において、在籍する児童の障害の状態等の変化を踏まえ、より一層見通しをもった活動を重視する観点から、新たに設けられた内容である。

② 「日課」とは、学校生活で行われる毎日決められた授業等であり、「予定」とは、将来、学校生活等で行われる事柄である。この観点における内容の指導に当たっては、児童が日課や予定を理解し、見通しをもって主体的に活動することを目指すことが大切である。

【日課・予定】

第1段階では、学校生活で教師と一緒に日課に沿って行動することが大切である。この段階では、まだ見通しが十分もてないため、教師と同じような行動を教師からの声掛けを聞いたり、手をとってもらったりしながら、それらに従って一緒に行動することが大切である。

第2段階では、教師の援助を受けながら、次に何をするのが分かり、できるだけ一人で日課に沿って行動することが大切である。例えば、教師からの声掛けを聞いたり、次の行動を絵や写真で示したカード等を見たりして、できるだけ一人で行動することが求められる。また、この段階では下校後は何をするのかや明日の予定など、身近な予定について取り扱うことも大切である。

第3段階では、日常生活におけるおよその予定が分かり、行動することが大切である。例えば、一週間程度の予定が分かり、カレンダーや予定表を見て学校行事や家庭の予定などに従って行動することが求められる。また、都合により予定が変更する場合に対応した指導も重要である。特に、児童は予定の変更に対応することが難しい場合が多く、変化への対応を少しずつ身に付けられるよう配慮することが大切である。

なお、「日課・予定」に関する指導では、算数科の指導内容と関連させたり、家庭と連携したりして、日常生活に生かせるようにすることが大切である。また、予定表などは児童が分かりやすいように、実物、写真、絵と文字を組み合わせるなど、提示方法を工夫して、予定された行動をイメージしやすくする指導が大切である。

- 1 段階(9) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
2 段階(9) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。
3 段階(9) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。

- ① 各段階の内容(9)は、「金銭」の観点から示している。
各段階の内容(9)は、従前どおりである。
- ② 金銭については、「金銭の扱い」、「買い物」、「自動販売機等の利用」に大きく分けられる。

【金銭の扱い】

金銭の扱いについては、お金を大切に扱うこと、代金を支払うこと、硬貨や紙幣の種類を知ること、種類ごとに分類したり数えたりすること、お金を無駄遣いしないようにすること、もらったお金を保管すること、お金の遣い道を考えること、遣い道に従って遣うことなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に簡単な買い物をするなどして、お金を渡すことやお金を財布に収納するなど、金銭を取り扱う方法を知ることが大切である。

2 段階では、援助を受けながら、実際にお金を支払い、お金の価値を徐々に理解することが大切である。また、お年玉やお小遣いなど、自分のお金を財布や貯金箱に大切に保管することやその使い方を知ることが大切である。

3 段階では、日常生活では、お金が必要なことが分かり、価格に応じて、硬貨や紙幣を適切に組み合わせて支払ったり、種類ごとに分類して数えたり、必要に応じて両替をしたりすることなどに慣れることが大切である。また、無駄遣いをしないことや遣い道を考えて遣うこと、必要に応じて銀行などを活用することも考えられる。金銭の扱いに関する指導では、実物のお金を使用するとともに、単に金銭の取扱いだけに終わることなく、その価値や意味にも触れることが大切である。また、家庭等における指導も考慮し、連携しながら指導を進めることが大切である。

【買い物】

買い物については、買い物をする事、物の買い方を知ること、決まった額の買い物をする事、目的に合う買い物をする事などが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に簡単な買い物をする事が大切である。品物

を選んでレジまで持っていく，店の人にお金を渡す，品物を袋に入れるなどの体験をすることが大切である。

2段階では，教師の援助を受けながらも，できるだけ自分で買い物をすることが大切である。「これ，ください」など，買い物に必要な簡単な言葉を使うこと，決まった額の買い物をすること，商店などで品物を選んで買うことなどが大切である。

3段階では，自分で目的に応じた買い物をすることが大切である。「幾らですか」，「〇個ください」などの買い物に必要な言葉を使うこと，簡単なおつりのある買い物をすること，値札を見ておよその値段が分かって買い物をすること，商店などでレジの場所が分かり，代金を支払うことなどが大切である。

買い物に関する指導では，遠足や修学旅行などの学校行事との関連を図ることなども大切である。また，買い物は，児童にとっては想像以上に緊張感を伴うものである。そのため，心理的な抵抗をできるだけ除き，買い物の楽しさを味わうことができるようにすることが大切である。

【自動販売機等の利用】

自動販売機等の利用については，教師と一緒に自動販売機を使うこと，身近にある自動販売機の種類を知り利用することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師と一緒に，自動販売機にお金を入れ，商品を選んでボタンを押し，品物を取り出すことに慣れることが大切である。

2段階では，教師に援助されながらも，できるだけ一人で自動販売機にお金を入れ，商品を選んでボタンを押し，品物を取り出すことで，およその使い方を知り，徐々に一人で操作できるようになることが大切である。

3段階では，簡単な自動販売機などを自分で利用することが大切である。また，自動販売機や自動券売機などの使用に当たっては，校外学習や遠足等の機会を利用したり，家庭等と連携したりして指導できるようにすることが大切である。

- | |
|---|
| <p>1段階(10) 身近な自然の中で，教師と一緒に遊んだり，自然や生き物に興味や関心をもったりする。</p> <p>2段階(10) 身近な自然の中で遊んだり，動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。</p> <p>3段階(10) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め，その特徴や変化の様子を知る。</p> |
|---|

① 各段階の内容(10)は、「自然」の観点から示している。

各段階の内容(10)は、従前どおりである。

② 自然については、「自然との触れ合い」、「動物の飼育・植物の栽培」、
「季節の変化と生活」に大きく分けられる。

【自然との触れ合い】

自然との触れ合いについては、身近な自然の中で遊ぶこと、自然を利用した遊びをすること、校外学習などの際に自然に親しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に公園、川、野山、海などで楽しく遊び、自然の事物や事象に触れ、生き物などに興味・関心をもったりすることが大切である。

2段階では、自然の中で遊んだり、木の実拾い、落ち葉拾いなどをしたりしながら、自然の事物や事象に触れ、自然がその姿を変えることが分かったり、動物の動きなどに興味をもったりすることなどが大切である。

3段階では、自然を利用して遊んだり、校外学習等で海や山の自然に親しみ、草木、木の実、落ち葉などを集めたり、形や色などの特徴をつかんだり、植物の変化をとらえたりすることなどが大切である。また、自然の事象として天候の変化などについて学習することも大切である。

【動物の飼育・植物の栽培】

動物の飼育・植物の栽培については、身近に生息する小動物や草花を探したり様子を観察したり、触れたりして、それらに関心をもつこと、世話をしたり、育てたりして、成長や変化に気付くことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に活動しながら、飼育している身近な動物や栽培している植物に興味をもったりすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら小動物を飼育し、生き物への興味・関心をもつことが大切である。また、飼育動物のために、校庭の草を刈ったり、給食室に野菜くずをもらいに行ったりすることなども、自分で育てるという実感をもつ上で大切である。

3段階では、身近にいる昆虫、魚、小鳥の飼育や草花などを栽培しながら関心を深めることが大切である。動物を飼育する場合は外敵の防止や気温の変化などに十分配慮し、飼育環境を整えるようにすること、植物を栽培する場合は、発芽、開花、結実といった一連の成長の様子が分かるような種類を選び、長期にわたる観察を行うことが大切である。また、適時、

除草したり，肥料を施したりすることも大切である。

動物の飼育・植物の栽培に関する指導では，飼育や栽培を継続できるよう，条件を整えるとともに，教師も一緒に世話をし，生育の様子を見守り，共に感動体験を共有することが大切である。

【季節の変化と生活】

季節の変化と生活については，天気や空の様子に関心をもつこと，四季の特徴や天気の移り変わりに気付くこと，地域の行事と季節の関係について知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，晴れや雨などの天候の変化に気付くようにすることが大切である。

2段階では，天候の変化や，太陽，月，星などと昼夜とのかかわりに関心をもつこと，冬は寒く夏は暑いなどの季節の特徴に関心をもつことも大切である。

3段階では，天気予報や台風などの情報に関心をもつこと，太陽の出没の方角や月の満ち欠けなどを観察すること，四季の変化に関心をもつことなどが大切である。また，季節と行事の関係に関心をもつことも大切である。

季節の変化と生活に関する指導では，太陽や月，星などの天体を実際に見たり，四季の変化や天気予報に接したりして，日常生活とのかかわりに関心をもてるようにすることが大切である。

1段階(11) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。

2段階(11) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち，自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。

3段階(11) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め，その働きを知る。

① 各段階の内容(11)は，「社会の仕組み」の観点から示している。

各段階の内容(11)は，従前どおりである。

② 「社会の仕組み」については，「家族・親戚・近所の人」，「いろいろな店」，「社会の様子」に大きく分けられる。

【家族・親戚・近所の人】

家族・親戚・近所の人については，家族や親戚の様子に関心をもつこと，身近な地域に興味・関心をもち，自分とのかかわりに気付き，それらの働きを知るなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，自分の父母，兄弟姉妹，祖父母が分かり，家族と気持ちを

安定させて生活することが大切である。また、隣近所の人などに関心をもつことが大切である。

2段階では、家族がそれぞれ役割をもっていることに気付くことや、身近な地域で働く人などに対して関心を広げていくことが大切である。

3段階では、家族や親戚、近所の人々の名前を言ったり、家族の職業や身近に見られる職業が分かったりすることが大切である。

【いろいろな店】

いろいろな店については、店の種類が分かること、店の名前を言うこと、それぞれの店で売っている品物が分かることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、近隣や通学路にある店に関心を持ち、例えば、自分の好きな商品が置いてあることが分かることが大切である。

2段階では、教師と一緒に買い物に行き、いろいろな種類の店やそこで販売している商品に関心をもつことが大切である。

3段階では、いろいろな店の種類が分かり、それぞれの店の名称やそこで扱っている商品の名前が言えることなどが大切である。店や商品の名称については、実際に店に出掛け、その看板を読んだり、実際に買い物をしながら、商品の名称を確認したりすることが大切である。また、この段階では、商品はどこで生産されたのか、どこから運ばれたのかなどを調べ、工場や農家などへの関心を高めることも大切である。

【社会の様子】

社会の様子については、自分が住んでいる地域の自然や街の様子に関心をもつこと、自分が住んでいる地域の自然や街の様子の特徴が分かること、自分の住んでいる地域の名称、住所や県名が分かること、地域や社会の出来事に興味・関心をもつことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、自分が住む家の近所には商店、公園、学校、駅などがあることに気付き、そこに出掛けて関心をもつようにすることなどが挙げられる。

2段階では、自分が住む町の公共施設やいろいろな商店、河川や山、公園などの様子に関心を持ち、およその名称などを知るとともに、自分の生活との関連について知ることが挙げられる。

3段階では、自分の住む地域や隣接する市町村の名称が分かること、自分が住んでいる地域や周辺の地域の田畑、大きな河川、港湾、商業地や工業地、住宅地などのおよそが分かることが挙げられる。また、地域で見られる産業にも関心を深め、その働きを知ることが大切である。

また、社会の様子では、テレビ等で身近な社会の出来事を知り、関心をもつとともに、国民の祝日に関しても、そのおよその意味を分かることが大切である。

社会の様子については、児童が住む地域から少しずつ範囲を広げ、自分の住む町や隣接する町の様子、幾つかの都道府県名や我が国の国名などを指導することも大切である。

- 1 段階(12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。
- 2 段階(12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。
- 3 段階(12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

① 各段階の内容(12)は、「公共施設」の観点から示している。

今回の改訂では、各段階の内容(12)の「公共物」を、公共物には、交通機関などが含まれており、それらに関する指導が重要であることから、「公共物など」とし指導内容を広げられるようにした。また、3段階(12)について、従前の「身近な公共施設や公共物の働きが分かり、それらを利用する。」を、児童の知的障害の状態等を踏まえ、2段階の内容に積み重ねていることを明確にし、また、経験や体験をより重視する視点から、「身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。」と改めた。

② 「身近な公共施設」とは、児童の生活の中で身近な「公園や遊園地などの利用」、「公共施設の利用」に内容が大きく分けられ、「公共物」としては、公園の遊具、公衆電話、町内掲示板、学校の共有備品などと、電車・バスなどの交通機関などが挙げられる。

「利用し、その働きを知る。」とは、実際に公共施設や公共物などを利用することによって、生活の中でどのように使われるのかなど、およその働きについて理解することである。

【公園や遊園地などの利用】

「公園や遊園地などの利用」については、広場、公園、遊園地などで遊ぶこと、公園や遊園地で気に入った遊具等で遊ぶこと、公園や遊園地で目的の切符を買って遊ぶこと、公園や遊園地の自然や小動物に親しむことなどを通して、その適切な利用をすることが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、学校の近くの広場、公園、遊園地などに行って遊ぶ経験を重ね、遊ぶ場所を知ることが大切である。

2段階では、公園や遊園地などに行き、教師の援助を受けながら、気に入った遊び場や遊具で自分から進んで遊ぶこと、順番を待つこと、安全な遊び方を知ることなどが大切である。

3段階では、公園や遊園地などを適切に利用することが求められ、例えば、目的の遊具利用券を自分で買って遊んだり、好きな動物に触ったりすることなど、目的に応じて利用することができるよう指導することが大切である。

「公園や遊園地などの利用」では、自然や遊具を大切にすることや、ごみをごみ箱に捨てることなどの指導も大切である。

【公共施設の利用】

公共施設については、公共施設を利用する、公共施設の名前を言う、公共施設の場所が分かる、公共施設の働き（仕事の内容）が分かるなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、児童にとって身近な公園、広場、公衆便所などの公共施設を利用することが挙げられる。

2段階では、図書館、体育館、児童館などの身近な公共施設を教師の援助を受けながら利用し、そのおよその働きが分かることが挙げられる。

3段階では、警察署（派出所）、消防署、郵便局、病院などを実際に利用したり、見学したりしておよその仕事の様子が分かることが大切である。

公共施設に関する指導では、校外学習を意図的・計画的に設定するなどして、見学したり、体験したりすることが大切である。また、他の学習と関連させるなどして、郵便局に郵便物を持っていったり、ポストに手紙を投函したりすることなどの経験が大切である。

また、公共物に関する指導では、学校の下足箱、傘立て、ボールなどの共有物品・用具や、公園の遊具、公衆電話、町内掲示板、案内地図などの利用について、学校生活や公共施設の利用と関連させることが大切である。特に、標識や表示には様々な記号などがあることを知り、自分から探して適切に利用できるようにすることが大切である。

【交通機関の利用】

「交通機関の利用」については、交通機関の名称や利用方法、目的地まで行くための交通機関を知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、電車やバスなどを利用し、乗降時には、料金を支払うなどを体験することが指導内容となる。

2段階では、電車やバスなどを利用し、教師の援助を受けながらも、切符を購入したり料金を支払ったりすることなどに慣れるとともに、いろい

ろな交通機関があることを知ることが大切である。

3段階では、日常的に利用している電車やバスなどの切符を自動券売機などで買うことや、電車やバスを一人で利用して通学に慣れたり、目的地までそれらを確実に利用したりすることができること、また、交通機関が遅延した際の対応方法を知ることが大切である。さらに、校外学習時の目的地までの交通機関を知ることなども挙げられる。

「交通機関の利用」に関連して、通学で交通機関を利用する場合には、家庭やバス会社などとの連携を図り、バスや電車などの利用の方法や車内でのマナーなどの継続した指導が大切である。

第2 国語

1 国語科の意義

小学部の国語科では、児童が日々の生活において、人の話を聞いたり、自分の気持ちを伝えて人と話したり、いろいろなものを読んで情報を得たり、必要に応じてものを書いたりすることを重視し、日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

国語科の内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の観点から構成される。小学部の段階では、生活に必要な身近な国語を聞いたり、話したり、伝え合ったり、また、文字への興味・関心を育て簡単な国語を読んだり、書いたりして、日常生活で用いられる初歩的な国語の知識、技能を身に付け、生活の中で生かすことが重要である。その際、児童の身近な生活の中にある具体的な題材や、興味・関心を示す題材を用いて、児童の生活に密接に関連する国語を、確実に身に付けていくことが大切である。

日常生活に必要な国語を理解し、表現する力は、他の教科等とも大きく関連し、学習の基本となるものである。したがって、国語科の内容の指導については、国語科の時間だけでなく、学校のすべての教育活動を通して行われることが大切である。

2 改訂の要点

- (1) 目標は、「伝え合う力」を重視し、これらを養うとともに表現できることも含めて、国語表現の力や態度を育てるという視点から改めた。
- (2) 内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、児童の知的障害の状態等を考慮し、より分かりやすくする視点から改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔国語〕）

1 目標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

- (1) 目標は、従前の「日常生活に必要な国語を理解し、表現する能力と態度を育てる。」に、「伝え合う力」の重要性を踏まえ、それらを養い、表現することを加えて「伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を

育てる。」と改めた。

(2) 目標は、2つの内容で構成されている。

- ① 「日常生活に必要な国語を理解し、」とは、児童の生活に身近な人やものの名前、動作や状態、感情を表す言葉などを、日常生活で実際に周りの人たちと話をしたり聞いたりして、また、記号や文字を読んだり書いたりして、生活の中で生かす力として理解し身に付けることである。
- ② 「伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。」とは、日常生活を送る上で、人とのコミュニケーション能力を重視し、伝え合う力を養って積極的に表現しようとする意識や気持ちを育てることであり、国語を使って様々な事柄を表現する能力と態度を育てることである。「それら」とは、「(理解した)日常生活に必要な国語」と「(養った)伝え合う力」であり、それぞれについて活用する能力と態度を重視している。特に、小学部の段階では、発語を促し、話をしようとしたり、意思を伝え合おうとしたりする意欲を育てることが大切であり、そのために、児童が学習において十分な満足感や成就感を味わえるようにすることが重要である。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔国語〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の3つの観点から構成されている。

(2) 内容

- 1段階(1) 教師の話を知いたり、絵本などを読んでもらったりする。
(2) 教師などの話し掛けにこじ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- 2段階(1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
(2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- 3段階(1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
(2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。

- ① 各段階の内容(1)及び内容(2)は、「聞く・話す」の観点から示している。1段階(1)及び1段階(2)は、従前どおりである。

2段階(1)は、従前の「教師や友達などの話し言葉に慣れる。」に「簡単な説明や話し掛けが分かる。」を加えて、1段階との違いを明確にし、内容をより分かりやすくする視点から改めた。

2段階(2)及び3段階(1)は、従前どおりである。

3段階(2)は、従前の「見聞きしたことなどのあらましを教師や友達と話す。」を「自分の気持ちなど」を加えて、目標の「伝え合う力を養う。」を踏まえて、伝える内容の例示を増やし、分かりやすくする視点から改めた。

- ② 1段階(1)の「教師の話を知いたり、」とは、教師から名前を呼ばれたり、言葉を掛けられたときなどに応じることである。教師の言葉に、振り向いたり、耳を傾けたり、簡単な指示を受けてよく見たり、よく知いたりするようにすることが大切である。「絵本などを読んでもらったり、」とは、絵本のほか、紙芝居やまんがなどを読んでもらったり、写真や絵画などの中のもの名前などを読んでもらったりすることなどである。

1段階(2)の「教師などの話し掛けに応じ、」とは、教師や児童の身近な大人や兄弟、友達からの話し掛けに応答することである。「表情、身振り、音声や簡単な言葉」とは、話し手を見たり、音声で模倣をしたり、返事をしたり、簡単な言葉で表現したりすることである。特に、児童が話す言葉は、単語の一部であったり、明確ではなかったりすることもあることから、応答したことを賞賛するとともに、周囲の状況や前後の関係から、児童が話したことを推察して、それと同じ言葉を繰り返す、児童が聞けるようにすることなどが重要である。

2段階(1)の「教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。」とは、児童が生活の中でかかわる様々な人の話し言葉、テレビ、ラジオなどの媒体を通した音声の口調、速度などに慣れ、見たり知いたりして、その内容を楽しむことを示している。また、相手の話を最後まで知いたりすること、教師や友達などの簡単な指示や説明、話し掛けを聞いて、その指示などに合わせた行動ができるようにすることを示している。

2段階(2)の「見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。」とは、見たり、知いたり、体験したりしたことを、簡単な言葉(例えば「〇〇をした。」など)で相手に伝えることができるようにすることである。また、自分の名前や要求などの意思を相手に伝えること、簡単なあいさつをすること、友達と一緒に簡単なせりふのある劇などを行うことを通して、話すことに慣れることが大切である。また、生活経験に基づく興味・関心の広がり

ともに多くの言葉を獲得していくことから、人間関係を深め、多様な生活経験の場を用意しながら実際的な場面で言葉の指導をすることが大切である。

3段階(1)の「身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。」とは、教師や友達、身近な人などの話、テレビやビデオの中の言葉などを注意して聞き、大体的内容が分かることである。また、話を終わりまで注意して聞いたり、分からないときは聞き返したりすること、簡単な指示や説明を聞き取り、そのとおりに行動できるようにすることも示している。

3段階(2)の「見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。」とは、2段階(2)の内容を踏まえて、自分の気持ちや意思、希望などの大体的内容を話したり、発表したり、ときには分からないことを聞き返して会話をしたりすることを示している。特に、互いの気持ちや意思を伝え合うコミュニケーション能力を重視している。また、相手に伝わりやすいように、なるべく正しい発音で話すこと、日常のあいさつをすること、相手に伝言をすること、電話での簡単な受け答えをすることなどを身に付けることが大切である。

「聞く」と「話す」の指導は、家庭等との連携を図り、児童が日々の生活においても人とのやりとりを円滑にできるように、意欲を高める工夫をしながら、一体的に取り扱うことが大切である。

- | |
|--|
| <p>1 段階(3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。</p> <p>2 段階(3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。</p> <p>3 段階(3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。</p> |
|--|

① 各段階の内容(3)は、「読む」の観点から示している。

各段階の内容(3)は、従前どおりである。

「読む」ことは、絵や模様に関心をもつ段階から、記号、文字、表示などへの関心を広げ、語句や文などを読んで、内容を理解できるようにすることである。

② 1段階(3)の「教師と一緒に絵本などを楽しむ。」とは、絵本や紙芝居、テレビなどを教師と一緒に見たり、読んでもらったりしながら楽しみ、これらの活動を通して、身近な事物や動物などに興味・関心を広げることを指している。また、好きな絵本を自分で探して読んでもらったりすることも示している。

2段階(3)の「文字などに関心を持ち、読もうとする。」では、自分の

名前や身近なものの名前の平仮名，絵本やテレビ，まんがなどに出てくるものの名称や活動を知り，拾い読みなどをして言葉の数を増やしていくことなどを示している。また，文字だけでなく，日常生活で目に触れるいろいろなシンボルマークや簡単な表示などの特徴が分かり，これらへの関心や読もうとする意欲を育てることを意図している。

3段階(3)の「簡単な語句や短い文などを正しく読む。」においては，児童の実態に応じてできるだけたくさんの読み物を読むことができるようにすることが大切である。短い文としては，例えば，やさしい物語文の登場人物や話の前後関係をとらえるようにすることが大切である。また，絵本ややさしい読み物，テレビやコンピュータ画面に出てくる促音，長音等の含まれた語句や短い文，平仮名や片仮名，児童が身近に見られる簡単な漢字などを取り扱う。また，生活の中で目にする，例えば，「入り口」，「出口」，「非常口」，「立入禁止」などの簡単な表示や標識の意味が分かることを指している。

日常生活を営む上で必要な簡単な語句，文，標識，看板などを読むことができるようにすることは，児童にとって，人とのかかわりを広げ，また，自己の健康や安全を守り，生活力を高めるためにも大切なことである。その際，ビデオや掲示等を活用して，文字に親しむ環境の構成に配慮するとともに，児童にとって学習の課題が明確で，読もうとする意欲がもてる指導内容や展開に留意する必要がある。

- | |
|--|
| <p>1 段階(4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。
2 段階(4) 文字を書くことに興味をもつ。
3 段階(4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。</p> |
|--|

① 各段階の内容(4)は，「書く」の観点から示している。

各段階の内容(4)は，従前どおりである。

書く力は読む力より，やや遅れて身に付いてくる。書こうとする文字を正しく読んで，内容を理解する基礎的な能力がある程度身に付いていることが前提である。したがって，ものの名称や事柄を聞いたり話したり読んだりしながら，文字に対する関心を深め，文字として表現しようとする気持ちを伸ばすようにすることが大切である。

② 1 段階(4)の「いろいろな筆記用具」とは，クレヨン，チョーク，筆，はけ，鉛筆，ボールペン，水性・油性ペンなどを指し，児童がいろいろな筆記用具に触れ，なぐり書きであっても書くことを十分楽しめるような指

導内容を設定することが必要である。また、書くときの筆記用具の持ち方や正しい姿勢について、初期の段階や日常生活の中のあらゆる機会に、継続的に指導を行うことが大切である。

2段階(4)の「文字を書くことに興味をもつ。」とは、具体物や絵カード等と単語や文字カード等のマッチング、なぞり書きや模倣して書くことにより、人やものの名前は文字で表せることを知り、書くことへの興味・関心を育てることを意図している。また、平仮名の簡単な語句を見て書き写したり、自分の名前や身近なものの名前を平仮名で書いたりすることも示している。

3段階(4)の「平仮名など」とは、平仮名の濁音、半濁音や長音、よう長音などの文字、片仮名や身近に用いる簡単な漢字などを示している。題材としては、絵日記や簡単な手紙、体験したことの簡単な作文などが取り上げられ、助詞を正しく使って書くことができるようにすることが大切である。

なお、文字を書くことの指導については、手指の機能について、児童の実態を把握しておくことが大切である。また、筆記用具、マス目の大きさ、手本との距離等に配慮し、単なる繰り返しにはしないようにしながら、受け答えなどをして意欲を高めるよう工夫することも大切である。

第3 算 数

1 算数科の意義

算数科については、手や身体を使った体験的な活動を通して、日常生活に必要な数量や図形に関する初歩的なことを理解し、それらを個々の生活場面で取り扱う能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

算数科の内容としては、「数量の基礎及び数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」から構成される。

小学部の段階においては、児童が具体的な生活や活動を通して直接的に経験を広げたり、その経験を深めたりするようにし、できるだけ児童の数量的な感覚を豊かにすることが大切である。

数量的な感覚を豊かにしたり、実際的な数量に関する力を伸ばしたりするためには、生活の中で数量にかかわる具体的な活動などに重点を置き、児童自らが興味・関心をもち、その必要性を感じるような適切な課題設定や教材を用いた学習活動を展開することが必要である。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を踏まえ、1段階について、より初歩的、具体的な指導内容が設定できるようにする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1 [算数]）

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、3つの内容で構成されている。

① 「具体的な操作などの活動を通して、」とは、具体物を見たり、手で触れたり、体を動かして順番に並んだり、一定の数の音を聞いたりするなどの活動のことである。

② 「数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、」とは、数、量、計算、図や形、位置関係のほか、時計や暦などについての、初歩的な事柄を理解することである。

③ 「それらを扱う能力と態度を育てる。」とは、数量、図形などに関する

初歩的な学習内容を日常生活の中で実際に活用することができるようにしたり、実際に使おうとしたりする意識を育てることである。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔算数〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は「数量の基礎，数と計算」，「量と測定」，「図形・数量関係」，「実務」の4つの観点から示している。

(2) 内容

- 1 段階(1) 具体物があることが分かり，見分けたり，分類したりする。
- 2 段階(1) 身近にある具体物を数える。
- 3 段階(1) 初歩的な数の概念を理解し，簡単な計算をする。

- ① 各段階の内容(1)は，1段階では「数量の基礎」，2段階及び3段階では「数と計算」の観点から示している。

今回の改訂では，1段階(1)について，従前の「具体物の有無が分かる。」を，児童の知的障害の状態等に即し，その内容が分かりやすく，具体的な学習活動を設定しやすいよう「具体物があることが分かり，見分けたり，分類したりする。」と改めた。

2段階(1)及び3段階(1)は，従前どおりである。

- ② 1段階(1)の「具体物があることが分かり，」とは，具体物を指差したり，つかもうとしたり，隠されたものを探したりするなど，具体物を対象としてとらえることができることであり，「見分け」には「個別化する」を，「分類」には「類別する」，「分類・整理する」，「対応する」を含んでいる。

「個別化する」とは，例えば，目の前で隠されたものを探したり，身近にあるものや人の名を聞いて指差したりすることなど，特定のものに着目することである。

「類別する」とは，形や色が同じものを選ぶこと（例えば，同じ色の積み木やボールをとる），似ている2つのものを結び付けること（例えば，果物についての仲間集め）などである。ここでは，様々な刺激のうちから，必要な情報のみを取り出し，他を捨象することが重要である。

「分類・整理する」とは，関連の深い一対のものの組合せ（例えば，いろいろなスリッパを対にしてそろえること）や同じものの仲間集め（例えば，食事の時間に皿は皿，スプーンはスプーンに分けて片付けるなど）な

どのほか、ほかの種類や質の違いがある対象を含めた集合づくりをすることである。

「対応する」とは、例えば、盆や皿などを一人に1つずつ配ることなどである。また、具体物からの発展としては、分割した絵カードの組合せ（例えば、分割した自動車の絵を完成すること）、関連の深い絵カードの組合せ（例えば、キリンとゾウ、ミカンとバナナなどの絵カードを組み合わせるなど、半具体物を使用した初歩的な分析と総合が挙げられる。

1段階(1)の指導では、教具を使ったり、具体物を操作したりすることなどに興味をもち、自分の手足や身体を使って活動できるようにするために、教師が大きな動作を加えて賞賛したり、正しく操作できたら音や光が出る教具を用いたりするなど、確実に児童の感覚を活用することが重要である。

2段階(1)の「身近にある具体物を数える。」は、「数を数える」、「一対一対応をする」、「分類する」などの内容が挙げられる。

「数を数える」では、1～10の範囲で、1つずつ数詞を獲得していくことを指導する。その際、手を触れたり、動かしたり、両手で囲ったりしながら正確に対応させていくことが大切である（例えば、積み木などを積んで数を数えたり、比べて多い少ないが分かること）。また、順序数をとらえたり、数字を読み書きしたりするなどの数詞の活用を、日常生活経験の中で繰り返し学習することが大切である。集合数の理解は、具体的な事物を加えたり減らしたりすることなどの活動（例えば、5までの数で、合わせて幾つ、幾つと幾つに分けられるなどを具体物や積み木に置き換えて理解すること）を経て、加法・減法の基礎理解につながる重要な指導内容である。

「一対一対応をする」では、数の多少が分かり、多い方（少ない方）を指すことを指導する。例えば、給食の配膳^{ぜん}やプリント配布などの生活場面において「同じ」、「足りない」、「余っている」の確かめを確実にすることなどである。

「分類する」では、1段階の指導を踏まえて、形、色、大きさに加え用途や目的、機能等に注目することが大切である。

3段階(1)の「初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。」のうち、「初歩的な数の概念を理解し、」とは、2位数程度の数の意味の理解を指し、内容は「数唱」、「計数」、「記数」、「大小比較」、「順序数」、「合成・分解」などである。

「数唱」とは、数を言葉で言うこと、「計数」とは、具体物と数詞を一

対一対応すること、「記数」とは、数字を書くこと、「大小比較」とは、例えば、さいころ遊びや玉入れをして数比べをすること、「順序数」とは、例えば、次の数あて、前の数あて、逆の順で数詞を言うことなどである。

「合成・分解」とは、例えば、補数関係を中心に「5に幾つ足りない」、
「5は4と□」などを取り扱い、この段階では、10までの数を対象とする。数の合成・分解の指導は、数の概念形成の上からも、また、四則計算の操作からも、極めて重要な基礎的学習であり、十分に時間をかけて理解の深まりを図ることが大切である。そのためには、「合わせる」、「分ける」などの言葉の意味を理解するとともに、具体物や半具体物を、合わせたり分けたり児童自らが繰り返して操作することが重要である。

「計数」においては、10ずつまとめて数えることなどにより、数多くのものを正確に数えたり、位取りの基礎を確実に理解したりできるよう指導する。また、具体物を数える場合、品物によって「個」、「本」、「冊」、「枚」などの呼称が変わることを、併せて指導することが大切である。

「簡単な計算をする。」については、具体物を用いておおむね10まで（和が10以下の加法及びその逆の減法）の加減算や乗法・除法の意味の理解などを取り扱う。簡単な加法・減法の計算においては、合併（合わせて幾つ）・増加（～を入れると幾つ）、求残（残りは幾つ）・減少（幾つ減った）・求差（幾つ違う）・不足（幾つ足りない）など、日常生活の中でそれを用いる場合や、その意味について指導することが大切である。また、用語（例えば、合わせて幾つ、みんなで幾つ、残りは幾つ、違いは幾つなど）・記号（ $+$ $-$ $=$ ）・式などの理解や筆算の方法を含む計算方法についての指導や、計算技能の向上を図ることも重要である。しかし、計算の学習は、ともすると形式的な計算の操作で終わることがある。むしろ、特に活動場面を通じて具体的に指導したり、具体物を使って繰り返し指導したりするなど、計算がそれぞれ用いられる場面で生かされるよう配慮することが大切である。

「乗法」については、2ずつ、5ずつでまとめて数えること（例えば、キャンディを2つずつの集まりに分ける、 $2 \cdot 4 \cdot 6 \cdot 8 \cdot 10$ と数唱する、2つずつまとめて数えると数えやすいことに気付くことなど）、「除法」では具体物を等分すること（例えば、花が6本ある。2つの花瓶に同じように分けるには、幾つずつに分けるとよいかなど）、半分に分けることなどにより、それらの計算の初歩的な意味を学習することに重点を置いて指導することが大切である。

- 1 段階(2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- 2 段階(2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- 3 段階(2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり，比較する。

① 各段階の内容(2)は、「量と測定」の観点から示している。

今回の改訂では，1 段階(2)について，従前の「身近にあるものの数量に関心をもつ。」の「数量」を，2 段階(2)の内容を考慮するとともに，より具体的な指導内容を設定できるよう「大小や多少など」と改めた。

2 段階(2)及び3 段階(2)は，従前どおりである。

② 1 段階(2)の「身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。」とは，量についての基礎的な概念を養い，大きい小さい，多い少ない，重い軽いなどの違いに体験的に気付いたりすることである。砂，水，ボール，積み木，粘土などの素材を使用して，例えば，教師と一緒にいろいろな大きさの砂山を作ったり，水をいろいろな容器に移し替えたり，積み木を積んで高さ比べをするなどの遊びが挙げられる。

大小，多少などは，比較から生まれる相対的なものであり，特に，1 段階では，2 つのものの大小，多少を中心に，視覚等の感覚による判断の経験を大切にするとともに，児童が実生活で出会う様々な量やその大きさについて関心をもてるようにしたり，量についての感覚を育てたりすることなどに配慮することが大切である。

2 段階(2)の「身近にあるものの長さやかさなど」とは，遊びや生活の中にある具体物についての大きい小さい，多い少ない，長い短い，高い低い，広い狭いなどに関することである。

「比較する。」とは，この段階では，具体物を感覚的に直接比較して理解することを意味している。例えば，大きい小さいは，ボール，果物，布，紙，食器などの大きさ比べ，多い少ないは，給食の皿に盛り付けられた副菜の量や牛乳びんでの比較など，具体物を通じた指導が挙げられる。長い短いについても，例えば，測定の基礎として一端をそろえるという要素が必要であるが，鉛筆やクレヨン，箸の長さ^{はし}を比べるなどを通して指導することができる。高い低いについては，身長，ジャングルジムや鉄棒などでの高さ比べなどの指導が考えられる。

広い狭いについては，児童がとらえやすく，その差の大きいものについて指導することが大切である。例えば，25m プールとビニルプールの広さの比較についてなどである。

2 段階(2)では，大小，長短などは，その関係が絶対的なものでなく相対

的なものであり、比較するものの対象により変化することを指導する。

3段階(2)の「重さや広さなどが分かり、」とは、重い軽い、広い狭いに加え、対象物の状態や属性の抽出の仕方により使用されることがある太い細い、厚い薄い、深い浅い、遠い近いなどの内容を指している。

「比較する。」とは、三者や四者の比較において、比較級（例えば、ひもの長さ比べを行い、AよりもBの方が長い、長い順に並べる）、最上級（例えば、Aが一番長い）などの理解や用語を使うことができるようになることである。また、長さを任意の単位（例えば、ロープ、テープ、棒等を使って）で表すことで、間接的にこれより少し長い、これと同じくらいなどと比較判断したり、他に利用する素地を養ったりすることなど、数量を生活に生かすような学習の展開を意味している。ボール投げや幅跳びの結果を例えば1mの棒や10cmのひもを使って比較し、1mや10cmの長さに親しむことなどの経験を豊富にすることにより、長さの感覚を十分身に付けることが大切である。

この段階の児童の生活では、様々な計器類に触れることも多い。例えば、電気製品や調理用品のメーターの表示が示す数値を読み、その意味を知るとは生活を営む上でも、量の感覚を養う上でも大切なことである。

- 1 段階(3) 身近にあるものの形の違いに気付く。
- 2 段階(3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- 3 段階(3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。

① 各段階の内容(3)は、「図形・数量関係」の観点から示している。

各段階の内容(3)は、従前どおりである。

② 1段階(3)の「形の違いに気付く。」とは、ものから形を抽出し、形の相違点や類似点に気付くことや同じ形のものを選ぶことなどについて指導することである。例えば、遊具の中から興味のある物を取り出すことや、身近な動物、粘土を使った型押し遊びや型抜きなどを見て、形に関心をもてるようにすることが大切である。形の違いに気付くためには、手を触れたり、視点を変えて見たりするなど、触覚をはじめとして様々な感覚についての体験を重ねることに配慮することが大切である。

2段階(3)の「基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。」のうち、「基本的な図形」とは、四角、三角、円を指し、「関心をもつ。」とは、「しかく」、「さんかく」、「まる」と名称を言う、指差しをする、型はめをするなどの活動や日常生活の中で見られる時計、皿、机、ノート、サンドイッチ、標識

等から、四角や三角や円を取り出す（例えば、□△○を見付ける）ことにより、図形への興味を育てることを意味している。この段階では、大きさや色など属性の異なるものについても形は同じであることを指導することが重要である。

また、位置についての基本的指導も大切である。自分を中心にした上下・中外・前後など、日常生活の中で体験できるように配慮する。

「簡単な図表に関心をもつ。」では、例えば、がんばり表や健康チェックカード、的当てゲーム、ボウリング遊びなどにおける勝敗表の○や×の意味を理解し、記入したり、使用したりする。

3段階(3)の「基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、」とは、形の名称を言ったり、仲間集めをすることにより、正方形、長方形、三角形、円を理解することである。四角に「ましかく」と「ながしかく」があること（例えば、長方形の用紙を折って正方形を作ること）や、三角に角が3あることに着目し（例えば、いろいろな色板から三角形を取り出すこと）、それらの違いが分かり、描くことができるよう指導することが大切である。

位置関係の指導内容では、左右の位置関係を指導する。基準となるものを中心として、例えば、机の左右の部分を指導する。また、例えば「右の入り口」と「入り口の右側」の違いなど、日常生活で用いられる言葉の用法を含めて、確実に理解できるように指導することが大切である。

「簡単な図表を作ったりする。」とは、例えば、児童の日常生活に関連する指導や遊びなどの中から、毎日の天気調べやボウリング遊びなど、児童が興味・関心を示したり、容易に理解できる指導内容を取り上げ、○印などの簡単な記号を使用した表について、数を数えたり、比較したりすることにより、多少、同等などの数量関係の初歩的な段階を指導していくことである。また、○や□などを塗りつぶすことにより、棒グラフを作ったり、毎日の作業量や雨の日の多い月などのグラフを観察して発表したりすることなども発展的内容として指導できる。

2段階(4) 一日の時の移り変わりに気付く。

3段階(4) 時計や暦に関心をもつ。

① 各段階の内容(4)は、「実務」の観点から示している。

各段階の内容(4)は、従前どおりである。

② 2段階(4)の「一日の時の移り変わりに気付く。」とは、時刻・時間や生活と時刻とのつながりなどに関心をもつこと、生活の中でいろいろな種類の

時計があることに気付くことなどが挙げられる。朝，昼，晩の違いを，日々の生活の中で理解したり，「きのう」，「きょう」，「あした」を区別したりできるよう，行為や出来事と関連付けて指導することが大切である。また，児童に最も身近な概念として，登校する日と休日に気付くことが大切である。

3段階(4)の「時計に関心をもつ。」とは，時計の仕組み，長針や短針，12までの数字の意味についての指導を通して，〇時とほぼ読めることを意味している。時計でおよその時刻が読めるようになるためには，日常生活の中で，意図的に時刻と行動との対応が行われることが重要である（例えば，スクールバスに乗る，算数の授業が始まる，給食が始まるなどの時刻が分かること，〇時になったら～をするなどの時計に関心を向ける指導）。また，午前，午後などの用語については，およそ昼前・昼過ぎといった理解を図り，漸次正確な正午を基準とする理解へと指導することが大切である。

時計については，アナログ及びデジタルの両方式がある。デジタル方式については，時間の感覚を視覚的にとらえることは難しいが，直接的な表示により，時刻に関心をもちやすいという長所もある。なお，現在の生活の中では時計等の機器のデジタル化が進んでいるが，それぞれの長所短所を踏まえながら，児童の知的障害の状態等により，アナログ時計を使用するなど，指導の中で使い分けることが大切である。

「暦に関心をもつ。」とは，カレンダーの仕組みや作り方が分かり，およそ使えることを意味している（例えば，〇月〇日は何曜日か分かること）。具体的には，自分たちの誕生日等に関心を持ち，その日を覚えたり，カレンダーを見て，学校行事の日までのおよその日数を知ったりして，日付や曜日等の理解を図るよう指導する。また，曜日の名称や順序，1週間は7日，1月から12月までであること，1か月は30日（31日）であることなどを，カレンダー，日めくりカレンダー，黒板の日付，日直などの係活動に関連付けて指導することも大切である。

金銭に関する実務について，小学部では，生活科において取り扱うが，必要に応じて，生活科の指導内容との関連を図り，算数科で取り上げて指導することも大切である。

第4章 音楽

1 音楽科の意義

小学部の音楽科は、児童が、多様な表現及び鑑賞の活動を、豊かに幅広く直接体験することを通して、音や音楽に出会い、興味・関心を広げ、音楽の美しさを感じたり、表現を楽しんだり、味わったりすることによって、音楽的な感受性を育て、情緒の安定や豊かな情操を養うことを目指すものである。

音楽科の内容としては、①遊びの中で自然に音や音楽に触れ、身体を動かしたり、楽器の音に気付いたり、操作したりするなどの音楽遊びに関する事、②好きな音楽や身近な人の演奏を聴いて楽しんだり、いろいろな音楽に関心をもって聴いたりするなどの鑑賞に関する事、③音楽に合わせ、リズムの特徴を感じ取って身体を動かしたり、簡単な表現をしたりするなどの身体表現に関する事、④打楽器などを使ってリズム遊びをしたり、リズム演奏をしたりするなどの楽器に関する事、⑤好きな歌ややさしい歌の旋律の一部分を歌ったり、伴奏に合わせ、友達や教師と一緒に歌ったりするなどの歌唱に関する事が取り上げられる。

小学部では、児童が自然な形で音や音楽との新鮮な出会いを経験し、興味・関心がある好きな音楽に、身近な友達や教師と楽しみながらかかわることが大切である。また、徐々に児童が主体的な音楽活動を行い、それが教師や友達に受け止められ、認められる経験を積み重ねることによって、表現力を広げながら、音楽活動の意欲や関心を高め、音楽の美しさや楽しさを味わうことができるようにすることが重要である。

指導に当たっては、一人一人の児童の知的障害の状態等を踏まえ、教師や友達と楽しみながら主体的に活動できる学習環境を整えていく点に留意する必要がある。

2 改訂の要点

近年、学校において効果的に使用されている楽器等を考慮するとともに、児童の主体的な動きや実際的な活動を重視する視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔音楽〕）

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさを味わうようにする。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、3つの内容で構成されている。

① 「表現及び鑑賞の活動を通して、」とは、歌を歌ったり、身体的な表現をしたり、あるいは楽器を演奏したり、音や音楽を聴いたりするなどの音楽活動の2つの学習領域である表現と鑑賞が、それぞれ固有にあるいは、相互にかかわり合いながら、児童が直接体験することや、実際の活動を主体的に展開していくことである。

② 「音楽についての興味や関心をもち、」とは、音や音楽をよく聴いたり、感じたり、楽器を見たりすること、あるいは楽器に触れたり、音を出したり、身体で表現したりする状況を大切にすることである。

児童が興味・関心のもてる活動を行うことによって、音楽活動に対する主体性が培われ、さらに、生活の場や対人関係の広がりに伴い、様々な音や音楽へのかかわりも広がり、音楽の楽しさや音楽の喜びを味わうような学習活動につながる。

初歩的な活動では、音楽が流れる中で遊んだり、音楽に反応して体の動きを止めたり、楽器を見たり触ったりすることなどを重視する。徐々に感覚の使い方が高まり、人とのかかわりが広がると、教師の歌や演奏を聴いたり、模倣表現をしたり、リズム合奏や友達と一緒に歌ったりすることなどがある。

③ 「その美しさや楽しさを味わうようにする。」とは、児童が心を引かれる音楽に出会い、音楽に聴き入ったり、口ずさんだり、あるいはリズムに合わせて身体を動かしたり、楽器を鳴らして楽しんだりするなどして、音楽の豊かさや美しさを感じ取ることと言える。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、1段階では「音楽遊び」、2段階及び3段階は、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の四つの観点から示している。

(2) 内容

1段階(1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。

(2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

① 1段階の内容(1)及び(2)は、「音楽遊び」の観点から示している。

1段階(1)は、従前どおりである。

今回の改訂では、従前の1段階(2)の「音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器でいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。」における「打楽器」について、児童の興味・関心を踏まえ、幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、「打楽器など」と改めた。

② 1段階(1)の「音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。」とは、教師の歌や演奏、CDや電子楽器などを利用し、児童が音楽が流れている中で遊び、音楽に気付き、休息すること、また、教師と一緒に音楽に合わせて身体の部位を動かす、歩く、走る、止まるなどの活動が挙げられる。

1段階(2)に示す「音の出るおもちゃで遊んだり、」とは、遊びの中で、がらがら、らっぱ、太鼓などの音の出るおもちゃに自然に触れたり、鳴らしたりする活動を通して、遊具に関心を示したり、意欲的にかかわったりすることである。

「扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして」とは、特に児童が形、色、音色、感触に関心を示し、簡単に操作できる楽器で、実際に音を出してみることである。具体的には、ツリーチャイム、カバサ、鈴等を振ったり、揺らしたり、こすったりして音を出すことや、シンバル、ティンパニー、太鼓などの打楽器を実際に手で触れたり、バチで打ったりすることである。また、打楽器以外の「扱いやすい楽器」としては、振動を楽しむオートハープやギター等の弦楽器、傾けたりすることによって音が出る楽器、音の様子を視覚的にも感じるができる楽器、吹く楽器、声や言葉を音にすることができる楽器などが挙げられる。

1段階(2)に示す「楽しむ。」とは、上記の活動によって、児童が様々な音に出会い、楽器にかかわることによって、音が鳴ることに気付くことや喜びを感じることを、また、教師と音や音楽を通して、やりとりすることによって、情緒の安定を促したり、心躍^{おど}るような体験をしたりすることである。

児童一人一人が、楽しい音楽経験を得られるようにすることを重視し、無理に表現させようとせず、自分から表現したくなるよう、場の設定や働き掛けをすることによって、児童が好み、楽しめる音楽活動ができるよう配慮することが重要である。

2 段階(1) 好きな音や音楽を聴いて楽しむ。

3 段階(1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。

① 各段階の内容(1)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、2 段階(1)について、従前の「好きな音楽を聴いて楽しむ。」を、楽器の音だけでなく、生活の中の様々な音を聴くことも重要な指導内容であることから、「好きな音や音楽を聴いて楽しむ。」と改めた。

3 段階(1)は、従前どおりである。

② 2 段階(1)の「好きな音や音楽を聴いて楽しむ。」とは、楽曲だけでなく、楽器の音そのものや、生活の中で聴く機会の多い乗り物、時計、ベル、流水、風などの音を聴く機会を広げるとともに、知っている曲やいろいろな楽器の音を聴いて、好きな音や音色、音楽を見付けることである。教師の演奏を聴くなど、1 段階より意図的な活動を行うことで聴く楽しさを味わうことができるように示した。

3 段階(1)の「身近な人の歌や演奏などを聴き、」とは、教師や友達に加えて、近隣の人々などの歌や演奏を聴き、実際に楽器や歌う人々を見たり、静かに耳を傾けたりすることである。「いろいろな音楽に関心をもつ。」とは、行進曲、劇の音楽、踊りの音楽、郷土の音楽、わらべうた、諸外国の音楽などを、視聴覚教材などを活用したり、演奏している場面を見たりしながら関心をもって聴くことや、学校生活の中で流れる音楽に関心をもつことである。また、発展的内容として、身近な楽器などの音を当てる遊びが挙げられる。

なお、学校生活の各場面や交流及び共同学習などで使用されている音楽などに関心もてるようにしたり、教科と行事等との指導を関連付けたりすることで、いろいろな種類の音楽を楽しむことができるよう配慮する。

2 段階(2) 友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。

3 段階(2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。

① 各段階の内容(2)は、「身体表現」の観点から示している。

今回の改訂では、2 段階(2)について、従前の「友達や教師とともにリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」を、児童の実態を踏まえ、よ

り初歩的な内容の設定が重要であることから、「友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」と改めた。

3段階(2)は、従前どおりである。

- ② 2段階(2)の「友達や教師とともに」とは、児童が友達や教師と一緒に身体を動かしたり、友達や教師の表現を見て楽しんだりすることである。

「簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」とは、児童の自発的な動きにリズムや音楽を合わせることから始めるなどして、徐々に音楽を聴きながら身体を動かす楽しさを味わうようにし、「歩く」→「止まる」→「走る」→「止まる」などのリズムの違いを意識することである。さらには、「♪♪♪♪」、「♪♪♪♪」、「♪♪♪♪」等のリズムで、身体の各部位を打つことや、打楽器を打ちながら歩いたり、走ったりすること、簡単なハンドプレイや動作模倣等の活動を通して、リズムの特徴に気づき、それに合わせた身体表現をしようとするなどすることである。

3段階(2)の「音楽に合わせて簡単な身体表現をする。」とは、音楽に合わせて、身近な動植物や乗り物の模倣表現をしたり、歌いながらハンドプレイをしたり、楽器や道具を使って身体表現をしたり、簡単なフォークダンスをしたりすることである。

なお、模倣表現は、自分と他人の区別ができるようになり、継続的に見たり聴いたりすることができ、もののイメージ化が可能になってから出現することが多いので、児童の様子を見ながら取り扱うよう配慮する。

2段階(3) 打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。

3段階(3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。

- ① 各段階の内容(3)は、「器楽」の観点から示している。

今回の改訂では、2段階(3)について、従前の「いろいろな打楽器を使ってリズム遊びなどをする。」を、児童の興味・関心などを踏まえ、楽器の種類を増やすとともに、初歩的な合奏など、幅広い指導内容を設定できるようにする観点から、「打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。」と改めた。

3段階(3)は、従前どおりである。

- ② 2段階(3)の「打楽器など」とは、1段階で取り上げた打楽器に加えて、両手の協応を高めるタンバリン、ウッドブロック、ギロなどの楽器や、音階や和音を鳴らすことができる木琴、キーボード、トーンチャイム、和音を出すことができる笛などの楽器が挙げられる。「リズム遊び」と

は、自由に音を鳴らしたり，合図に合わせて楽器を鳴らしたり，大小，強弱，速度に合わせて楽器を鳴らしたりすることである。

3段階(3)の「旋律楽器に親しみ，」とは，例えば，けん盤楽器やリコーダーなどの音階が決められた位置にある楽器や，単音グロッケンやハンドベルなどの一音一音が別々に出せる有音程の打楽器を使って，曲の一部を演奏すること，また，旋律楽器を打楽器のように演奏して，和声の一部を奏でることなどである。そうした工夫により，旋律そのものを正しく奏でることはできなくても，扱い方や奏法を工夫することによって，生徒の実態等に即して能動的にかかわることを促すことが大切である。「簡単な楽譜」とは，楽器の絵を順番に並べて書いた絵譜や「どみみ」のように文字で音符，リズム，旋律，和音を書いた楽譜のことである。このような簡単な楽譜を用いて，見ることと演奏することを同時に行い，教師の演奏を模倣したり，合図に合わせてたり，簡単な絵譜や文字譜を視覚的に理解したり，確認しながら，さぐり弾きや部分奏，簡単な合奏をすることである。

児童の興味・関心，操作技能に対応し，様々な難易度の楽器を数多く取り入れ，扱う楽器を選択できるようにすることが大切である。両手の協応が可能な楽器や，音程があり連続的な手の動きを促進する楽器を選択し，それらを使って活動することによって，リズムの違いを感じ取ることができるよう配慮することが大切である。

2段階(4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

3段階(4) やさしい歌を伴奏に合わせてながら，教師や友達などと一緒に歌ったり，一人で歌ったりする。

① 各段階の内容(4)は，「歌唱」の観点から示している。

各段階の内容(4)は，従前どおりである。

② 2段階(4)の「好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。」とは，好きな歌，なじみの歌，特徴的で分かりやすいところのある歌の一部を歌うことで，歌いたいという欲求を，引き出し，声で表現するという楽しさを味わいながら，歌うことである。

3段階(4)の「やさしい歌を伴奏に合わせてながら，」とは，やさしい歌を自分のペースだけで歌うのではなく，伴奏を聴きながら歌うことであり，「教師や友達などと一緒に歌ったり，一人で歌ったりする。」とは，伴奏が流れる中で教師や友達などの身近な相手に補助されながら歌った

り，人と合わせながら歌ったり，歌詞や曲を覚えて一人で伴奏に合わせてながら歌うということである。

なお，２段階及び３段階では，複数の感覚を使って活動する内容を取り扱っている。特に，３段階では，１段階，２段階の発展として，様々な曲を聴くことや，友達の演奏を見ながら合奏すること，伴奏を聴きながら（合わせながら）歌うことなど感覚を統合して表現したり，身近な人とかかわったりしながら音楽活動ができる内容としている。

第5 図画工作

1 図画工作科の意義

図画工作科は、身近なものや人に働き掛けたり、周囲からの働き掛けを受けたりして、外界と児童との関係がつくられていく初歩的な児童の発達の段階を考慮しつつ、造形活動を通して豊かな情操を培うことを目指している。

造形活動は、人の根源的欲求と言われ、表現活動は心身の発達とかかわりを持ちながら欲求を満足させる。そのため、児童にとっては、このような活動自体を楽しむ経験を積み重ねることが重要である。活動内容は、児童の心身の発達の特性から、表現と鑑賞の2領域に材料・用具の領域を加えて示しているのが特徴である。

小学部の段階では、初歩的な表現活動、造形材料や用具の扱い、鑑賞を取り上げ、児童と児童を取り巻く環境との自然なかかわりの中で、造形活動を行うことが重視される。

このように、図画工作科では、児童の心身の成長発達に必要な欲求と行為と喜びを実現させる仕組みがあることや、造形活動自体を楽しむことなどから、情操を豊かにするばかりでなく、知的な発達や感覚・運動機能の発達を促す初歩的な学習活動としての意義もある。

また、図画工作科の取扱いについては、第一に、造形活動が容易に取り組み、かつ、何らかの具体性のある作品ができて、自分の力を自覚していくよりどころになること、第二に、外界のものを受容し、内部のものを外に表現する働きを助長する働きがあること、第三に、これらの活動を通して様々な技能を習得していくことなどについても大切にすることが必要である。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を考慮し、材料を例示するなど、より具体的な活動が設定しやすいよう内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔図画工作〕）

1 目標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心をもち、表現の喜びを味わうようにする。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、2つの内容で構成されている。

- ① 「初歩的な造形活動によって、」とは、自然物や人工物など、身近にあるものへのかかわりそのものことである。

ものへのかかわり方には、児童の心身の発達の状態によって、目で見ると、手で触れる、力を加えて可塑性を楽しむといった遊びの展開や、描画におけるなぐりがきのように、無意図的で手指の運動とその結果を楽しむような活動などから、表出された形に意味付けをしたり、意図的に形をつくったり変形したりする造形活動へと展開していく道筋がある。発達の未分化な時期に見られる遊びに共通している段階の造形活動は、造形遊びと呼び、遊びの楽しさを味わいながら造形活動が展開されることを重視している。

「造形表現についての興味や関心をもち、」とは、上記のような活動が行われる状況を大切にすることである。

- ② 「表現の喜びを味わうようにする。」とは、児童自身の見たことや考えたこと、感じたことや想像したことなどを表出する活動によって、得られる満足感を味わうことである。

表現の喜びを味わう経験は、造形活動の対象となるものへの興味・関心を高め、次の学習活動の動機となって生き生きとした活動を生み出し、工夫や創造的な活動の土台をつくる。

小学部6年間の児童の発達には、大きな幅や質的な違いがあるので、指導段階ではこの目標を踏まえ、それぞれの発達の状態等に即して解釈してよい。例えば、1段階の「興味や関心」は対象を見分ける段階の興味・関心であったり、遊びの題材になるかどうかという興味・関心であったりしてもよい。3段階では、児童の造形表現の意図に適した材料としての興味・関心であってもよいのである。「表現の喜び」についても同様である。

いずれも、児童が自ら造形する楽しさを味わうようにすることを重視し、一人一人の特性が発揮できる造形活動への基礎的な能力を高める観点でとらえることが大切である。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔図画工作〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の3つの観点で構成されている。

小学校の図画工作科は「表現」と「鑑賞」の2領域で構成され、基本的には観点をこれに合わせているが、小学部では「材料・用具」に関する観点を内容に加えている。

1 段階の「造形遊び」は、造形活動の初歩的な段階であり、表現、材料・用具、鑑賞を含む活動である。

2 段階では「表現」と「材料・用具」を観点とし、3 段階では「表現」、「材料・用具」と「鑑賞」の観点から示している。

(2) 内容

1 段階(1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。

1 段階(2) 土、木、紙などの身近な材料をもとに造形遊びをする。

① 1 段階の内容(1)及び(2)は、「造形遊び」の観点から示している。

1 段階(1)は、従前どおりである。

今回の改訂では、1 段階(2)について、従前の「身近な材料をもとに造形遊びをする。」を、より具体的な指導内容が設定できるように前半部分に「土、木、紙などの」を加えた。

② 1 段階(1)の「かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。」

とは、無意図的ななぐりがきをしたり、かかれた形に意味付けをしたり、見たことや見えるものを児童なりにとらえた色や形で表したりすること、いろいろな素材に触れ、握ったり押したりして形を変えたり、つくったりして、素材の可塑性に興味・関心をもってかかわることなどを楽しむことである。

さらに、かいたり、つくったりしたものを飾ることも、これらの活動と一体で取り込まれるものであり、飾り付けを手伝ったり、作品に名札を付けたりする活動を通して、児童が飾る楽しみに関心をもつことが大切である。

1 段階(2)の「土、木、紙などの身近な材料をもとに」とは、児童を取り巻く自然環境、生活環境、学習環境にある造形材料となる様々な素材を用いるという意味である。かいたり、つくったりする活動に介在する材料としては、身近にある土、砂、石、粘土、草木の自然物や、紙、布、積み木、アルミ箔、空き缶はくの人工物などが挙げられる。

「造形遊びをする。」とは、身近な材料をもとにして、かいたり、つくったりすることであり、発達の未分化な状態にある児童の遊びとして展開される活動である。造形遊びは、主題がなく、素材に親しんだり、絵画につながるなぐりがきを楽しむような遊びから、身近にいる親や教師と一緒に、動植物、乗り物などを題材にする場合に適した材料を選択したり、必要な用具に興味をもったりするなど、意図的な活動が展開されるものまで

ある。

造形遊びでは、教師と一緒に、遊びながら、身近な人、もの、事象などに興味・関心を持ち、造形活動と豊かな感性が相補的に高まっていくよう、その環境を整え、造形遊びが表現することへの動機付けになることを重視している。

かく遊びについては、地面や壁、机や廊下の床板、新聞紙などが画用紙代わりになることもある。用具は、手指そのものであったり、棒切れなどたまたま手にしているものがペンやクレヨンなどの用具に代わったりすることもある。

つくる遊びについては、素材そのものに触れて楽しむような遊びから、つぶす、伸ばす、ちぎる、丸める、破る、接合する、積み上げる、崩す、並べる、穴を開けるなど、造形材料の可塑性に気付き、造形の楽しさを味わうような活動が展開されるものまである。用具は、のりなどの接着剤や、握ったり、押したりして使う簡易なものである。

「造形遊び」は、児童の興味・関心に基づく活動を重視するので、いろいろなものにかかわる中で、これらをなめたり、かんだりすることもあると予想される。そこで、身近な自然物や人工物、用具などの衛生や、安全面に十分注意することが大切である。

2段階(1) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。

3段階(1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。

① 各段階の内容(1)は、「表現」の観点から示している。

各段階の内容(1)は、従前どおりである。

② 2段階(1)の「見たことや感じたことを絵にかいたり、」とは、見たことや見えるものの素朴な表現に加えて、感じ取ったことを絵や版画に表現し、大きな動物はより大きく、赤い色はより赤く、小さなものや関心の低いものは表現の対象から除かれるなど、見て感じたことが児童自身の表現としてまとめられ、素朴な表現であっても確かな自己表現となることである。

かくことで大切なことは、身近な人、動植物、自然、体験したことなどを題材にして、生活の広がりを書き取り、クレヨンや水彩絵の具、カラーペンなどを使って表現したことが、他者に伝わるようにすることである。版画では、器物の型を押したり、スタンプングを連続して模様をつくった

りすることなどが挙げられる。

「(見たことや感じたことを) つくったり,」とは、かくことと同様に、見たり感じたりしたことを簡単な工作物につくり、その作品で表したものに意味付けをして確かな自己表現をすることである。

つくる表現では、人物、動植物、ロボット、面、模様などを題材にして、粘土、紙材、草木、アルミ箔、箱、空き缶などを用い、のり、粘着材、ステープラー、はさみ、へら、シャベルなどを使って活動することが考えられる。また、表現する意図に合う材料・用具の選択や、使い方の工夫とあいまって、それらの活動が豊かになることに留意する必要がある。

「それを飾ったりする。」とは、かいたり、つくったりしてできた作品を大事にすることである。教師と一緒に作品を、教室や廊下に掲示することに関心をもつことなどが挙げられる。

3段階(1)では、2段階(1)の内容に、「想像したことを」かいたり、つくったりし、「工夫して」表現することや、さらに、これらの作品を「使ったりする。」ことを加え、内容を発展させ広げて示している。

「想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり,」とは、見たこと感じたことが直接経験によって得られる表現の題材であるとするならば、直接経験から離れて、想像したことを題材として絵や版画や工作物に表現することであり、その主題や意図を確かにするために表現を工夫することである。2段階(1)では、表現された内容が見るものに伝わる段階であるのに対して、3段階(1)では、色や形を工夫して表現内容をより確かに伝えたり、想像したことを表現するために、主題を明確にして題名を付けたり、説明したりする積極的な造形活動となる。

表現される主題は、児童の生活に結び付いた学校行事、社会の行事、自然事象の体験などの題材や、童話などの親しみのある話などの題材の中から取り上げることが大事である。このような題材では、児童が共通した経験をすることから、共同でかいたり、つくったりすること、学校行事で使う飾りや道具を協力してつくることなども取り上げられる。

工作物としては、動物や器物の特徴をとらえて粘土などで表現を工夫したり、紙や木、針金やゴムなどを使って、簡単な動くおもちゃをつくったりすることなどが挙げられる。

想像したことを工夫して絵にかいたり、つくったりする楽しさは、造形表現の意欲を高め、一層確かな自己表現へと発展し、表現を豊かにすることになる。

「それを飾ったり、使ったりする。」とは、かいたり、つくったりして

できた作品に愛着をもち、大事にしたり、使って楽しんだりすることである。初歩的な鑑賞活動に発展する内容であるが、表現と一体の活動として扱うことが大切である。このような活動を通して、作品を飾る楽しさや実用品として使用する楽しさを味わうことができる。

「表現活動」では、用具を持った手を大きく回すなどの粗大な運動を伴う活動もあり得る。周囲の児童にはそうした行動を予測できないこともあるので、活動のスペースを十分確保したり、安全確保のためのきまりを事前に指導したりすることが大切である。

2段階(2) 粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。

3段階(2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。

① 各段階の内容(2)は、「材料・用具」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)と同様に、2段階(2)について、従前の「身近な材料や用具を親しみながら使う。」に「粘土、クレヨン、はさみ、のりなど」と材料や用具を加えて分かりやすくした。

3段階(2)は、従前どおりである。

② 「材料・用具」は、造形活動に不可欠なものであり、材料の性質や用途が分かったり、いろいろな用具の使い方を習得したりすることが造形的表現を豊かにし、他の学習や日常生活における課題解決に役立つことから、これを内容として取り上げている。

2段階(2)の「身近な材料や用具を」とは、造形遊びでかかわる身近な自然物や人工物のほか、新素材のボード、粘土、石、紙、針金、プラスチックなどの造形材料があり、用具には、クレヨンや水彩絵の具、カラーペンなどに加えて、のり、粘着材、ステープラー、はさみ、へら、シャベルなどが挙げられる。

「親しみながら使う。」とは、材料や用具を使い慣れることである。

3段階(2)の「いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。」とは、材料や用具の種類を増やし、表現の意図に即した材料や用具の選択幅を広げたり、工夫したりして、表現を豊かにすることである。

扱われる造形材料としては、2段階(2)に例示される材料で、大きさ、硬さ、塑性などが異なるものや、ゴムや板材、造形材料として開発された新素材などが挙げられる。用具としては、かなづち、ペンチ、のこぎり、きり、小刀、くぎ、ねじ、接着剤など日常生活で扱われる簡易な木材加工

用具，金属加工用具が挙げられる。

表現に適した材料や用具の使用は，繰り返し経験することで，材料の性質が分かり，用具の使い方を習得するとともに，材料・用具の選択や使い方工夫とあいまって，創造的な造形表現の基礎的な能力がはぐくまれることになる。

また，材料や用具は，豊かな表現に欠くことのできないものであるから，表現に関する指導内容と一体で扱い，生活経験や発達によって異なる一人一人の表現能力を一層伸長できるよう，児童個々に必要な用具を整えることが大切である。

なお，児童の造形活動が活発になるほど，いろいろな性質をもつ材料を扱うことになるため，加工過程で生ずる材料の切断面や破片などの取扱いに注意することが重要である。用具の使用に関しても，安全で正しい使い方，用具の持ち歩き，後片付けなどについて留意することが大切である。

3段階(3) 友達と作品を見せ合ったり，造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。

① 3段階(3)は，「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「友達と作品を見せ合ったり，造形品などを見ることに関心をもったりする。」を，初歩的な鑑賞の内容として，具体的な指導内容を設定できるようにする視点から，後半部分を「造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。」と改めた。

② 「作品を見せ合ったり，」とは，自他の作品に題名や名前を付けて飾ったり，作品を見ながら表現した内容を説明したり聞いたりして，いろいろな表現の違いに気付き，関心をもつことである。また，いろいろな作品へ関心を広げ，自分なりによさや美しさ，面白さなどを感じて，見方や感じ方を豊かにし，鑑賞活動に親しむ態度を育てることも大切である。

「造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。」とは，自分や友達の作品，街中など身近にある美術作品，暮らしの中にあるデザインされた造形品，造形的に構成された公園や広場などの工作物や自然の風景などを見て，形や大きさ，明暗などによる色合いの違いに気付き，興味・関心を抱くことなどである。

鑑賞に親しむ態度を育てるには，校内や学級の適切な場所に，児童の作品や身近な生活の中にある造形品などを展示するなど，日常的に作品に触れる機会が得られるよう鑑賞の環境を整えることが大切である。

第6 体 育

1 体育科の意義

体育科では、基本的な運動や遊びなどの適切な運動の経験を通して、健康の保持増進及び各種の運動の基礎的スキルを養い、体力の向上を図るとともに、情緒の安定を促し、社会性を豊かにし、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを目標としていることが特徴である。児童は、楽しく運動したり遊んだりする経験を通して、運動スキルを高めるばかりでなく、生活への積極的な態度も身に付け、望ましい人間関係を形成していくことができるようになる。また、体育指導によって身に付いた力は、健康・安全で自律的な生活を営む習慣形成の確立につながっていくものである。

体育で取り扱う指導内容としては、体づくり運動、器械運動系、陸上運動系、水泳系、ボール運動系及び表現運動系の領域がある。

小学部においては、児童の興味・関心に応じた遊びや楽しいゲームを取り入れるなど、日常生活に必要な基本となる運動を、身体活動に結び付けることが必要である。また、児童は分かりやすく具体的な身体活動を繰り返し経験することによって、身体活動に喜びを感じたり、自信を得たりすることができるようになる。そのため、児童の心理的な緊張を解きほぐしながら、児童が体を動かすことが好きになるような工夫をすることが大切である。

なお、保健に関連する指導内容は、生活科の「基本的生活習慣」、「健康・安全」で取り扱っており、体育指導上必要な健康・安全に関する内容は、「体育」で示している。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を考慮し、より具体的に活動を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔体育〕）

1 目 標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 目標は、4つの内容で構成されている。

- ① 「適切な運動の経験」とは、児童の日常生活に必要な活動、つまり、はう、歩く、走る、跳ぶなどのことである。これらの動きは成長とともに身に付き、それとともに言語、情緒、社会性の面も発達する。これらの面で望ましい発達を遂げるためには、いろいろな遊びや活動を豊富に経験することが重要である。児童は、興味・関心や生活経験に即した運動や遊びを繰り返すことによって、運動の楽しさや喜びを味わうことができる。このような経験を通して、運動に親しみ、生活に必要な様々な技能を習得し、情緒も安定し全人的な発達を促すようにすることが大切である。特に、小学部の段階では、児童が楽しく思い切り身体を動かすことが、体育の出発点であると言える。
- ② 「健康の保持増進」とは、健康・安全についての実践的な理解を通して、自らの生活行動や身近な生活環境における課題を把握し、改善することができる資質や能力の基礎を培うことを意味している。
- ③ 「体力の向上を図り、」とは、各種の運動を適切に行うことによって活力ある生活を支え、たくましく生きるための体力の向上を図るということである。そのためには、発達の段階に応じて高める体力の内容を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を様々な活動を通して自然に学ぶなど、体力の向上を図るための実践力を身に付けることができるようにする必要がある。
- ④ 「楽しく明るい生活を営む態度を育てる。」とは、生涯にわたって運動を豊かに実践するための資質や能力、健康で安全な生活を営む実践力及びたくましい心身を育てることによって、現在及び将来とも楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指しているものであり、小学部における体育科の重要な視点である。

動きの少ない児童も、基本的な運動を学習することによって、自己の潜在的能力の発現を感じ、動くことに興味・関心を示すようになる。それにより、情緒的に安定をもたらし、新しい自己の発見で動きが積極的になって日常生活に変化をもたらし、明るく行動することにもつながっている。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔体育〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、1段階は、「基本的な運動」、「運動遊び」、「きまり」の観点から、2段階及び3段階は、「基本的な運動」、「いろいろな運動」、「きまり・安全」の観点から示している。

今回の改訂に伴い、小学校における体育科の内容との整合性に配慮し、従

前の「基本の運動」を「基本的な運動」とした。

(2) 内容

- 1 段階(1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。
- 2 段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- 3 段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。

① 各段階の内容(1)は、「基本的な運動」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(1)について、従前の「教師と一緒に、歩く、走るなどの基本的な運動をする。」を、教師と楽しく体を動かし、いろいろな動きや運動に親しむことも重要であることから、指導内容を広げることができるようにするとともに、表現を整え、後半部分を「楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。」と改めた。

2 段階(1)は、従前どおりである。

3 段階(1)について、従前の「歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動をいろいろな方法で行う。」を、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、後半部分を「姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。」と改めた。

② 「基本的な運動」では、歩く、走るなどの動きを基本にして、未分化でやさしい運動から指導を始め、転がる、はう、跳ぶ、またぐなどの運動を取り入れたり、運動の姿勢、方向、回数を変えたり、低い平均台や跳び縄などを使ったりして、多様な動きを経験するようにする。はう、歩く、バランスをとる、座る、しゃがむ、階段を上るなどの日常生活の基本的な身体活動を繰り返し、十分に体験することが大切である。また、跳ぶ、ける、ぶら下がる、捕る、投げる、つかむ、離す、動作を止める、速めるなどの動きも合わせて行い、粗大運動に関する基礎的運動能力の向上を図ることも重要である。

1 段階(1)では、児童が安心して楽しく運動に入れるよう、始めは教師と手をつないだり並んだりして、一緒に歩く、一緒に走るなどの配慮が重要である。さらに、階段の上り下りをしたり、小山・固定遊具・プレイルームで遊んだり、しゃがんだり立ったり、その場跳びをしたり、転がったりするなどの運動に広げていくことが大切である。なお、その際に手足を十分に伸ばしたり、曲げたり、脚を前後左右に開いたり、腕を振ったり回

したりするなど、簡単な手や脚の運動を取り入れていくようにする。

2段階(1)では、児童が自分から、一人で歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を含む多くの活動を通して、徐々に運動に慣れるようにし、さらに、大また小またなどの歩き方をしたり、直線上を歩いたり、1列に並んで歩いたりする。また、同じ調子で駆け足をしたり、緩やかなカーブを走ったり、折り返しリレーをしたりする。

3段階(1)では、後ろ歩き、横歩きなどいろいろな歩き方をしたり、リズムに合わせて行進したりする。また、やや長い距離をゆっくり走ったり、全力で短い距離を走ったり、ジグザグ、S字のコース、リレーなどで走ることを楽しんだりする。さらに、片足跳びをしたり、体の前後屈、側屈をしたり、動きを途中で止めたり、速めたり、いろいろな動きをまねて体を動かしたりする。

1段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。

2段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中の運動などに親しむ。

3段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中の運動などをする。

① 1段階(2)は、「運動遊び」の観点から、また、2段階(2)及び3段階(2)は、「いろいろな運動」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の後半部分の「水遊びなどをする。」を、児童の知的障害の状態等や他の教科における同段階の内容を考慮し、「水遊びなどを楽しく行う。」と改めた。

2段階(2)及び3段階(2)は、従前どおりである。

② 器械・器具などを使った遊びや運動などを行う場合は、ゲーム的な内容を十分に取り入れて、体を動かすことの楽しさや体を動かす快い体験を得られるようにすることが大切である。特に、児童の興味・関心、特性等にに応じて、「〇〇体操」、「〇〇遊び」、「〇〇運動」等を工夫することが大切である。

1段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、」とは、トランポリンの上で揺れを楽しんだり、低い跳び箱に乗り降りしたり、またがったり、遊具にぶら下がったり、よじ登ったり、飛び下りたりして楽しく遊ぶことである。また、マットの上でごろごろ転がったり、低い平均台

の上を手を引かれて歩いたり，ボールを転がしたり投げたり，的当てなどをしたりして，楽しむことが大切である。

「表現遊び」では，音楽が流れている場所で体を動かしたり，はねたり，跳んだりする。この場合，音楽科の1段階の内容との関連を図ることが大切である。

「水遊び」では，プールの周りでじょうろを使って遊んだり，ひざよりも浅い深さのプールの中で，教師と一緒にいろいろな遊具を浮かべたり沈めたり，水をすくったりかけたりするなどして遊んだりすることである。

この段階では，用具や伴奏音楽，教師のかかわり方などを工夫して楽しく授業を展開することが大切である。

2段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った運動」とは，固定遊具，トランポリン，ジャンピングボード，低い平均台などを使った運動や，低鉄棒を使ってぶら下がったり，跳び箱を使って，またぎ乗りやまたぎ下りをしたり，マットで，横転や前転をしたりすることである。また，ボールをついたり，けったりして遊んだり，近い距離で投げたり受けたり，ボール送りゲームをしたりする。

「表現運動」では，動物などのまねをして遊んだり，簡単なリズム遊びをしたり，音楽に合わせて歩いたり跳んだりすることなどが考えられる。

「水の中での運動」とは，ひざくらいまでの水中を歩いたり，走ったりして遊んだり，顔や頭を水の中に入れていろいろな遊びをしたりすることである。

この段階では，このように体を動かして，運動したり遊んだりすることに親しむことが大切である。

3段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った運動」とは，馬跳びや縄跳び遊びをしたり，鉄棒にぶら下がって体を前後に振ったり，低鉄棒で前回り下りをしたり，跳び箱を使って跳び上がり跳び下りをしたりすることなどである。また，マットで連続横転や連続前転をしたり，平均台の上を歩いたり，ボールをけりながら走ったり，ドリブルしたり，円形ドッジボールをしたりする。

「表現運動」とは，音楽に合わせて自由な表現をしたり，簡単な振り付けをしたダンスをしたりすることなどである。

「水の中での運動」とは，プールの中で基石拾いや輪くぐりをして水に慣れたり，水の中で目を開いたり鼻から息を吐いたりして，沈み方，浮き方に慣れたり，補助具などにつかまってばた足などをしたりすることなどである。

- 1 段階(3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。
- 2 段階(3) 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。
- 3 段階(3) いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。

① 1 段階(3)は、「きまり」の観点から、2 段階(3)及び3 段階(3)は、「きまり・安全」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(3)と2 段階(3)について、中学部・高等部と表現を統一し、後半部分の「運動する。」を「運動をする。」と改めた。

3 段階(3)について、「いろいろなきまりを守り、力を合わせて安全に運動する。」を、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、後半部分を「友達と協力して安全に運動をする。」と改めた。

② 「きまり」、「きまり・安全」に関する指導は、集団行動におけるきまりの定着や事故を未然に防ぐという視点から行われることが大切であるが、児童の知的障害の状態等に即して、指導内容を設定し、その指導方法を工夫する必要がある。

1 段階(3)の「簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。」とは、笛・太鼓などの楽器や児童が理解できる簡単な言葉掛けにより、楽しんで遊びながら、走ったり、跳んだり、転がったりなどの運動をすることである。この段階では、特に、教師と一緒に活動しながら、簡単な合図や指示の理解を図ることが大切である。

2 段階(3)の「簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。」とは、1 段階を踏まえて、安全に運動をする上で必要な簡単な約束が分かり、その約束を踏まえながら、友達と一緒に、けがをしないよう注意して活動することである。また、「簡単なきまり」の指導では、教師の援助を受けながら、1 列に並んで歩く、合図に従って集合する、自分の位置に並ぶことなどを取り上げることも大切である。

3 段階(3)の「いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。」における「いろいろなきまり」とは、安全に運動する上で必要なきまりで、事故を防ぐための約束のほか、簡単なゲームのルールや用具等の準備、後片付けにかかわるきまりなどである。「友達と協力して安全に運動をする。」とは、友達と協力して、事故のないよう約束やきまりを守って活動することである。また、「いろいろなきまり」の指導では、集合・整列をする、適切な間隔で1 から2 列で整列する、自発的に用具等の準備や片付けをすることを取り上げることが大切である。

体育の指導では、児童の知的障害の状態等を十分に考慮して、安全に留意し、事故防止のために、用具等の使用前の安全確認や使用後の保管などに十分に留意することが重要である。また、水泳指導においては、特に、児童の健康状態や体調の把握、気温、水温や水深、水質などについて、十分に注意を払うとともに、指導体制や監視体制の整備を図ることが重要である。

第7 小学部における指導計画の作成と各教科 全体にわたる内容の取扱い

(第2章第1節第2款第2)

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容が概括的に示されていることから、教科ごとに取り扱いを示さずまとめて示している。

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、一人一人の児童の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする観点から、従前の前半部分の「指導計画の作成に当たっては、児童の知的発達遅滞の状態や経験等を考慮しながら、」の「児童」に「個々の」を加えることとした。また、知的障害という障害名が定着し、その正確な理解が進んでいることから、同名称を使って明確に表す観点から「知的発達遅滞の状態」を「知的障害の状態」と改めた。また、具体的な指導内容の設定が重要であることから、従後の後半部分の「効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。」を「具体的に指導内容を設定するものとする。」と改めた。

小学部の段階における児童は、一人一人の知的障害の状態、入学前の生活経験の内容や経験の程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態等が異なっている。そこで、指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の児童の知的障害の状態や経験等に応じて、各教科に示された内容を選定することが重要である。その際、児童の興味・関心、学習活動の必要性なども考慮し、それぞれの児童の状態に応じて、例えば、2段階の一部と1段階の一部の内容を選定し、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、選定された指導内容を適切に組み合わせ、児童の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際には、児童の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

併せて、指導に際しては、ねらいを明確にしつつ、より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすること

にもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、各教科等を合わせて指導を行う場合だけではなく、教育活動全体にわたって、生活に結び付いた効果的な指導を進めることが重要であることから、「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、」を削除した。

また、後半部分の「生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、適切な指導が行われるように、「生活に結び付いた効果的な指導を行う」と改め、児童が見通しをもって諸活動に取り組むことが、より一層意欲を喚起することにつながることを考慮して、「児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。」を加えた。

生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の児童の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。そのためには、児童の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、児童が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。

さらに、児童の様子を逐次把握したり、適切な師範を示したりすることができるように、教師と児童が共に活動するとともに、指導の過程において、事前の指導計画に沿わない場合も想定し、児童の学習状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりする工夫も大切である。

3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。

この項は、従前どおりである。

児童の学校生活が充実するようにするためには、教室などの学習環境を整備していくことが重要である。小学部においては、生活の自然な流れに沿って、一連の活動に見通しをもって意欲的に取り組むことができるような活動を組織することが大切であり、そのための環境設定を工夫する必要がある。特に、安全な環境を整えることが重要であり、児童の障害の状態等を考慮し、児童が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるように安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の遊具や物品、校庭の遊具、通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、物品の取扱いなどに留意することが大切である。

併せて、児童によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導が大切である。

4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

この項は、従前どおりである。

児童の基本的な生活習慣の確立を図り、生活経験を広げていくためには、学校における指導内容・方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校において学習した内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、学習した内容を深めたり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭との連携や情報交換などを工夫することが大切である。

そのためには、学習した内容を十分に生かすことができるよう、実際の生活に即して活動を設定し、その成果を適切に評価して、児童がより意欲的に取り組むことができるように、指導方法等を工夫することが大切である。

5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

この項は、知的障害のある児童の指導に当たって、教材・教具，補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有効であることから，今回の改訂で新たに追加した。

知的障害のある児童に対する指導に当たっては，一人一人の児童の知的障害の状態や経験，興味・関心などを踏まえるとともに，使いやすく効果的な教材・教具を用意したり，実生活への活用がしやすくなるように，できるだけ実際に使用する用具などを使ったりすることが重要である。

補助用具の活用に当たっては，活動を効果的に補助したり，児童のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。また，自力で取り組むことを目的に補助用具を取り外す場合は，段階的に進めるなどして，児童の負担を考慮することが大切である。

さらに，コンピュータ等の情報機器などの活用により，児童の意思表示をより明確にしたり，数や文字を効果的に指導したりすることができることから，児童の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ，適切な機器を選択して，各教科等の内容の指導において，効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

第4節 中学部の各教科

第1 国語

1 国語科の意義

中学部の国語科では、生徒が日常生活に必要な国語についての理解を深め、人の話を聞いたり、人と気持ちや意思を伝え合って話したり、また、読んだりする様々な情報の中から自分に必要な情報を適切に選択したり、必要に応じて、ものを書いたりして、生活する力を高めるための能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

中学部では、小学部で培った日常生活に必要な国語の理解や表現力を深め、伝え合う力を高めるとともに、生徒の生活の広がりによって、「聞く・話す」、「読む」、「書く」力を高め、表現力を更に伸ばして生活で活用することに意義がある。

小学部での学習の状況を踏まえ、生徒の身近な生活体験に密接に関連をもった具体的な言語を確実に身に付けていくことが大切である。また、生徒の身近な生活の中にある具体的な題材や、興味・関心、意欲を喚起する題材を用いて、生徒の言語能力や思考力を更に伸ばし、言語生活をより一層豊かにしていく必要がある。

また、国語科の内容の指導については、国語科の時間だけでなく、学校生活すべての教育活動を通して行われることが大切である。

2 改訂の要点

- (1) 目標は、日常生活に必要な国語及び「伝え合う力」を活用する能力と態度を育てることが重要であるという視点から改めた。
- (2) 内容は、目標の改訂を踏まえるとともに、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、生徒の知的障害の状態等を考慮し、より分かりやすくする視点から改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔国語〕）

1 目標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前の「日常生活に必要な国語についての理解を深め、表現する能力と態度を育てる。」に「伝え合う力を高める」を加えてコミュニケーション能力を重視するとともに、年齢段階を考慮して「それらを活用する」ことが重要であるという視点から、後半部分を「伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。」と改めた。

(2) 目標は、2つの内容で構成されている。

① 「日常生活に必要な国語についての理解を深め、」とは、中学部では、小学部での指導を踏まえて、個々の生徒の言語経験、生活経験に十分配慮しながら、日常生活に必要な国語を理解する能力、国語で表現されたものの内容や事柄を理解する能力を伸ばすことである。

② 「伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。」とは、日常生活の中で、人と対話し、意思の疎通を図る力を高めて、国語を使って様々な事柄を表現する能力、また、表現しようとする意欲や態度を育て、生徒が生活でそれらを活用できる力を伸ばすことである。「それら」とは、「(理解を深めた)日常生活に必要な国語」と「(高めた)伝え合う力」であり、それぞれについて活用する能力と態度を重視している。さらに、将来の社会生活に必要なコミュニケーション能力を身に付けることが大切であることから、中学部では、小学部での指導を踏まえて更に高めるために、生徒個々の言語能力の発達や生活経験に基づき、指導の目標や指導内容を具体的に設定する必要がある。特に、中学部の段階では、生徒のコミュニケーション能力を伸ばすことにより、集団生活への適応力を更に高めるとともに、社会生活の拡大を図ることが大切である。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔国語〕）

(1) 内容構成の考え方

国語科の内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の3つの観点から示しており、小学部国語科の3段階の内容を踏まえて設定している。

(2) 内容

(1) 話のおよその内容を聞き取る。

(2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。

① 内容(1)及び内容(2)は、「聞く・話す」の観点から示している。

「聞く・話す」の指導は、言葉の習得を促す指導も含み、日常生活を送る

上でコミュニケーションの手段として最も基本となるものである。

今回の改訂では、内容(1)について、従前の「話の内容を大体聞き取る。」を、話を「大まか」に聞き取るという程度が生徒の実態に即していることを明確に表現する視点から「話のおよその内容を聞き取る。」に改めた。また、内容(2)について、従前の「見聞きしたことなどを相手に分かるように話す。」を、小学部の3段階(2)の内容との関連を考慮するとともに、より幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、前半部分を「見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを」と改めた。

- ② 内容(1)の「話のおよその内容を聞き取る。」とは、日常生活の中で、教師など周りの大人の説明や家族、友達の話聞いて、その内容を大まかに理解したり、簡単な放送や録音を聞いて内容の概略を聞き取ったりすることができるようにすることである。また、簡単なメモを取りながら聞いたり、分からないときは聞き返したり、指示や説明を聞き取って行動したりすることも示している。

内容(2)の「見聞きしたことや経験したこと、自分の意見など」とは、見聞きしたことや体験したこと、自分の気持ちや意思、意見や要望、人への伝言などを、感情や状態、動作を表す言葉を使い、事柄の順序をたどって、およその用件を話すことができるようにすることである。また、例えば、学級会などで自分の意見をみんなに分かるように話したり、人に尋ねられたときははっきりと応答したりできるようにする。その際、「いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どうしたか」に沿って話したり、発音、速さ、声の大きさに気を付けて話したりすることができるようにする。さらに、自分や家族の名前、住所、学校や学年などの簡単な自己紹介がきちんとできたり、必要に応じて相手に合わせてていねいな言葉を使ったり、電話などでの基本的な応答の方法を学んだりして、社会生活に必要な「聞く・話す」力を伸ばすことが大切である。

また、「聞く・話す」の指導では、言葉を使用する能力及び簡単な語句や文、短い詩などを理解する能力を伸ばすため、言葉遊びの題材として、例えば、簡単ななぞなぞや生活に身近な「急がば回れ」、「ちりも積もれば山となる」などのことわざ、「注意一秒けが一生」、「マッチ一本火事のもと」などの標語、さらに、自然や季節の言葉を取り入れた簡単な俳句などを取り扱うことも考えられる。

「聞く・話す」の指導は、国語の教科のみならず、日常生活の中で、コミュニケーション活動を活発にして、生活に必要な言葉や態度を身に付け、活用できるよう指導することが大切である。特に、生徒の学習上の特性等

を考慮すれば、必要に応じて即時に指導することが大切である。

(3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。

① 内容(3)は、「読む」の観点から示している。

内容(3)は、従前どおりである。

② 日常生活の中での簡単な語句や短い文章などを読み取ることで、生徒の生活範囲が広がり、生活する力が高まる。また、中学部の段階になると、情緒的な面の広がりが見られることから、年齢にふさわしいいろいろな文章に接し、情景や心情を読み取って情操を深めていくことは、人間形成の上からも極めて重要なことである。

「簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。」においては、例えば、やさしい物語文を読み、時間的な順序や事柄の順序などを考え、およその内容をつかむようにすることが大切である。また、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などにより、情景や場面の様子などを想像し、読むことへの意欲を高め、情操を豊かにしていくことが大切である。さらに、例えば、短い劇の脚本を読むことや演じることを通して、事柄の流れや登場人物の心情などを理解することも考えられる。

また、学校や町、公共施設等で目にする、例えば、校内の各室の名前、交通機関や乗り場の表示、安全や危険、指示を知らせる標識や案内板、いろいろな店の看板やポスター、広告などの意味が分かって行動できることが大切である。また、生活に必要な身近なものの使用法や簡単な料理法の説明書、納品書、請求書、領収書などを読む、興味のある新聞記事や雑誌などを読む、コンピュータ画面の電子メール等の文字を読むなどして、楽しく、潤いのある生活を送ることができるようにすることが大切である。

なお、中学部においては、生活の広がりに対応して平仮名、片仮名、漢字に加えてローマ字などの文字を取り扱うことが大切である。また、日常生活においては、外来語に触れる機会が多いことから、その意味が分かるようにすることも大切である。

(4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

① 内容(4)は、「書く」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

② 国語科における「書く」の指導は、中学部の段階では、文章を書くこと

を技術的に指導するだけでなく、生徒がいろいろな生活経験をし、生活に対する取組の中で、文章を書く場面をつくっていくことが大切である。

「簡単な手紙や日記など」としては、年賀状や暑中見舞い、旅行先からの絵はがきのほか、近況報告、簡単な礼状などを書くことが挙げられる。そのほか、例えば、体験したことの報告、連絡ノート、飼育動物や植物の観察日記、社会見学の記録、行事の案内状や招待状、壁新聞、卒業文集などが考えられる。これらを書くときには、必要な事柄、事柄の前後、時間的な流れや文章全体のバランスなどを押さえることが大切である。その際、文中における主語と述語の関係に注意することの指導が大切である。さらに、句点、読点の使い方、長音、よう音、促音、はつ音、助詞の使い方、また、必要に応じて漢字や片仮名の使い方などに気付くようにすることが大切である。また、自分のことについて、氏名や住所、趣味などについて、正しく書くことができるようにすることも大切である。

書くことにおいては、読むことに併せて、生徒の能力、興味・関心に応じてファクシミリやコンピュータなどの操作、毛筆などを指導内容として取り入れることも考えられる。

第2 社会

1 社会科の意義

中学部の社会科では、小学部の生活科で学んだ集団生活への参加に必要な態度や技能、自分と身近な社会や自然とのかかわりの内容を更に深め、自分たちの住んでいる地域社会を中心とした社会の様子、働きや移り変わりなどについての学習活動を通して、学校や地域などで充実した生活を送るために必要な技能を習得し、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を身に付けることを目標としている。

中学部では、こうした能力と態度を育てるため、集団生活を送るために必要なきまり、社会生活を豊かにする公共施設の利用の仕方、地域社会における日常の様々な出来事や外国での主な出来事などの中から、生活を有意義に送るのに必要な基本的な内容を生徒や地域の実態等に即して選択、配列する必要がある。

また、生徒が生活の中で体験的な学習を通して、これらの内容に関心をもつとともに初歩的な知識や技能を身に付けるようにすることが大切である。また、内容の取扱いに当たっては、生徒にとって生活に即した分かりやすいものとなるようにできるだけ具体的な内容を取り上げる必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮するとともに、近年の情報社会の状況等を踏まえ、より具体的な指導内容を設定できるよう内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔社会〕）

1 目標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、2つの内容で構成されている。

- ① 「社会の様子、働きや移り変わり」とは、新聞、テレビ、インターネットなどのメディアで取り上げられる社会情勢、政治、経済の仕組みの初歩的な内容、時間的な移り変わりの観点から眺めた社会の変化のことである。このうち、「社会の様子、働き」では、生徒の生活行動範囲の広がりに対

応し、自分と家庭や学校を中心とした地域社会とのかかわりや、社会生活のおよそのきまりの理解を深めることをねらっている。また、近年、生徒が外国人と接する機会も多くなったこと、新聞、テレビ、インターネットなどを通じて外国の情報も多く得られるようになったことから、我が国と関係の深い国の生活の様子について関心をもち、そのおよそを理解することも必要である。

「社会の移り変わり」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身近な環境の時間的な移り変わりのことである。中学部では、これらの移り変わりに興味・関心をもつことができるように、身の回りにおけるいろいろな変化の例を取り上げて、指導することが必要である。

- ② 「社会生活に必要な基礎的な能力と態度」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身の回りの生活に必要な主なきまりを知り守ること、例えば、公共施設や公共物の役割が分かることなどが挙げられる。これらの力は、いずれも生徒の公民的資質の基礎となるものであるので、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮し、できるだけ生活に密着した指導内容を取り上げ、体験的な活動を通して身に付けることができるように指導することが大切である。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [社会]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「集団生活ときまり」、「公共施設」、「社会の出来事」、「地域の様子や社会の変化」、「外国の様子」の5つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。

(2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。

- ① 内容の(1)及び内容(2)は、「集団生活ときまり」の観点から示している。

今回の改訂では、内容(1)の前半部分の、「集団生活に慣れ、」を、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、「集団生活の中での役割を理解し、」と改めた。

内容(2)は、従前どおりである。

- ② 内容(1)に示した「集団生活の中での役割を理解し、」とは、学級や学校の集団において、その生活の流れに乗り、友達との交友や、共に活動す

るなどの適応を図ることである。「自分の意見を述べたり，相手の立場を考えたりして，互いに協力し合う。」とは，例えば，学級や学校の中で，役割を分担して仕事をする，困ったとき，分からないときは，人に尋ねたり教えてもらったりする，友達などが困っているのを見たときは，手助けをするなどの具体的な活動を通して，助け合って生活することが必要なことを理解することである。

特に，身近な問題を仲間と話し合う中で，自分の意見を述べたり，相手の意見を聞いたりするなどして，互いの意思の疎通を図ることができるようにすることが大切である。

内容(2)に示した「社会生活に必要ないろいろなきまり」とは，家庭，学校，地域社会など生徒の身の回りを中心とした社会でのきまりを指し，例えば，学校の時間割に沿って行動する，月や週のきまりを知る，道路の右側を歩く，信号にしたがって，道路を横断する，列で並ぶなど，学校や地域社会で円滑な生活を送る上での基本的なきまりが挙げられる。このようなきまりを知り，生活の中でそれを守ることを身に付けていくことが円滑な社会生活を営むためには大切なことである。

「集団生活ときまり」では，自他の人格の尊重，社会的義務や責任の遂行，公正な判断などの内容の基礎的な部分を扱う指導に当たっては，生徒の日常生活の行動と関連付けて具体化するなど配慮する必要がある。

(3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり，それらを利用する。

① 内容(3)は，「公共施設」の観点から示している。

内容(3)は，従前どおりである。

② 「日常生活に関係の深い公共施設」とは，生徒にとって身近な公園，広場，公民館，児童館，市役所（町，村役場），学校，図書館，郵便局，警察署（派出所），消防署，病院などの公共施設を指す。また，「公共物など」とは，学校の共有備品（机，椅子，図書，コンピュータ等の情報機器など），電車，バス，公衆電話などの公共のための物を指し，このほかに，新聞，テレビ，ラジオ，インターネットなどがある。

「働きが分かり，」とは，それらの公共施設や公共物のおよその役割や仕組みを知ることであり，「それらを利用する。」とは，自分の生活の中に取り入れることができるようにすることである。生徒によっては，一人で利用できる施設もあれば，家族や友達，教師と一緒に利用して目的を達成

するものもある。ここでは、それらの働きと自分や友達などの生活との関係を知ることにより、公共施設や公共物などが社会生活をより快適に営むのに役立つことを理解することが大切である。

例えば、公園や広場が人々の憩いの場となっていること、市役所（町、村役場）では地域の人々が生活するために必要な様々な仕事をしていること、大規模な小売店では一度にいろいろな品物を買うことができることなどを知り、それらを利用すると社会生活を快適に営むことができることを理解することが考えられる。

また、外出するときに電車やバスを利用したり、テレビやラジオで好きな放送番組を視聴したりすることや、情報通信ネットワーク等を活用して興味のある情報に触れることが、快適な生活を送ることに役立つことに気付くようにすることも、その働きを理解するための手立てとなる。

公共施設に関する指導に当たっては、地域のそれらの公共施設を地図で確認したり、絵地図を作って記入したり、インターネットで調べたり、実際に施設の見学や公共物を利用したりするなどして、位置と名称と働きを一体的に結び付けることができるようにすることが大切である。

また、ここで取り上げた公共施設を日ごろから家庭でも利用することによって、生徒がより身近なものに感じ、積極的に利用しようとする意識を育てることにつながる大切である。

(4) 日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。

① 内容(4)は、「社会の出来事」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の前半部分の「日常生活で経験する社会の出来事に興味や関心を持ち、」を、生徒の日常生活において、各種の情報を入手することが重要になってきていることを踏まえ、「日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心を持ち、」と改めた。

② 「日常生活で経験する社会の出来事」とは、実際に見聞きした体験などから得られる様々な社会の動きや事件の様子であり、生徒の住む市（町、村）などの地域社会で見聞きする様々な出来事のことである。例えば、居住地付近の出来事、使用している交通機関の様子、季節の話題、地域社会で催される行事などの情報であるが、近隣の様子をとらえるという観点から指導内容を設定することが大切である。

今回の改訂で加えた「情報メディアなど」とは、新聞、テレビ、ラジオ、

ホームページのコンテンツなど、様々な情報が提示されている媒体を意味している。それらによって入手される情報は、日常生活で体験する出来事などだけではなく、我が国や隣国の出来事などを含む。これらの中には、中学部の生徒には理解が難しい事項もあるが、世の中のおよその流れをとらえるという観点での指導が大切である。

「生産、消費などの経済活動」とは、生産、運輸、販売、消費に関する活動を指し、例えば、米、野菜、果物を作る農家の活動、海で魚をとる漁師の活動、工業製品を作る工場の活動、それらの生産物を市場に運ぶ運送活動、運ばれた生産物を販売する活動などがある。こうした一連の活動の様子を実際に見学したり、テレビ、ビデオ、インターネットなどを活用し、それらの情報に触れたりすることにより、自分の生活とのかかわりについて興味・関心をもつようにする必要がある。

最近では、消費経済の流通形態が変化し、地域にある個人商店や市場を利用することが少なくなりつつあることを踏まえ、清涼飲料水や交通機関の切符などの自動販売機の取扱い、地域の大規模な小売店やコンビニエンスストアの利用など具体的な活動によって、生徒の興味・関心を高めることが必要である。

また、生産、消費などの諸活動は、生徒にとって比較的理解しやすい内容であることから、それらの諸活動を通して、我が国の産業の様子や社会の出来事に発展させていくことが大切である。

(5) 自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。

① 内容(5)は、「地域の様子や社会の変化」の観点から示している。

内容(5)は、従前どおりである。

② 「我が国のいろいろな地域の様子」とは、自分の住む市（町、村）や学校のある市（町、村）を中心に近隣の市（町、村）の地形、主な産業、人々の生活の様子などを指す。中学部では、生徒の生活行動範囲の拡大に合わせて、それらの地域の様子が場所によって違うことに、具体例を基に気付くことができるようにすることが大切である。

ここでは、自分の住む市（町、村）や学校のある市（町、村）にある産業と比べたりして、それぞれの地域の特色や様子をとらえることが大切である。また、簡単な絵地図を見たり、交通の路線図などを書いて調べたりする活動を通して、地域の道路の様子やそれが他の地域と結び付いている

ことをとらえることができるようにする。これらの活動を通して、地域の様子が場所によって違うことや人々の生活の様子の違いについて理解を深めるようにすることが大切である。

「社会の移り変わりに関心をもつ。」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身近な環境の時間的な移り変わりや人々の生活の変化に気付くことである。ここでは、生活の変化を考える手掛りとして、例えば、地域の郷土館を利用し、昔の衣服や生活の道具と現在の衣服や生活の道具の違いを調べることにより、生活により便利にいろいろなものが変化していることに気付くようにすることが挙げられる。こうした活動を通して、過去から現代に至る地域社会の生活の変化について、興味・関心をもつようにすることが大切である。

「我が国のいろいろな地域」の生活の中には、そこに住む人々の生活の知恵が生かされていることに気付くようにすることが大切である。また、生活の様子を考える際に、「公共施設」の内容と関連付けると一層理解しやすくなる。

「社会の移り変わり」では、歴史の内容に触れることもあるので、各種の視聴覚教材やコンピュータ等の情報機器を有効に使い、生徒の身近な問題として興味・関心をもつようにすることが大切である。

(6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

① 内容(6)は、「外国の様子」の観点から示している。

内容(6)は、従前どおりである。

② 「外国の様子」とは、外国の自然、気候、風土、人々の生活などを指す。例えば、熱帯、温帯、寒帯地方の人々の衣服、料理の種類、食事の習慣、住居の様子、あいさつの言葉など、そこに住む人々が暮らす生活の様子のことである。これらについて調べることは、外国の文化や習慣を理解し、ものの考え方の違いを考える基礎となる。ここでは、外国の人々の生活の様子を知ることを通して、国内だけでなく国外にまで視野を広げることができるようにすることが大切である。

「世界の出来事」とは、新聞、テレビ、インターネットなどから得られる世界の主な国の政治、経済、文化、スポーツなどの主な出来事を指す。これらの内容は、テレビやインターネットなどを利用して視覚的に理解を深めることができるので、実際の指導に当たっては、それらを活用し、学習を具体的に展開する工夫が必要である。

外国の様子を指導に当たっては、近年、生徒が外国人と接する機会も従前より多くなってきていることから、ALT、留学生、地域に住む外国人などと触れ合う活動を取り入れることにより、世界の人々の暮らしなどに興味・関心をもつことができるように工夫することも必要である。また、総合的な学習の時間と関連をもたせるなどして、適切に取り扱うことも考えられる。

最近では国際的な規模の催事も多くみられ、その際に、我が国をはじめ諸外国の国旗に触れることがあるので、地図などでその国名と位置を確認するなどして、我が国や外国の国旗に対する親しみがもてるようにすることが大切である。また、内容(5)の「地域の様子や社会の変化」とも関連させながら、多様な文化を尊重できる資質や態度を育成していくことが大切である。

なお、諸外国の一部には得られる情報が少ない国もあるので、指導に当たっては、最新の資料を用いることにより、諸外国の様子が実態に即したものとなるよう配慮する必要がある。

第3 数 学

1 数学科の意義

中学部の数学科については、日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての学習を深め、それらを実際の生活場面で取り扱い、生活に生かしていく能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

数学科の内容としては、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、そして「実務」の観点から構成される。特に実務においては、金銭、時刻・時間、暦など、生徒の実生活に関連の深い内容を取り上げている。金銭についての実務の内容は、小学部「生活科」の「金銭」の内容との関連を図る必要がある。

中学部の段階において指導される数量的内容は、社会生活などを営むために必要な基礎的な能力となることを踏まえる必要がある。また、生徒の実際の生活や具体的な活動を通して直接的な数量的経験を多くし、生徒の感覚を豊かにするとともに、日常生活における処理能力を高める必要がある。

生徒の数量的感覚を豊かにしたり、生活の中で実際に活用できる力を伸ばしたりするためには、生徒自らが興味・関心をもち、その必要性を感じ、目的意識をもって主体的に理解を深められるように、生徒の実生活に関連した具体的な指導内容を発達の段階に即して設定することが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より幅の広い指導内容が設定できるようにする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [数学]）

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、3つの内容で構成されている。

① 「日常生活に必要な」とは、指導される数量的内容が、ものの数を数えたり、現金の計算をしたり、調理で材料の重さを量るなど、生徒がよりよい生活を営む上において、また、社会生活や自立のための基礎的な能力として、役立つものでなければならないという意味である。

- ② 「数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、」とは、初歩的な数、量、計算、図や形、位置関係のほか生活に必要な視点からの実務について、基礎的な事柄の理解を深めることである。
- ③ 「それらを扱う能力と態度を育てる。」とは、数量、図形などに関する初歩的な指導内容を日常生活に生かすための技能や、その技能を実際に使おうとする意欲を育てることである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔数学〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の4つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。

① 内容(1)は、「数と計算」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「初歩的な数量の処理や計算をし、日常生活の中で使う。」を、履修内容は、生活において活用することを前提としていることから、「日常生活の中で使う。」を削除するとともに、前半部分に「日常生活における」を加え、表現を整え、日常生活につながる指導内容を設定しやすくするという視点から改めた。

② 「日常生活における」とは、学校生活や家庭生活などにおけるという意味であり、そうした場においては、基本的には、生活に使うものの数を数える、現金の計算をする、調理で材料の重さを量るなどに役立つ指導内容の設定が大切である。

「初歩的な数量の処理をする。」の「初歩的な」とは、小学部算数科の指導を踏まえ、中学部ではおおむね3位数までの数や量を取り扱う。「数量の処理をする。」とは、数え方の工夫（例えば、はがきやおはじきなどの具体物を10ずつまとめ、さらに、それらを10個集め、その大きなまとまりを100であると把握することなど）、正しく数える（例えば、操作しやすい素材として紙、封筒、ボルトやナットなどを数えることや1,000までの数え方が分かること）、やや広い範囲の数の表し方や読み方（例えば、3位数までの222, 220, 202など）、数の大小、順序及び0の意味（例えば、何もない、空位、基準の位置）など、数についての理解を深めることを意味している。

「初歩的な計算をする。」とは、2位数以下の加法、減法、乗法及び除法についての基礎的な内容を意味している。加法、減法の計算については、それを適用する場の基本的なもの（増加、合併、減少、求差、不足など）を取り上げ、その意味を理解し計算方法を知ることにより重点を置くとともに、筆算形式の定着など計算技能が十分身に付くよう指導することが大切である。また、「数系列」、「10の補数（数の合成分解）」（例えば、文化祭の看板に10個の造花を取り付ける、7と幾つで10になるかなど）、「単位をそろえることの意味（位取り）」など数の構成についての指導は、この段階から取り扱う「繰り上がりや繰り下りのある計算」の理解の基礎として必要なものである。

乗法や除法の指導においては、それらが用いられる場と意味の理解が大切である。乗法の場合には「倍」、除法の場合には「等しく分ける」、「幾つに分ける」などの概念を、形式的な計算練習の反復指導のみでなく、様々な日常的な素材の処理を通して、指導することが重要である。

乗法の指導においては、小学部の内容である「2ずつ、5ずつまとめて数えること」を発展させ、実際の生活で使用する場面が多い「2の段」、「5の段」及び「3の段」の「九九」を取り扱う。除法については、小学部の内容である「まとめて数える、等分に分ける」などの具体的操作の経験を踏まえて、「等分除」や「包含除」について、2つや5つずつに分けることの意味の理解を十分に図ることが大切である。

数の理解のための指導と計算機を使った計算のための指導は、それぞれ独立して扱われるものでなく、相互に関連させて深め合うものである。計算の結果、正答を出した場合は、成就感や満足感などから意欲や自信を育てることとなるが、ともすれば計算方法という操作のみへの傾倒を招くこともあり得る。また、誤答が続いた場合は、失敗感が重なり、ひいては数学嫌いにも陥りやすい面ももっていることに配慮する必要がある。

また、実生活の上で、計算の意味や計算した結果の使い方等についての理解を図ることが重要である。指導に当たっては、生活の中で加算や減算が必要な場面を設定したり、現金の計算に置き換えたり、やさしいものから始めたりする工夫が大切である。

(2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。

- ① 内容(2)は、「量と測定」の観点から示している。
内容(2)は、従前どおりである。

② 「長さ・重さなど」の「など」とは、太い細い，厚い薄い，深い浅い，遠い近い，容積（かさ），広さ，温度など，生徒の生活に関連した量を意味している。

「単位が分かり，測定する。」とは，簡単な単位を用いた間接的な比較ができるということである。具体的には，客観的基準としての「ものさし」，「はかり」，「計量カップ」などを使用した測定方法やそれぞれの単位関係について指導することである。

「長さ」については，日常生活の中での相対的概念である長い短いを発展させ，「cm」や「m」などの単位を用いて数値化してとらえたり，基点を確認した上で，ものさし（30cm，1m）で様々なものを正確に測定したり，直線を引いたりすることなどを取り扱う。この場合，垂直方向に測定することになる身長計や20m程度までの長さが測れる巻尺など，日常生活に密着した題材を取り上げることが大切である。また，「100cm」は「1m」であることを指導し，板，布，テープなどを素材として体験的に測定して実感したり，50m走や100m走などの体験を通して理解したりすることも大切である。

「重さ」については，例えば，調理実習などを通して，属性にとらわれず重さを抽出し，「100g」及び「1kg」を取り扱う。また，実際の使用場面で，量感を養うことに留意する。なお，「1kgは1,000gである」という量の単位の関係が理解できなくても，日常生活で使われる単位として，「g」や「kg」という用語に慣れることも大切な指導内容である。

「温度」については，温度計や体温計の目盛りを見て測定するとともに，冷たい，熱い，寒い，暑いなどの体感的理解を手掛かりとして，温度を意識できるようにすることが大切である。また，体温計では，生徒の発達の段階により，「〇度〇分」という読み方を取り扱う。

「広さ」については，広い狭いの比較の指導である。例えば，黒板や画用紙のような平面的なものについての広がりを理解するようにする。

「容積（かさ）」については，任意の単位（例えば，バケツ3杯分の水，大さじ一杯分のしょうゆなど）を用いた比較の指導や基準容器（計量カップ）で正確に計量する技術を指導することにより，単位「リットル」を取り扱う。また，商品によって「cc」や「ml」で表されていることも取り扱うことが大切である。量と測定においては，正確に計測したり，測定結果を正しく処理したりする能力が要求されると同時に，数値化されたものが実感としてとらえられ，より合理的な生活が営めるようにすることが大切である。例えば，1mや1kgの感覚をつかむこと，5mや10mの長さにつ

いておよその目測ができることなどである。

(3) 図形の特徴や図表の内容を理解し，作成する。

- ① 内容(3)は、「図形・数量関係」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「図形の特徴や図表の内容を理解し，作成したりする。」の「作成」に幅広い内容が含まれていることから，表現を整え，「作成したりする。」を「作成する。」と改めた。

- ② 「図形の特徴を理解し，作成する。」とは，小学部の内容を発展させ，直線や辺，直角に関心をもってその数に着目したり，大きさ調べをしたりするなど，分析的に図形をとらえることである。

具体的には，定規を使って直線を引いたり，直角が分かり，三角定規を使って直角になっているものを探したりすることなどにより，正方形や長方形，三角形の違いについて操作を通して理解することである。また，円の形をなぞるなどの具体的な活動を通して，円の性質について理解することなどである。位置関係については「上下」，「前後」，「左右」の3種類を，基準点を押さえて理解できるようにするとともに，例えば，「上から○番目，左から○番目のロッカー」など，具体的な学校生活や社会生活で使えるような理解を深めていくことが大切である。

「図表の内容を理解し，作成する。」とは，例えば，ゲームの結果を○×で表に表したり，絵グラフを作成したりすることや，気温の変化，作業学習における日々の生産量，体重の月ごとの変化などを，棒グラフや折れ線グラフの作成や理解へ発展させるなどの指導のことである。その際，いろいろなグラフに触れるとともに，グラフが，事象の変化や全体の傾向をつかむのに便利であることなどに気付くよう指導することが大切である。

(4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

- ① 内容(4)は、「実務」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「金銭や時計・暦の使い方に慣れる。」の「時計・暦」を，指導内容に幅をもたせられるよう，「時計・暦など」と改めた。なお，金銭に関する内容は，小学部においては生活科の内容として示し，中学部では数学科の実務の内容として示している。

- ② 「金銭などの使い方に慣れる。」とは，簡単な両替をしたり，買い物をしたりすることや，各種カードを利用できるようになることなどを意味し

ている。この段階では、例えば、生活の中での買い物について、現金を適切に出せたり、お釣りをきちんと数えて受け取れたりすることなどを重視する。そのためには、まず貨幣の種類を指導し、現金が正しく数えられるようにするとともに、両替などの等価関係についての理解を図ることが大切である。具体的には、生徒がもつ数の概念にこだわらず、1,000円紙幣が500円硬貨2枚に相当するなどのポイントを押さえ、可能な限り、実際の金銭を処理する場を設けて指導する。

また、1,000円、2,000円という数え方を通して、1,000円単位の理解を図るようにする。さらに、例えば、157円の買い物では、200円を支払えば釣り銭がもらえるなど、購入金額以上の金額を支払う場合の概算ができるようにすることが大切である。実際には、例えば、調理の際の食料品、書籍、CDやDVDなど、生徒の興味・関心や生活の中での必要性を重視した買い物指導などがある。

この段階では、将来、社会生活を営む上から、消費についての指導も重要である。中でも、物品には定価があり、購入する際には消費税を含めて支払うことや、計画的な消費をするための預貯金の指導、あるいは小遣い帳の指導などは欠かせない事項である。なお、日常生活での使用頻度が増えている現金や切符に代わる各種カードなどの使用については、個々の生徒の実態や地域性などに応じて指導することが望ましい。

これらの指導を通して、「数と計算」の理解が向上することも期待でき、関連した指導が大切である。

「時計などの使い方に慣れる。」とは、「時計の仕組みの理解」（例えば、長針、短針の動き方、それらが表している意味、文字盤についてなど）、「正確な時刻の読み取り」、「単位関係の理解」などを意味している。時刻の指導では、時と分、ちょうど〇時、〇時半、〇時少し前、そして10分単位、5分単位、1分単位へと細かなステップで指導する。時間の指導では、時刻を読み取り、その上で時間の経過を理解しなければならないため、単なる数の計算でなく、時間を量としてとらえるようにすることが大切である。この場合、学校の時間割、遠足などの日程表、バスの時刻表など、生活と関連付けて指導することが大切である。

「暦などの使い方に慣れる。」とは、カレンダーの仕組みやその使い方、去年、今年、来年などの年の流れ、年号などが分かることである。例えば、〇月〇日は〇曜日、あと〇日で休日、今度の遠足は〇日の〇曜日、来年は西暦〇〇〇〇年（平成〇〇年）など、学校生活の中で日課表や行事予定などと関連付けて指導することが大切である。

第4 理 科

1 理科の意義

中学部の理科は、小学部における生活科の内容との関連を考慮し、生徒の日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物や事象を対象として内容を示している。

中学部では、基本的には、それらに関する初歩的な事柄についての理解を図り、それらを日常生活で生かすことによって、自然や生命を重視する心情や態度を育成することを目標としてきた。

一方、近年、科学技術の進歩はめざましく、生徒を取り巻く生活環境は、便利になってきている反面、地球の温暖化など、自然環境が著しく変化していることから、身近な自然の仕組みや働き、事物や事象に目を向け、自然を大切にしたり、科学的に物事を考えたりすることが、生徒にとって、より一層求められるようになってきている。

そのため、これまでの理科の目標では、自然の仕組みや働きなどの理解を中心としていたが、今後は、事物や事象への理解を深め、できるだけ科学的に考える態度を養うことも大切となってきた。

理科の内容としては、これまでも、人体のつくりや身近な動植物に関すること、電気、薬品、油脂類などの身近な事物や、生活に関連する機械・器具に関すること、太陽、月などの天体や気象の変化に関することなどを取り上げており、それらを効果的に指導することが求められる。

特に、生徒が、関心をもったり、初歩的な知識を習得したりするためには、日常生活の中で基礎的な体験を重視した具体的な活動の設定が必要であり、指導上の取扱いについては、その点に留意する必要がある。

2 改訂の要点

(1) 目標は、生徒が身近な自然の仕組みや働きを大切にするだけでなく、事物や事象を含めて、できるだけ科学的に考えることも重要となっている視点から改めた。

(2) 目標の改訂を踏まえるとともに、生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動を設定しやすくする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [理科]）

1 目 標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にすることを育てる。

- (1) 目標は、従前の「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き」を、自然に関する事柄だけでなく、事物や機械・器具などに関する事柄の指導も重要であることから、「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなど」として範囲を広げた。また、生徒の知的障害の状態等を考慮した科学的な見方などの指導も重要であることから「科学的な見方や考え方を養うとともに」を加え、さらに、「自然を愛する豊かな心情を培う。」を、具体的な活動を設定しやすくするために、「自然を大切にすることを育てる。」と改めた。
- (2) 目標は、4つの内容で構成されている。
- ① 「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなど」とは、人体のつくりやその機能、栽培している植物や飼育動物のほか、通学の途中で見られる動植物などの身近な生物の様子、電気、薬品、電気器具などの身近な事物や機械・器具のおよその構造や役割、気象などの自然現象である。
 - ② 「初歩的な事柄についての理解」とは、基本的な理解であり、その根元的な原因や要因までを求めるものではなく、例えば、音声をとらえる器官、消化器官、植物の種子－発芽－花－実－種子、電気器具の役割やコード、スイッチなどの、基本的な構造の理解である。
 - ③ 「科学的な見方や考え方を養う」とは、日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物・事象などについて、できるだけ客観的にとらえたり、予測したりする力を身に付けることである。例えば、雲の様子から天気の変化を予測したり、気温や温度を数値で概括的に理解したりすることなどである。また、熱くなったものの冷え方や、日常生活で使用する道具の仕組みや働きが概括的に分かることなどである。
 - ④ 「自然を大切にすることを育てる。」とは、自然や動植物を大切にしようとする心情と態度を育てることであり、具体的には、植物を大切に育てること、動物をかわいがること、ごみや廃棄物を正しく処理することなどができるような心情に基づく実践的な行動を求めることである。前段の「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解」を図ることにより、それらを大切にすることを行動ができるようになることをねらいとしている。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [理科]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」、「自然」の4つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。

① 内容(1)は、「人体」の観点から示している。

内容(1)は、従前どおりである。

② 「人の体の主なつくりや働き」とは、人体を構成する目、耳、頭、手、足などの外形的にとらえやすい身体の各部位の構造やそれらの働き、また、肺、心臓、胃腸などの身体内部の器官の構造とそれらの働きである。

身体内部の器官の働きに関連して、具体的で理解しやすい事柄としては、食事と排泄^{せつ}、呼吸、心拍などがあり、また、病気やけがのおよその症状、病気に関係するかびや細菌などのほか、消毒の働きや日常用いる医薬品、食品と栄養の関係などがある。

「関心をもつ。」とは、例えば、心音を注意深く聴くことなどであり、身体のかつくりや働き、日常で見られる健康に関する事柄に触れ、気付くことである。また、病気やけがの処置を興味深く観察したり、処置の結果に気付いたり、栄養のある食品があることに気付いたりすることなどである。

「人の体の主なつくりや働き」に関する指導では、身体のか動きや働きを、実際に目にしたり、体感したりできるようにするなどの活動や、医薬品等には正しい用法や取扱いがあることを知ることが大切である。

(2) 身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。

① 内容(2)は、「生物」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「身近な生物の成長及び活動の様子に関心をもつ。」を、生物の成長の状況だけでなく、その生物そのものの形状等の特徴などにも関心を深めることが重要であることから「身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。」と改めた。

② 「身近な生物」とは、学校や公園、通学の途中などで見られる動植物であり、特に身近な生物は、学級園で栽培している植物や飼育している動物などがある。

「生物の特徴，その成長及び活動の様子」とは，例えば，身近にある主な植物の名称や特徴，身近にいる動物の習性や特徴，種子をまき発芽した植物の成長や，活動状況，開花や落葉などの植物の変化，幼生期から飼育した動物などの状況である。

「関心をもつ。」とは，例えば，動植物の変化の様子に気付いたり，興味をもって観察したり，関心をもったりすることなどがある。

「身近な生物の特徴，その成長及び活動の様子に関心をもつ。」に関する指導では，実際に動植物を見たり，触れたりするなどの直接的な体験が重要である。また，動植物に自然に触れることができるようにするためには，実際に植物を育てたり，動物を飼育したりするなどの活動が大切である。

(3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。

① 内容(3)は，「事物や機械」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「身近な事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。」の「身近な」を，日常生活における活動を重視する観点から「日常生活に関係の深い」と改めた。

② 「(日常生活に関係の深い事物)の仕組みと扱い」とは，例えば，日常生活で扱う電気，洗剤や石けん，砂糖や塩，サラダ油や天ぷら油などの食品，プロパンガスや都市ガスなどの熱源，コインやスプーンなどの金属，食品容器等に用いられるプラスチック，食器や鏡などに用いられるガラスなどの性質や用途，実際に使用する手順，保管や保守，取り扱う際に留意することなどについて，基本的な事項を知ることである。

「(日常生活に関係の深い)機械・器具の仕組みと扱い」とは，自転車，ドリルや糸のこなどの機械類，懐中電灯や扇風機，洗濯機などの日常生活で使用する電気器具などについて，概括的に分割された構造部とそれらの取扱いを指している。例えば，自転車は車輪(タイヤ)部，ハンドル部，サドル部など，扇風機はスイッチ部，モーター部，羽根など，電動糸のこはモーター部，糸のこの取り付け部，切る材料を載せる部分などで構成されていることを知ることである。また，取扱いについては，正しい使用法，保管や保守，取り扱う際に留意することなどについて，基本的な事項を知ることが大切である。

「日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱い」についての

指導では、日常生活で扱うことができる道具などを実際に使用するなどの活動を重視する必要がある。また、機械・器具を扱う際には、特に、事故の発生を防ぐために、安全に留意するとともに、事前の点検等を怠ることのないようにすることが重要である。

なお、初歩的な知識の習得を目標とする場合には、課題が負担過重にならないよう留意する必要がある。

(4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

① 内容(4)は、「自然」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

② 「自然の事物・現象」の「事物」には、水や土のほか、雨、雲、海、山、川、太陽、月、星などが挙げられる。「現象」は、気象の変化、太陽や星の動き、地震などである。

「興味を広げ、」とは、身近な自然の事物・現象が変化することについて関心をもつことである。

「日常生活との関係を知る。」とは、自然の事物・現象が日常生活に与える影響を概括的に理解することであり、例えば、「生物が生きるには水が必要である」、「植物が育つには、土壌や温度などが関係している」、「魚は海や川に生息していて、そこでとれる」、「雲が出てきたので、雨が降る」、「冬には寒いので、雪が降る」、「夜になると太陽が沈み、暗くなるので月や星が見える」などである。

「自然の事物・現象」に関する指導では、日常生活との関連性を重視し、指導に際しては適切な時期や場所を選択し、生徒が事物等と実際に触れるなどの活動に取り組めるよう配慮する必要がある。

第5 音 楽

1 音楽科の意義

中学部の音楽科では、思春期の心情面を考慮し、生徒が充実感や満足感を味わいながら、自己表現力を豊かなものに広げ深めることが大切である。

中学部では、小学部で培った基礎的な指導内容の定着を図るとともに、表現及び鑑賞の能力を培い、生徒の発想や着想を生かすことによって、音楽についての興味・関心を深めながら、生活と音楽の関連を図り、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てることを目標としていることが特徴である。

音楽科の内容としては、①自分の歌や演奏を再生して聴いたり、自然音、生活音、あるいは、あまり聴いたことがない楽器の音色に興味をもって聴いたりするなどの鑑賞に関する事、②リズムに合わせてたり、曲想にふさわしい表現をしたり、フォークダンスや民踊を踊るなどの身体表現に関する事、③打楽器や旋律楽器を使って、簡単な楽譜や絵譜などを見ながら、独奏や合奏をするなどの器楽に関する事、④気持ちを込めて歌ったり、伴奏に合わせて斉唱や簡単な輪唱をしたりするなどの歌唱に関する事が取り上げられる。

中学部段階の生徒には、自由な発想を生かした自己表現活動を通して活動の幅を広げたり、発達の段階等を考慮して、生活に結び付いた表現活動や鑑賞活動を取り上げたりすることが大切である。また、指導に当たっては、他の教科等との関連を図り、音楽活動の日常化や生活化を図ることが重視される。また、「聴き分ける」、「見分ける」などの課題の達成や、音楽を用いて十分に心を開放し、社会性や協調性を養うようにすることが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、例示を増やすなど、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

1 目 標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 目標は、3つの内容で構成されている。

- ① 「表現及び鑑賞の能力を培い、」とは、「表現」については歌唱，身体表現，器楽の3つを示しているが，表現と鑑賞は別々に行うということではなく，むしろ，すべてを統合的に扱うことが重要である。「能力を培い」とは，生徒一人一人が小学部で身に付けた基礎的な能力を，楽しく音楽とのかかわる活動を通して，経験的に高めるということである。すなわち，音楽を特徴付けている様々な要素を聴き分けたり，曲全体の曲想を感じ取ったりする能力を身に付けることなどである。
- ② 「音楽についての興味や関心を深め、」とは，音楽を表現する喜びと共有できる喜びを実際に体験することを重視し，声の出し方や楽器の演奏の仕方に興味を深めながら，音をいろいろ工夫して，自分自身の音楽を創り，自ら音楽活動をする意欲を喚起することなどである。
- ③ 「生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。」とは，音楽活動の楽しい体験を積み重ねることで，自己表現活動を促したり，人とのかわりを活発にし，生活の中に音楽を生かしたりすることなどである。また，音楽の時間で学習したことを，他の授業や学級内での音楽的な活動に生かすなど，積極的に生活の中で生かす態度と習慣を育てることができるようになることである。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「鑑賞」，「身体表現」，「器楽」，「歌唱」の4つの観点から示している。

(2) 内容

(1) いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。

① 内容(1)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「いろいろな音楽を楽しく聴く。」を，ふだん聴いたことがない音を聴くことも大切であること，また，より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から，「いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。」と改めた。

② 「いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。」とは，バイオリン，チェロ，コントラバス，ハープなどの弦楽器の音色，フルート，クラリネット，トランペット，ホルンなどの管楽器の音色，ドラムなどの打楽器の音色など，曲の中で用いられている楽器の特徴的な音色に興味を

もって、積極的に聴くことである。

その際、自分の好きな音楽を選んだり、旋律を覚えたりすることや、自分の好きな歌や演奏を視聴覚機器によって聴くなど、進んで音楽を聴こうとする意欲や態度を身に付けることが大切である。

また、小学部で培った鑑賞の力を基盤として、郷土の伝統音楽、我が国の民謡、世界の民謡、組曲、交響曲などの多様な音楽を聴くことによって、その曲の雰囲気や曲想を感じ取ることも指導内容として挙げられる。さらに、聴き慣れた音だけではなく、ふだん聴いたことがないような様々な楽器の音色の違いに関心をもって聴いたり、自然音や生活音に興味をもって聴いたりするなど、生活の中で様々な音を聴いて楽しむ習慣をもつことなども挙げられる。

鑑賞の能力を培うに当たっては、音楽を部分的に扱うのではなく、常に曲全体を味わい、音楽を聴くことに親しみをもつようにすることや、生徒一人一人の多様な感じ方を大切に、積極的な鑑賞活動を進めるよう配慮することが大切である。

(2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。

① 内容(2)は、「身体表現」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

② 「音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、」とは、音楽の曲想や雰囲気を感じ取り、イメージをつくりながら、自由に身体表現することであり、その際、一人一人の個性を生かし、表現活動の幅を広げ、自ら表現しようとする意志や心情を大切にすることが重要である。

「リズムに合わせて身体表現をしたりする。」とは、リズムの違いや特徴をとらえて身体表現をしたり、歌のゲームを楽しんだり、知っているフォークダンスを踊ったりすることが挙げられる。その際、民謡や世界の音楽などの特徴を感じ取りながら、相手の気持ちやリズムに合わせて踊ったり、踊りを通じて心の交流を深めたりすることの楽しさを味わうようにすることも重要である。

身体表現をすることは、生徒を精神的に開放し、のびのびと体を動かすことは快いものであり、心身の諸機能を高めるためにも有意義な活動である。生徒が自由な表現をするためには、指導方法の固定化を避け、生徒の興味・関心に応じられる弾力的な指導が必要である。

なお、交流及び共同学習の機会などに、ダンスや民踊などを用いることも有効である。

(3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。

① 内容(3)は、「器楽」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「打楽器や旋律楽器を使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。」を、生徒が様々な楽器にかかわれるような指導内容を設定できるようにする視点から、前半部分を「打楽器や旋律楽器などを使って、」と改めた。

② 「打楽器や旋律楽器など」とは、小学部の段階で取り入れた楽器に加えて、我が国の伝統的な打楽器である和太鼓や弦楽器である琴、コンガ、ボンゴ、マラカスなどの世界の様々な楽器、マリンバ、鉄琴や電子ピアノなどの旋律楽器、雨の音や波の音、風の音などを出す楽器等である。

「自由に演奏したり、」とは、楽器を組み合わせで自分で音をつくったり、曲をつくったり、手作り楽器をつくって即興演奏をしたりするなど、自分の個性を生かしながら、自分で表現することである。

「合奏や独奏をしたりする。」とは、打楽器や旋律楽器などを用いて、友達などと一緒に演奏したり、一人で演奏したりすることである。器楽の指導に当たっては、力をコントロールして強弱やアクセントを意識しながらリズム感覚を育てるとともに、楽器の音色や特色を生かし、楽曲に合った組合せを工夫して演奏できるように指導することが重要である。

なお、合奏に当たっては、テンブルブロック（音階木魚）、トーンチャイム（音階響きバー）やベルハーモニー（卓上ベル）、サウンドブロック（響く木琴）などの楽器や、リードを交換して一音一音を別々に出せる笛を使うなどして、旋律や和音の一部を演奏し、友達と一緒に演奏する喜びを共有できるよう配慮することも大切である。

生徒が進んで、新しい音や音楽を創り出していく学習を展開できるように指導内容・方法を工夫することが重要である。特に、生徒の主体性を重んじ、自分なりの奏法を工夫することで、いろいろな楽器に親しみ、かかわることを重視することが大切である。また、器楽指導では、技能が重視されがちであることから、個々の生徒の能力を考慮し、負担過重にならないよう配慮する必要がある。

なお、併せて正しい楽器の扱い方や収納方法などについて指導すること

が大切である。

(4) 歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。

① 内容(4)は、「歌唱」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

② 「歌詞やリズムなどに気を付けて、」とは、歌詞を正しく覚え、歌詞の表す情景や曲想について、生徒が見たことのある風景やある風景を見たときの感情などを話し合い、一人一人が具体的イメージをもち、歌詞の内容を理解し、気持ちを込めて表現できるようにすることである。また、はっきりした音声で音程を整え、正しいリズムで歌うという音楽の基礎的な能力を基に、自信をもって自ら進んで歌うようにすることである。

「独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。」とは、教師や友達の歌や伴奏の響きを聴きながらきれいな歌声を意識したり、相手に合わせて、自分の声をコントロールしたりしながら歌うことである。特に、この段階では、いろいろな歌を聴いたり、歌ったりすることにより、好きな歌、歌える歌の範囲を広げていくことが大切である。また、生徒の歌唱力を高める方法としては、友達や教師の歌、CDなどによる様々な歌をより多く聴く機会を設定することが考えられる。特に、中学部の段階では、歌うことを恥ずかしがる場合もあるので、一度に多くのことを生徒に求めないよう配慮し、生徒の主体的活動を重視していくことが大切である。

第6 美術

1 美術科の意義

中学部の美術科は、小学部の図画工作科の初歩的な造形活動の経験に基づいて、基礎的な表現力及び鑑賞力を伸ばし、豊かな情操を培うことを目標としている。

造形活動は、ものの美しさを感じ取る感性を養い、創造力の基礎となる主体的な表現力や制作能力を伸ばして造形の喜びを味わい、これらの力を生かして豊かな生活を営むことができるような人間性をはぐくむものである。内容は、知的障害のある生徒の実態等から、表現と鑑賞の2領域に材料・用具の領域を加えて示しているのが特徴である。

中学部の段階では、基礎的な表現活動、表現に必要な造形材料・用具の扱い、鑑賞を取り上げ、生徒が本来的にもっている欲求に基づく表現活動と、自他の作品や造形品などへの関心を高めて豊かな感性を養い、人間らしさを培うことが重視される。

美術科の指導においては、主体的に表現し鑑賞する能力や態度を育てることを通して、意思表出の働きを助長したり、様々な知識や技能を習得したりすることなどについても重視することが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容を設定できるように内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [美術]）

1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

(1) 目標は、従前どおりである。

目標は、2つの内容で構成されている。

- ① 「造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、」とは、小学部の図画工作科における初歩的な造形活動で培った造形表現や鑑賞への関心を基にして、生徒の主体的な造形活動を一層深めて、基礎的な表現及び鑑賞の能力を高めることである。

造形活動は、図画工作科の造形遊びから主題がはっきりした造形へ、楽

しくのびのびとした活動から自分の心情や考えを表現する活動へ発展する。また、表現と鑑賞が一体的に機能して活動が深まり、自他の作品に対する関心とあいまって表現が豊かになる。したがって、表現と鑑賞の不可分な関係に留意しつつ、造形活動に関する知識や技能などの能力を培い、態度を育てることが大切である。

このように、中学部の美術科では、造形活動の主題が次第に明確になっていくことから、表現活動においては、絵画、彫刻、デザイン及び工芸が、鑑賞においては、自他の作品及び自然や造形品が扱われ、表現方法や鑑賞の対象が豊かになる。

- ② 「(造形活動によって)豊かな情操を養う。」とは、造形活動と情操の関係を示しており、造形表現や鑑賞活動を高めることによって、人の感情の一種といわれる情操、すなわち、美しさ、よさ、優しさなどに向かう最も人間らしい意思や感情が豊かになることである。

中学部の美術教育では、造形活動を通して、より楽しく、よりよく、より美しく感じ取る感性を養い、豊かな情操を培うことが大切である。

4 内容(第2章第2節第2款第1 [美術])

(1) 内容構成の考え方

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の3つの観点で構成されている。中学校の美術科では、「表現」と「鑑賞」の2領域で構成され、基本的には観点をこれに合わせているが、中学部では、「材料・用具」に関する観点を加えている。

(2) 内容

(1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。

- ① 内容(1)は、「表現」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の後半部分の「かいたり、つくったり、飾ったりする。」を、中学部の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、活動の目的を明確にする視点から、「絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」と改めた。

- ② 「経験や想像をもとに、」とは、造形表現で取り上げる題材の所在を示しており、小学部の図画工作科の表現に関する指導内容で扱う、「見たこと、感じたこと、想像したこと」のそれぞれの観点は同じであるが、中学

部の段階では、経験の量的違いや想像の豊かさを踏まえた表現の広がりを目指している。

「計画を立てて、」とは、主題やテーマの決定、表現に適した材料や用具の準備、表現のイメージなど、作品完成までのおよその見通しをもって活動することである。

「絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」とは、中学部段階の発達の種類や状態に見合った表現活動のことである。

絵をかくことに関する指導内容は、生徒の知的な発達や感じ方、表現活動の経験などを生かし、対象をよく見て、色や形などの特徴をとらえたり、感じたことを材料や絵の具の性質、用具の特長を生かしたりして表現することである。絵のほかに、版画にすることやポスターのデザインをすることなどが挙げられる。

表現においては、主観性の強い表現に加えて、客観的に目的に合わせて表現することが必要な指導内容も取り扱われる。例えば、自然の形や幾何学的な形を並べたり、繰り返したりして、模様や装飾に関心をもち、伝達機能をもつポスターなどの平面デザインでは、知らせる事項を考え、色や形の組合せを工夫するなどして表現することなどである。

絵や版画の題材としては、静物や風景の観察や描写、学校行事や社会行事などの印象、想像画などがあり、版画の方法としては、木版、ゴム版、リノリウム版などがある。デザインの題材としては、ポスター、案内表示・標識、表紙装丁デザイン、カット、模様・装飾などがある。

作品をつくることに関する指導内容は、主に、彫刻などの立体に表すこと、生活に役立つ器物をつくることなどであり、生徒の感性や、材料の性質、用具の特性を生かして表現したり、工芸品の制作などでは制作工程や手順が分かり、完成の見通しをもってつくったりすることである。

彫刻や立体の題材としては、人、動物、乗り物、建物などが、工芸品の題材としては、箱、筆立て、ペン皿、焼き物の器物などが挙げられる。

表現の方法としては、塑像や焼成工程のある器物の活用、いろいろな造形材料の性質を生かした加工、塗装加工などが挙げられる。

飾ることに関する指導内容は、つくった作品を教室や廊下の掲示板に展示することや、実際に使用して、造形表現が生活に役立つことを経験し、関心を深めたり、愛着心をもって扱ったりすることである。

なお、中学部段階の造形活動は、扱う材料や用具が多くなり、その制作過程では電動糸のこ盤のような動力機械の使用もあることから、職業・家庭科の指導内容である「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」に関する指

導と合わせて、安全への関心を高め、適切な使用により、造形活動が一層楽しくなることを経験できるようにする。

(2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。

① 内容(2)は、「材料・用具」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

② 「いろいろな材料や用具など」とは、小学部の図画工作科の「材料・用具」に関する経験を生かし、更に表現しようとする意図や、飾ったり、使ったりする用途や目的に合わせて取り扱う材料や用具のことである。

いろいろな材料とは、絵にかいたり、版画にしたり、平面のデザインをしたりする際の材料や絵の具などのほか、つくる表現活動で取り扱われる主な材料は、粘土、紙、石、布、木、金属、プラスチック、リノリウム、ニス、水性・油性塗料などである。また、これらの材料のほか、建築、土木工業用の資材なども、その対象にすることが可能であり、表現の目的に合った材料の選択肢を広げる観点で取り上げることが大切である。

主な用具は、水彩用具、塗装用具、接着剤、彫刻刀、簡易な木材・金属加工用具、糸のこ盤や研磨機などの電動工具などが挙げられる。

「扱い方を理解して使う。」とは、上記に挙げた材料や用具の性質や機能をよく知って使うことである。扱い方を理解するには、いろいろな材料や用具などを繰り返し経験することであり、それによって、性質や機能を理解するばかりでなく、同時に技能も習得される。

なお、材料や用具を扱う経験は、造形活動を活発にし、創造活動の基礎的な能力を培う観点から重要である。中学部の段階では、扱う造形材料や用具の種類が増え、その扱い方も多様になる。材料では硬質の素材や油性の塗料、溶剤の扱いに、用具では刃物や電動工具の取扱いに関して危険を伴うので、安全管理に留意しなければならない。

指導に当たっては、適切な扱いが安全確保につながることを理解させ、目的以外の用具の使用を禁じるなど、約束事を明確にすることが大切である。

また、用具の操作の難易度が、生徒の手指等の機能や活動の理解の状態などに応じたものであることに留意することが大切である。

(3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

① 内容(3)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「自然や造形品の美しさに親しみをもつ。」の「美しさ」を、美しさだけでなく、表現や形状の面白さにも関心をもつことが必要であることから、「美しさなど」と改めた。

② 「自然や造形品」とは、自然の風景や人がつくり出した絵画，彫刻，デザイン，工芸などの作品である。

「美しさなどに親しみをもつ。」とは、自然や造形品の美しさ，それらの色や形の特徴の違いに気付き，面白さなどを味わうことである。

自然や造形品の美しさに親しみをもつ基礎的な鑑賞を深めていくためには，季節や気候によって変化する自然に関心を持ち，景色の形や彩りの美しさを感じたり，造形作品に表現されている色や形，用途や装飾などに関心をもって，表現の面白さや美しさを感じたりすることである。

そのためには，ふだんから鑑賞の環境を整え，生徒の作品や名画などに触れる機会をつくるよう配慮するなどして，遠足などの校外学習と関連させて自然の美しさに触れたり，校内の作品展などと関連させて重点的に鑑賞したりできるようにすることが大切である。

第 7 保健体育

1 保健体育科の意義

中学部の保健体育科では、小学部の段階の基礎の上に立ち、自己の運動技能・体力に応じた適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てることを目標としていることが特徴である。運動を実践していくことは、運動技能を高めるばかりでなく、生活への積極的な態度も養い、望ましい人間関係の形成を促すことになる。また、体育指導によって身に付いた力は、健康・安全で自律的な生活を営む習慣形成の確立につながっていくものである。

保健体育科で取り扱う内容としては、体づくり運動、スポーツ、武道、ダンスなどの運動及び保健がある。

中学部の段階では、確実な運動ができるように指導を充実することにより、運動に対する興味・関心を広げ、筋力、持久力、調整力等の全身的な体力の充実を図ることが重要である。また、保健体育科の学習で身に付けた知識や運動能力は、学習や生活の効率をよくし、社会自立に必要な体力をはじめ、判断力、責任感、協調性などを育成することにつながり、さらには、情緒の安定を図り、社会性を豊かにすることが期待されるものである。

保健の指導に関しては、小学部の生活科の中の「基本的生活習慣」、「健康・安全」などの指導内容との関連に配慮する必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動を設定する視点から、内容を改めた。

3 目標（第 2 章第 2 節第 2 款第 1 [保健体育]）

1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、4つの内容で構成されている。

① 「(適切な運動の経験)を通して、」とは、生徒の特性と心身の発達にふさわしい各種の運動を行い、それらの運動を行う練習の順序や集団で運

動する時のきまりを守り，仲間との望ましい交友関係などを通して社会の一員としての自覚をもつことを意味している。

- ② 「健康・安全についての理解を通して，」とは，保健に関する初歩的な事項を理解することにより，自主的に健康や安全の管理ができるようになることを意味している。
- ③ 「健康の保持増進と体力の向上を図る」とは，身体運動を個人に適した内容と量で行うことによって，強く活動力のある身体をつくることである。
- ④ 「明るく豊かな生活を営む態度」とは，体育を通して身体的，知的，情緒的，精神的，社会的な面が徐々に発達し，社会自立に必要な態度を身に付け，また，余暇活動を通して，健康で自律的な生活を営む態度のことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔保健体育〕）

(1) 内容の構成

内容は，「いろいろな運動」，「きまり」，「保健」の3つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 体づくり運動，簡単なスポーツ，ダンスなどの運動をする。

- ① 内容(1)は，「いろいろな運動」の観点から示している。

内容(1)は，従前どおりである。

- ② 「体づくり運動」は，「体ほぐしの運動」と「体力を高める運動」で構成されている。

「体ほぐしの運動」は，いろいろな手軽な運動やリズムカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，自分や友達の体の状態に気付き，体の調子を整えたり，友達とかかわったりする運動である。

「体力を高める運動」は，体の柔らかさや巧みな動きを高めるための運動と，力強い動きや動きを持続する能力を高めるための運動である。腕の屈伸，腕の前・上下・左右への突きや内外回旋，ひざの屈伸，脚の前振りや開閉跳び，脚の前後・左右への開脚，体の前後屈・側屈・ねん転・回旋，短縄跳びや長縄跳びなどを行うことである。また，これらの動きを曲に合わせて行うラジオ体操等を身に付けておくことは，将来の職場適応や余暇利用として役立つことが多い。

スポーツとしての特性をもった領域としては、陸上運動、水泳、球技、武道、器械運動等がある。なお、このほかに、スキー、スケート等の運動もあるが、実施できる地域が限られているので、地域の特性を考慮する必要がある。武道に関しては、生徒の実態に応じて、相撲等を適宜取り扱うことが挙げられる。簡単なスポーツとしては、規則やきまりの少ないもので、それらの指導内容の程度が高度でないものが挙げられる。また、種目によってはルールを単純化したり、用具を工夫したりすることなどによって、易しいゲームや運動として、生徒が十分に楽しみ、体を動かすことができるものとなる。

陸上運動では、全力疾走をしたり、速度や方向を変えて歩いたり走ったり、かなり長い距離を走ったりすることなどがある。また、物を持ったり、かついだりして走ったり、幅広い障害物を跳び越えたり、約束を守ってリレーのバトンパスをしたりすることなども挙げられる。

水泳では、水の中で伏し浮きやけ伸びをしたり、補助具を使って顔を水に付けてばた足をしたりすることなどが挙げられる。

球技では、簡易ルールで、フットベースボール、ティーボール、サッカー、バスケットボール、バドミントン、卓球などが取り上げられるが、この場合、例えば、バスケットのゴールの大きさや高さを変えたり、バドミントンのシャトルの代わりに風船を使用したりするなど、使用する用具やルールを生徒の実態に応じて工夫し、生徒がスポーツを楽しめるようにすることが大切である。

器械運動では、低鉄棒で足抜き回りをしたり、高鉄棒にぶら下がって体を前後に振って跳んだりする。跳び箱で腕立て跳び越しをしたり、マットで前転後転や開脚前転後転をしたり、平均台の上で方向転換をしたりすることなども挙げられる。

ダンスでは、音楽に合わせて、自由に身体表現する能力や態度を育てるために、音楽的領域（リズム）を工夫するとよい。また、簡単なフォークダンスや民踊なども含まれる。

(2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。

① 内容(2)は、「きまり」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「きまりや簡単なルールなどを守り、互いに協力して安全に運動をする。」について、きまりとルールを区分して、具体

的な指導内容を設定しやすくする視点から、前半部分を「きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、」と改めた。また、「互いに協力して」を平易に、かつ、分かりやすくする視点から、後半部分を「友達と協力して安全に運動をする。」と改めた。

- ② 中学部の段階では、様々な種類のスポーツが取り上げられる。この場合、生徒の実態等から、ゲームの一般的なルールをそのまま適用するのではなく、ルールの数を少なくしたり、基準を緩めたりした簡易なルールを設定するなどの工夫をすることが大切である。このことによって、生徒の興味・関心、意欲を喚起することができる。

また、スポーツの実施に当たっては、友達と協力することが大切であり、それが安全につながることを理解して運動できるようにすることが必要である。

なお、「ルールなど」の「など」は、水泳の際の「心得」を意味している。

(3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

- ① 内容(3)は、「保健」の観点から示している。

内容(3)は、従前どおりである。

- ② 保健に関する内容は、小学部の生活科における「基本的生活習慣」や「健康・安全」の指導を踏まえて、進めることが大切である。

中学部の段階では、身体測定の結果や性徴を通して体の発育に関心を持ち、身体各部の働きを知ったり、運動やゲームの後で汗をふいたり、うがいをしたりするなど、病気の予防や健康な生活に必要な習慣や態度を身に付けることが大切である。

また、進んで身体及び身の清潔に気を付けたり、寒暖に応じて着衣を調節したりすること、体調を考えて適度な運動をしたり、施設や用具の安全な使い方を知り、けがのないように気を付けて行動したりすることができるようにする。

さらに、栄養が偏らないようにバランスのとれた食事をし、食べ過ぎないようにして健康的な生活を送ることができるようにすることが大切である。なお、必要に応じて、けがや病気の際には、消毒薬や体温計を適切に使ったり、薬を指示に応じて服用したりできるようになることなども大切である。

一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、また、身体的成熟や心理的な発達に合わせて、女子の初潮や月経の処置等に関する指導や男子の精通への対応など、性に関する指導を行う必要がある。性に関する指導を行う場合は、生徒個々の知的障害の状態等に応じて、適切な指導内容を設定し、家庭との密接な連携・協力の下に行っていくことが大切である。

保健の指導に当たっては、特に、家庭等との連携を密にしながら、生涯にわたって活用できる能力や態度を育てることが大切である。また、家庭科の指導内容と関連付けながら、指導する必要がある。

なお、運動に関連した事故は、学校の管理下における事故災害の中で最も多い。事故を防止するためには、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境の整備を十分に行い、器械・器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。また、体育の時間には、生徒は開放的になり動きが活発になるため、不慮の事故が起きないように、安全管理の面から細心の注意が必要である。特に、水泳指導においては、生徒の健康状態や体調、気温、水深、水温、水質などに十分留意するとともに、指導体制や監視体制の整備を図ることが重要である。

第8 職業・家庭

1 職業・家庭科の意義

職業・家庭科は、職業生活や家庭生活に関連の深い内容を1つのまとまりとした活動に取り組み、健康で明るく豊かな職業生活と家庭生活の両方が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要で基礎的な知識、技能及び態度を習得し、それらを日常生活や実習などで生かすことによって、実践的な態度を育成することを目標としていることに特徴がある。

なお、職業・家庭科は、小学部の「生活科」の観点である「役割」や「手伝い・仕事」の内容との関連で示されている。

職業・家庭科の内容としては、働く喜びを味わうなどの働くことの意義に関すること、職業に就くための基礎的な知識に関すること、道具や機械の使い方に加え、材料の扱いや安全・衛生に関すること、役割の理解と協力に関すること、産業現場等における実習に関すること、楽しい家庭づくりのための協力に関すること、家庭生活に必要な被服、食物、住居に関すること、情報機器等の扱いに関すること、余暇を過ごす方法に関することが取り上げられている。

一般的に、職業教育とは、特定の職業に就くために必要な知識、技能及び態度を身に付けることを意味することが多いが、知的障害のある生徒に対する教育においては、これまで、将来の社会参加を目指し、社会人や職業人として必要とされる知識、技能及び態度の基礎を身に付けるようにすることを重視している。したがって、職業・家庭科は、将来の職業生活や家庭生活を見通し、自立的な生活に必要なことを内容としており、それらの内容を実習を通して習得を図ろうとすることに特徴がある。

そのように、職業・家庭科においては、作業や実習など体験的な活動を通して学ぶことが特色であること、他の教科等と関連の深い内容が多いことなどに留意する必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動が設定しやすくする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [職業・家庭]）

1 目標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとと

もに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、3つの内容で構成されている。

① 「明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにする」とは、働くことに関心をもち、将来は働くことを中心とした生活になること、社会の中で自己実現をするには働く生活が大切であることが分かるようにすることである。さらに、家庭生活においても、家族のそれぞれの役割や立場が分かり、家庭生活における自分の役割を果たすことによって家庭が成り立っていることが分かるようにすることである。「明るく豊かな」は、職業生活と家庭生活の両方で重視することに留意する必要がある。

② 「(職業生活)に必要な基礎的な知識と技能」とは、職業に就くに当たっては、道具や機械の使い方、材料の取扱い、衛生や安全に気を付けること、自分の役割や協力の仕方などが分かること、さらに、コンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れることなどである。

「家庭生活に必要な基礎的な知識と技能」とは、被服、食物、住居などを処理する基本的なことが分かり、それらを処理する技術のことである。家庭で使われている情報機器の扱いに慣れることや余暇の有効な過ごし方を知ること含まれる。

③ 「実践的な態度を育てる。」とは、職業生活や家庭生活の両方の大切さが分かり、作業や実習などの体験的な活動を通して、自分の力を発揮して働くことができるようにするとともに、よりよい家庭生活をつくろうとする意欲をはぐくむことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [職業・家庭]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「働くことの意義」、「職業に関する基礎的な知識」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「産業現場等における実習」、「家庭の役割」、「家庭に関する基礎的な事項」、「情報」、「余暇」の9つの観点から示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「道具や機械」を「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」とした。

(2) 内容

(1) 働くことに関心をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。

① 内容(1)は、「働くことの意義」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「働くことに関心をもち、働く喜びを味わい、作業や実習に参加する。」を、学校での作業や産業現場等における実習などにおける体験を重視し、後半部分を「作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。」と改めた。

② 「働くことに関心をもち、」とは、物を作ったり、育てたりする活動に興味をもち、作る、育てるなどの目的的な活動が働くことにつながることに気付くようにすることである。「作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。」とは、学校における作業や産業現場等において、作業の準備（手洗いや身支度、作業手順や工程の確認、材料や道具の用意など）、主たる作業活動（作ること、育てること、運ぶこと、計数や計量を行うことなど）、作業の片付け（半完成品の整理、完成品の計数や整理、材料や道具の片付け、諸点検など）などの一連の活動に、生徒が実際に取り組み、それぞれの活動を確実に成し遂げ、達成感や成就感をもったり、製品などへの感想を受けて満足感を味わったりして、働くことに関心がもてるようになることである。したがって、作業や実習においては、一定期間続く一連の仕事を実際に行うことが大切となる。

指導に当たっては、作業分担を明確にすること、作業工程や活動の全体が見通せるようにすること、作業の場所を安全等にも配慮して設定することなどが重要である。また、一つ一つの活動が成し遂げられるような状況をつくるために、役割分担や道具、補助具を工夫したり、作業を行う場所や作業環境を整えたり、衛生等に配慮したりする必要がある。また、周りの人からの作業製品に対する感想に触れる場面などを設定することも大切である。

なお、作業や実習における作業の種類等については、本章第1節の2(2)④作業学習において示してある。

(2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。

① 内容(2)は、「職業に関する基礎的な知識」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

② 「職業に就くためには、」とは、具体的に、生徒にとって分かりやすく、仕事に従事するようになるためにはという意味である。そのため、地域の

人々や家族，先輩などが会社などで働いている様子を見て，身近な品物がどのようにして作られるかを職場見学で知ったり，物を作るために，多くの人々が仕事を分担し，協力して仕事をしたりしていることを知ることが大切である。

「基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。」とは，職業の名称や仕事内容，生産品や製品，商品の名称，会社や商店などの役割が分かるとともに，職業に就くためには，仕事をするための技術や態度を身に付けることが必要であることが分かることである。例えば，職場には多様な仕事があり，就労するためには，仕事に必要な技能を身に付けることが必要であることが分かることである。また，職場では，仕事の好き嫌いをしないで最後まで成し遂げること，時間帯と場所などに応じた適切な服装，動作，言葉遣いが大切であることが分かることなどが考えられる。さらに，発展的には，将来の職業生活や家庭生活における自立的な生活に必要なコンピュータ等の情報機器を活用したり，資格取得や技能検定に関心をもったりすることなども大切である。

「職業に関する基礎的な知識」に関する指導では，実際に職場見学を行ったり，事業所で就業体験をしたりするなど，体験的な学習を通して，お手伝いとは異なる働く活動の大切さが分かるようにすることが重要である。

(3) 道具や機械，材料の扱い方などが分かり，安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。

① 内容(3)は，「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「道具や機械の使い方などが分かり，安全に作業や実習をする。」を，材料の取扱いに関する指導も重要であることから，前半部分を「道具や機械，材料の扱い方などが分かり，」と改めた。また，食品を扱う際など，衛生に関する事項の指導が重要であることから，後半部分を「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」と改めた。

② 「道具や機械，材料の扱い方などが分かり，」とは，作業に必要な工具類や農具，工作機械や原材料の名称や簡単な操作の仕方，材料の扱い方を理解することである。「など」とは，道具や機械の手入れ，後片付けや整理整頓とんのことである。例えば，道具や機械の主要な部分及び材料の名称が分かること，道具や機械を使って，原材料を無駄なく使うこと，製品の長

さや重さなどを測ること，材料等を数えたり，運搬したりすること，道具や機械の簡単な手入れや後片付けをすること，材料の管理・保管，簡単な伝票に記入することが考えられる。

「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」とは，作業や実習において，食品や清掃など作業種の広がりが見られることから，安全だけでなく，衛生に関するいろいろな用語や表示に関心をもつこと，危険な場所や物に注意を払うこと，作業前・作業後のうがいや手洗い，作業帽やマスクなどを着用することなど，自分や他人の安全や衛生，健康に気を付けて仕事をすることである。

また，「道具や機械」についての指導では，実際に作業で道具や機械を使うことを重視する必要がある。指導に当たっては，道具や機械の扱いやすい姿勢や服装，基本的な操作手順や方法，材料や用品などの持ち方などの取扱い，製品の取扱いなどを確実に指導するとともに，必要に応じて補助具を付けたり，自分の目で作業の結果が分かるようにしたりするなど，一人一人の生徒が道具や機械を安全や衛生に気を付けながら，作業の要領などが分かって扱えるように工夫することが重要である。

中学部の段階では，生徒の実態等に応じて，安全や衛生に気を付けながら作業や実習をするために，補助具の工夫などにより，道具や機械の操作の安全性を高めることや，食品の材料などの基本的な管理に関する指導の工夫が必要である。また，活動に合わせて作業場所を確保したり，原材料や道具，製品などを整理して保管したり，定期的に道具や機械の安全点検や食品の材料，製品の衛生点検をしたりすることも大切である。

(4) 自分の役割を理解し，他の者と協力して作業や実習をする。

① 内容(4)は，「役割」の観点から示している。

内容(4)は，従前どおりである。

② 「自分の役割」とは，作業工程における自分の分担のことである。「自分の役割を理解し，」とは，仕事の全体の内容と分担した仕事の内容や手順が分かることである。また，自分の仕事について分からないときは，人に聞くようにすることも自分の役割の理解に含まれると考えられる。

「他の者と協力して」とは，同じ場で同じ仕事をする人と一緒に協調して仕事をしたり，他人の分担との関連を理解して，自分の分担の仕事をしたりすることである。仕事のきまりや指示などをよく守ったり，必要などき以外は，人の仕事に不要な手出しや口出しをしたりしないことも，他人

との協力に含まれると考えられる。

なお、「役割」に関する指導では、一人一人の生徒が自分の力を発揮できるように、グループ別の編成などの分担を工夫したり、一緒に作業をする人の組合せを配慮したりするなどして、自分の分担をやり遂げられるようにする必要がある。そのためには、作業工程及び作業内容の分析を綿密に行うことが大切である。また、作業工程全体が見通せるように、作業場所や製品の流れを工夫することなども大切である。

(5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。

① 内容(5)は、「産業現場等における実習」の観点から示している。

内容(5)は、従前どおりである。

② 「産業現場等における実習」に示す「産業現場」とは、実際に産業にかかわっている企業や商店、農場などを指している。「等」とは、作業所などの福祉施設、市役所などの公的機関を指している。「産業現場等における実習」においては、一定期間、職場での生活や仕事を通して、職業生活の実際を経験し、働くことの大切さを感じたり、職場のきまりを知るなど社会に通用する働く力を身に付けたりすることによって、将来の進路選択につなげるようにすることが大切である。

「(いろいろな職業や職業生活)に関心をもつ。」とは、実習を通して、自分の住んでいる地域にある様々な職場やそこで働く人、働く生活に興味をもつことである。仕事の場として、農場や魚市場、製材所、工場、商店、市役所などがあり、多くの人がそこで働いているほか、道路清掃や樹木の手入れなどの様々な仕事をしている人もいる。職場見学を通して、そこで働いている人の様子や仕事の内容、職場での生活に関心をもてるようにすることが大切である。また、実習においては、実習先の仕事に関する自分の分担を理解したり、実習先の職場の人と協力して仕事をしたりすることで、職業生活に関心をもち、職業意識を育てるようにすることが大切である。

「進路に関心をもつ。」とは、実習を通して、生徒が自分の適性やもっている技能を理解できるようにすることによって、卒業後に就いてみたい仕事や働きたい職場などについて関心をもてるようにすることである。また、職種によっては技能取得や資格が必要なものがあることに触れ、関心をもつことも大切である。

「産業現場等における実習」に関する指導では、学校内における作業や実習との関連性を重視し、適切な時期や場所を選択し、校内における実習の成果が生かされるようにするとともに、実習先の評価を校内における作業に生かすよう配慮する必要がある。

「産業現場等における実習」を計画するに当たっては、あらかじめ教育課程に適切に位置付けるとともに、以下のことに留意することが大切である。

- ア 関係諸機関や家庭との連携に基づいて実習を計画すること。
- イ 実習先の開拓に当たっては、学校の教育活動として行う実習の意義などが実習先に理解されるようにすること。
- ウ 実習先における担当者と、実習期間や実習時間、仕事内容、指導方法、配慮事項などを確認すること。
- エ 実習開始前までに、実習先に通うための指導を行ったり、仕事内容や実習先で必要とされる勤務態度などについて指導したりすること。
- オ 実習中における健康・安全に留意し、緊急時の対応などを実習先や家庭と確認すること。
- カ 実習中の生徒の評価を行い、実習終了後の指導に生かすこと。

なお、中学部における「産業現場等における実習」の実施に当たっては、賃金、給料、手当などの支払を受けないこと、教師が付き添って指導に当たることなどが必要である。

(6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。

- ① 内容(6)は、「家庭の役割」の観点から示している。
内容(6)は、従前どおりである。
- ② 「家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、」とは、保護者、兄弟姉妹などのそれぞれが、家庭生活の中で仕事を分担していることで互いが支え合っていることに気付いたり、家庭生活の中での自分の存在が保護者や兄弟姉妹などから認められたりしていることに気付くことである。
「楽しい家庭づくりをするために協力する。」とは、自分の身の回りのことを自分でしたり、家庭内の仕事の手伝いをしたり、家庭の団らんに参加したりすることである。

なお、「家庭の役割」に関する指導では、自分のことを自分でしたり、手伝いをしたりすることを通して、家族の一員として存在感をもてるよう

にすることが重要である。基本的な生活習慣にかかわる内容を自分で処理することや、手伝いをするものを発展させ、家庭内で簡単な仕事を分担し、それらの仕事を成し遂げるようにすることに配慮する必要がある。

(7) 家庭生活に必要な衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。

① 内容(7)は、「家庭に関する基礎的な事項」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「家庭生活に必要な被服，食物，住居などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。」において、「被服」，「食物」，「住居」と示していた部分を，より具体的に指導内容を設定できるようにする視点から，それらを「衣服とその着方」，「食事や調理」，「住まいや暮らし方」と改めた。

② 「家庭生活に必要な衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方」の「衣服とその着方（に関する基礎的な知識と技能）」とは，清潔な衣服，洗濯とアイロンがけ，簡単な縫いもの，染色，織物などにかかわることである。例えば，清潔な衣服を着ること，簡単な日常着などの手入れをすること，洗濯用の器具の扱い方，洗剤の使い方などが分かり，簡単な日常着を洗濯すること，ボタン付けや布と針と糸を使って縫うこと，簡単な手芸作品を作ること，季節や場所などに合わせて自分で身なりを整えることなどが考えられる。

「食事や調理（に関する基礎的な知識と技能）」とは，調理や食品の保管などにかかわることである。例えば，簡単な食品名や料理名，食品の衛生的な保存の仕方，食品の洗い方や切り方などのことである。また，盛りつけや配膳^{ぜん}などの食事の準備，後片付けをすること，食器棚を整理すること，メニューを見て料理を注文し，マナーを守って食事をするなどである。

「住まいや暮らし方（に関する基礎的な知識と技能）」とは，住まいの清掃，管理などにかかわることである。例えば，自分の持ち物を整理すること，住まいの簡単な手入れや飾り付けなどの手伝いをするなど，部屋の換気，採光，照明の仕方を知り，調整すること，照明器具，冷暖房器具を安全に使うこと，清掃用具を使って住居を清潔にすること，ごみを分別すること，掃除用の洗剤，殺虫剤を安全に使うこと，住居周りの環境の整備を行うことなどが考えられる。

「基礎的な知識と技能を身に付ける。」とは，これら家庭生活における衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方に関する基本的な事柄が

分かり、それらを自分で処理できるようになることである。

衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方に関する実習の指導では，日常生活で実践できる指導内容を取り上げることが重要である。中学部の段階では，日常生活で必要とする基本的な指導内容を繰り返し取り上げ，それらを処理することに慣れるとともに，できる限り一人でそれらを処理できるようにすることが重要である。

(8) 職業生活や家庭生活で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。

① 内容(8)は、「情報」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「職業生活や家庭生活で使われる情報機器等の初歩的な扱いに慣れる。」の「情報機器等」を，他の教科との用語の統一を図り，「コンピュータ等の情報機器」と改めた。

② 「職業生活や家庭生活で使われるコンピュータ等の情報機器」とは，コンピュータ等の情報機器や複写機（コピー機）などの事務機器，卓上電話や携帯電話，ファクシミリなどの通信機器などのことである。「初歩的な扱いに慣れる。」とは，例えば，職場や家庭で様々な情報機器が使われていることに関心をもち，簡単な取扱いができることである。さらに，仕事や家庭生活に関する簡単な用件を伝えたり，受けたりすることなどが考えられる。

これらの指導に当たっては，実際に電話をかけたり，ファクシミリ，コンピュータで情報を発受信したりするなど，職場や家庭での具体的な活動を大切にすることに留意する必要がある。また，情報を受け取ったり発信したりする際にマナーがあることや，必要な情報を限定してやりとりすることなどに気付くようにすることも重要である。

(9) 家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。

① 内容(9)は「余暇」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「余暇を有効に過ごすための方法を知り，生活に生かす。」を，履修内容は，生活で活用することを前提としていること，また，中学部の段階では，主として家庭生活における余暇の過ごし方が分かることがより重要であることから，「家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。」と改めた。

② 「家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。」とは、余暇の有効な過ごし方を自分の日常生活を通して実践することで、家庭生活に生かすことである。「家庭生活」とは、家族や施設の仲間など、一緒に暮らす他人との生活であり、「余暇の過ごし方が分かる。」とは、その中で自分の趣味や家庭での団らんで自由になる時間を有効に使うことである。

例えば、家庭生活の中で、テレビ、音楽、ゲーム、手芸、園芸、飼育などを楽しんだり、休日に買い物などをして楽しく過ごしたりすることが考えられる。来客への対応や親戚^{せき}、知人の家への訪問も家庭生活の余暇の活用につながる指導内容であると考えられる。

なお、「余暇」に関する指導では、家庭などでは、それぞれが様々な時間の過ごし方をしているが、それぞれが自由に過ごす時間だけでなく、食事や団らんなど共に過ごす時間や、互いに手伝いをする時間があることに気付くことなど、一緒に暮らす者にとっても、大切な共有する時間の有ることが分かるようにすることが大切である。

第9 外国語

1 外国語科の意義

中学部の外国語科では、生徒が英語などの外国語に親しむことや外国語の文字に興味をもち簡単な外国語の表現に関心をもつことを通して、外国語や外国への関心を育てることを目標にしており、高等部の段階における外国語科の学習につなぐようにしている。

外国語科の内容は「英語」について示してあり、身近な生活の中で見聞きする英語の文字や表現に興味・関心をもつこと、簡単な英語で表現することが内容となっている。内容として英語が示されたのは、英語が国際的に広く使われていることもあり、中学校でも多くの生徒が学んでいるからである。

中学部の段階では、外国語に親しむことや外国への関心を育てることが重視されている。生徒が外国語に親しみ、簡単な表現に興味・関心をもてるようにするためには、外国人と触れ合うなど、生徒の生活や体験などと結び付けて指導することが大切である。

なお、中学部における外国語科は、生徒の実態等を考慮して設けることができる教科である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、内容の一部を、生徒にとってより身近な英語に親しむ視点から改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔外国語〕）

1 目標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、3つの内容で構成されている。

① 「外国語に親しみ、」とは、生活の中で目に触れる外国語の表記に気付いたり、外国人と接したり、テレビなどを通じて紹介される外国語を聞いたりすることによって、外国語を身近なものとして親しみをもつことである。

② 「簡単な表現を通して、」とは、日常生活に見られる身近にあるものや日常のあいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞の歌を歌っ

て楽しんだりすることを通してということである。

- ③ 「外国語や外国への関心を育てる。」とは、外国語を見聞きしたり、表現したりすることを通して、日本語とは異なる言語があることに気づき、その言語を使用する外国の人々の生活や文化などに対する興味・関心をはぐくむことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔外国語〕）

- (1) 外国語科の内容としては、英語を扱っている。
(2) 内容は、「英語とその表現への興味や関心」、「英語での表現」の観点から示している。

従前は、「英語への興味や関心」と「英語の表現への興味や関心」を観点としていたが、実際の指導においては、生徒にとって、より身近な英語そのものに親しむ内容として、まとめて取り上げられていたため、今回の改訂では、より具体的な指導内容が設定しやすくなるよう、「英語とその表現への興味や関心」とした。

「英語での表現」は従前どおりである。

- (3) 内容

英 語

- (1) 身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。

- ① 内容(1)は、「英語とその表現への興味や関心」の観点から示している。
従前は、内容(1)の「アルファベットや簡単な語に興味や関心をもつ。」及び内容(2)の「簡単な英語の表現に興味や関心をもつ。」と分けて示していたが、今回の改訂では、それらをより实际的に、生徒の身近な生活の中で見聞きする英語として取り上げる視点から、「身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。」とまとめて示した。
- ② 「身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。」とは、学校や家庭など、生徒の毎日の生活場面で、よく見たり、聞いたりする英語の文字、単語、名称、話し言葉や様々な表現があることに気づき、使ってみようとする事である。
中学部の段階では、例えば、アルファベットを使ったゲームをしたり、簡単な英語の歌を聞いたりして楽しむことや、生活で使う用具、機器、パンフレット、新聞などに使われている簡単な語を探すことなども挙げられる。また、ビデオやDVDで初歩的な英語を扱った教材等を見たり、コン

コンピュータで英語の文字当てゲームをしたり，外国のテレビ番組や物語などに興味をもち，それらを見て楽しむことや，外国の人々と一緒に楽しく活動したり，ゲームをしたりして触れ合うことなどが考えられる。

「英語とその表現への興味や関心」に関する指導では，身近な生活の中で様々に英語が使われていることに気付くようにするとともに，英語を話す人と触れ合い，一緒に活動する中で英語を聞いて楽しむ活動を取り入れ，外国人の生活の様子を知るようにすることが重要である。

(2) 簡単な英語を使って表現する。

① 内容(2)は，「英語での表現」の観点から示している。

② 内容(2)は，従前どおりである。

「簡単な英語を使って表現する。」とは，例えば，英語であいさつを交わす，簡単な動作を表す言葉を英語で話す，自分の名前を紹介するなどである。また，ゲームの中で使われるアルファベットや簡単な語の発音を聞いたり，英語を使って身近な物品を言ったりすることなどがある。書く表現については，アルファベットや簡単な語を書くことに興味をもち，なぞりがきをすることなどがある。

「英語での表現」に関する指導では，生活の中の活動を通して学習できるようにすることが大切である。例えば，朝のあいさつに英語を取り入れて，一定期間，英語であいさつを交わすようにしたり，絵を描いたり，音楽を楽しんだり，体を動かしたりしながら，色，楽器の名称，動作を表す語など活動や使う物に関連する英語の表現を学ぶようにすることなどがある。

その他の外国語

その他の外国語の内容については，英語に準ずるものとする。

学習指導要領においては，外国語科の内容として英語を示しているが，英語以外の外国語を扱う場合は，英語の内容に準じることとしている。

第10 中学部における指導計画の作成と各教科 全体にわたる内容の取扱い

(第2章第2節第2款第2)

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容が概括的に示されていることから、教科ごとに取り扱いを示さずまとめて示している。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、一人一人の生徒の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする観点から、従前の前半部分の「指導計画の作成に当たっては、生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等を考慮しながら、」の「生徒」に「個々の」を加えることとした。また、知的障害という障害名が定着し、その正確な理解が進んでいることから、同名称を使って明確に表す観点から「知的発達の遅滞の状態」を「知的障害の状態」と改めた。また、具体的な指導内容の設定が重要であることから、従後の後半部分の「効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。」を「具体的に指導内容を設定するものとする。」と改めた。

中学部の段階における生徒は、身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚をもち始める時期である。また、社会生活面では、例えば交通機関を利用して外出するなど、行動の範囲も広がってくる。それらに加えて、一人一人の知的障害の状態、生活経験の内容やその程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態などが異なっている。そこで、指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の生徒の実態に即して各教科に示された内容を選定することが大切である。そして、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、選定された指導内容を適切に組み合わせ、生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際、生徒の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

併せて、指導に際しては、より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、各教科等を合わせて指導を行う場合だけではなく、教育活動全体にわたって、生活に結び付いた効果的な指導を進めることが重要であることから、「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、」を削除した。

また、後半部分の「生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、適切な指導が行われるように、「生活に結び付いた効果的な指導を行う」と改め、生徒が見通しをもって諸活動に取り組むことが、より一層意欲を喚起することにつながることを考慮して、「生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。」を加えた。

生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の生徒の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるよう指導計画を作成する必要がある。また、家庭生活や社会生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、生徒が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。併せて、生徒の実態に応じて、各種の資格などに関心がもてるようにすることも大切である。

さらに、生徒の様子を逐次把握したり、適切な師範を示したりできるように、教師と生徒が共に活動できるよう工夫することや、指導の過程において、生徒の学習の状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりする工夫も大切である。

3 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。

この項は、従前どおりである。

生徒の学校生活が充実するようにするためには、教室などの学習環境を整備していくことが重要である。中学部においては、生徒が活動の見通しをもって意欲的に取り組むよう指導することが大切である。特に、安全な環境を整えることが重要であり、生徒の成長発達とともに活動範囲も広がることを考慮し、必要に応じて危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるよう安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の道具や物品、校庭の設備などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、機械や物品の取扱いなどに留意することが大切である。

さらに、生徒によっては、健康に関する内容の理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導が大切である。

4 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

この項は、従前どおりである。

生徒が生活経験を広げ、生活する様々な技能を高めていくためには、学校における指導内容・方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校での学習内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、それを深めたり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭との連携や情報交換などの工夫が大切である。

そのためには、学習内容を十分に生かすことができるよう、実際の生活に即して活動を設定し、その成果を適切に評価して、生徒がより意欲的に取り組むことができるように、指導方法等を工夫することが大切である。

5 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

この項は、今回の改訂で、知的障害のある生徒の指導に当たって、教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有効であることから、新たに追加した。

知的障害のある生徒に対する指導に当たっては、一人一人の生徒の知的障害の状態や経験、興味・関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活での活用がしやすくなるように、できるだけ実際に使用する用具などを使ったりすることが重要である。

補助用具の活用に当たっては、活動を効果的に補助したり、生徒のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。また、自力で取り組むことを目的に補助用具を取り外す場合は、段階的に進めるなどして、生徒の負担を考慮することが大切である。

さらに、コンピュータ等の情報機器などの活用により、生徒の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したりすることができることから、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科等の内容の指導において、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

第4章 道 徳

(第3章)

第3章 道 徳

小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めることにより、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図ることの必要性である。健全な人生観の育成とは、道徳教育の目標である道徳性の育成を指すものといえよう。特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、障害があるということで、自己の生き方について悩んだり、ときには自信を失ったりして、何ごとに対しても消極的な態度になりがちな者も見られる。こうしたことから、道徳の時間を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるよう留意

して指導する必要がある。このことにより，明るい生活態度や健全な人生観が育成され，人間としての生き方についての自覚が深まり，道徳的実践力の育成にもつながるのである。

なお，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上は，自立活動の内容にも示されているが，このことは，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観を育成する上で，道徳の指導においても十分留意する必要がある。

第二は，経験の拡充を図ることによって，豊かな道徳的心情を育て，広い視野に立って道徳的判断力や道徳的実践力が身に付くように指導することの必要性である。特別支援学校に在籍する児童生徒については，道徳的心情や判断力等を育成する上で，個々の障害の状態により，結果として様々な経験の不足が課題となることがあることから，道徳の時間における指導においても，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら，経験の拡充を図ることについて，特に留意する必要がある。

第三は，知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項である。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部及び中学部においては，道徳の内容を指導する場合においても，他の各教科等の内容の指導と同様に，個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから，今回新設されたものである。このことについては，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において，知的障害を併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も，同様に配慮することが大切である。

道徳の内容の指導においても，児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし，具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際，児童生徒の学習上の特性から，生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから，実際的な体験を重視することが必要である。

例えば，学校生活に必要な仕事や手伝いに取り組みながら，自分がやらなければならないことをしっかりと行う態度や，実際に動植物の世話をしながら，動植物にやさしい心で接する態度を身に付けることなどが大切である。

なお，児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について，視聴覚教材や教育機器，コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切である。

第5章 外国語活動

(第4章)

第4章 外国語活動

小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態等に応じて，指導内容を適切に精選するとともに，その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

今回の改訂により，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5学年及び第6学年に外国語活動が新設された。

外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということの意味している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領に準ずるのみならず，次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されており，これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は，指導内容の精選等に関する配慮事項である。外国語活動の指導に当たって，最も重視すべき点は，個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して，適切な指導内容の精選に努めたり，重点の置き方等を工夫したりすることである。例えば，聴覚障害の児童の場合であれば，補聴器等の活用により，外国語の音声やリズムなどの聴取が可能な場合もあるが，一方では，聴力の程度等によって，こうした活動が困難な場合も考えられる。そのような時は，外国語を聞いたり，話したりする活動よりも，方法等の工夫により，外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験したりする活動に重点を置いて指導を工夫することなどが考えられよう。

こうしたことから，個々の児童の障害の状態等に応じて，指導内容の適切な精選等に努めるよう配慮することが大切である。

第二は，自立活動の指導との関連に留意することである。外国語活動の目標の一つは，児童が外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる

よくなることであるが、特別支援学校の児童については、それぞれ障害を有していることから、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、様々な困難が生じる場合がある。そこで、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服にかかわる指導を行う自立活動との関連を図った指導が重要になる。特に、自立活動の時間における指導との関連を重視する必要がある。具体的な指導例としては、発音・発語指導や聴覚的な認知にかかわる指導、文字の視覚的な認知に関する指導などが挙げられるが、これらの指導との関連を図りながら、外国語活動の指導に取り組むことが大切である。

第6章 総合的な学習の時間

(第5章)

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

総合的な学習の時間については、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、小学部第3学年以上及び中学部において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、中学部において、それぞれ適切な授業時数を定めることとされている。従前は総則において、その趣旨やねらいなどについて定めてきたが、今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに章立てすることとした。

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、学習活動が効果的に行われるための配慮事項である。特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の種類や程度、発達の段階や特性等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。

第二は、体験活動に当たっての配慮事項である。体験活動としては、例えば、自然にかかわる体験活動、ボランティア活動など社会とかかわる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動、交流及び共同学習などが考えられるが、これらの体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。

交流及び共同学習については、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の1(6)において、一層の充実を目指していることを示した。ここでは、小・中学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習などが展開できる場合もあることから、学習活動に応じて、適切に交流及び共同学習を行うよう配慮することを、特別支援学校独自に示した。

第7章 特別活動

(第6章)

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、学級活動における集団の構成に当たっての配慮である。特別活動の実施に当たって最も重要な点は、望ましい集団の構成と活発な活動にあるが特別支援学校における一学級当たりの児童生徒数は、小・中学校に比較するとかなり少なくなっており、学級を単位として行われる学級活動を実施する上で、集団の構成上創意工夫が必要となることが多い。このため、「適宜他の学級や学年と合併する」ことなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。

第二は、「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。これらの実施については、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の1

(6)や第5章の2においても示されているが、特別活動においてより成果が期待できることから、特に示されているものである。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。

第三は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項である。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別活動の内容を指導する場合においても、他の教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから、今回新設されたものである。このことについては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

特別活動の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

例えば、学級活動においては、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な係を分担し、児童生徒が実際の活動に取り組めるようにして、主体的、実践的な態度を育てることが大切である。また、中学部における進路の選択などの指導に当たっては、職場見学等の実施と関連させ、実際に仕事を体験しながら、人間としての生き方について自覚し、自己を生かす能力を養うことができるようにすることが大切である。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切である。

(資料)

小学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

3 その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

(2) 通級による指導の場合

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号）。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また、児童が在籍校以外の小学校又は特別支援学校の小学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（同規則第141条）。なお、このように児童が他

校において指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

(資料)

中学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

3 その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある生徒を対象とする学級であるため、対象となる生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

(2) 通級による指導の場合

通級による指導は、中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、生徒の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒（特別支援学級の生徒を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号）。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また、生徒が在籍校以外の中学校又は特別支援学校の中学部において、特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する中学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（同規則第141条）。なお、このように生徒が他

校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する中学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

編集協力者氏名（五十音順）

（職名は平成21年3月末日現在）

（幼稚部教育要領）

井上昌士	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
猪平眞理	宮城教育大学教授
上林宏文	北海道教育庁特別支援教育課特別支援教育指導グループ 主査
酒井幸子	愛育幼稚園長
東内桂子	広島県立広島南特別支援学校呉分校長
山田庄治	前東京都立久留米養護学校長

（小学部・中学部学習指導要領の総則等）

稲本正法	奈良県立盲学校教諭
當島茂登	鎌倉女子大学教授
砥柄敬三	東京都足立区立綾瀬小学校長
土肥満	山梨県教育委員会高校教育課指導主事
古谷充	山口県周南市立德山小学校教諭
山本昌邦	帝京平成大学教授
四日市章	筑波大学大学院教授、筑波大学附属聴覚特別支援学校長
和氣由美子	栃木県矢板市立矢板中学校沢分校教頭

（自立活動）

大内進	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員
大関彰久	福島県立西郷養護学校教頭
太田裕子	東京都教育庁義務教育特別支援教育指導課主任指導主事
川間健之介	筑波大学大学院准教授
上林宏文	北海道教育庁特別支援教育課特別支援教育指導グループ 主査
君塚葵	心身障害児総合医療療育センター所長
谷本忠明	広島大学大学院准教授
柘植雅義	兵庫教育大学大学院教授
中尾繁樹	関西国際大学准教授
長瀬和美	東京都練馬区立石神井小学校教諭
西川公司	筑波大学教授、筑波大学附属久里浜特別支援学校長

廣瀬由美子	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
横山孝子	静岡県立浜松特別支援学校長
(視覚障害)	
稲本正法	奈良県立盲学校教諭
猪平眞理	宮城教育大学教授
大内進	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員
太田裕子	東京都教育庁義務教育特別支援教育指導課主任指導主事
緒方昭広	筑波技術大学教授
形井秀一	筑波技術大学教授
柴田由紀子	愛知県立岡崎盲学校教頭
鈴木篤	埼玉学園大学教授
山中利明	筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
脇坂優子	長野県長野盲学校教諭

(聴覚障害)

武居渡	金沢大学准教授
谷本忠明	広島大学大学院准教授
鳩原潤	宮城県立古川養護学校教頭
林茂和	東京都教職員研修センター教授
東内桂子	広島県立広島南特別支援学校呉分校長
藤本裕人	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
藤原彰子	大阪府教育委員会支援教育課支援学校グループ主任指導主事
松本末男	筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部主事
三浦淳一	神奈川県立平塚ろう学校教諭
四日市章	筑波大学大学院教授、筑波大学附属聴覚特別支援学校長

(知的障害)

朝野浩	京都市教育委員会総合育成支援課参与、立命館大学教授
井上昌士	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
植松克友	高松市立木太北部小学校教諭
太田俊己	植草学園大学教授
小川純子	愛知県立佐織養護学校教頭
木村宣孝	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
高橋淳	新潟県立新潟養護学校教頭

土 肥	満	山梨県教育委員会高校教育課指導主事
三 苫	由紀雄	前東京都立高島養護学校長
山 口	真佐子	東京都立羽村特別支援学校長
山 本	久美子	宇都宮短期大学准教授
横 倉	久	東京都立田園調布特別支援学校長
横 山	孝 子	静岡県立浜松特別支援学校長

(肢体不自由)

天 海	丈 久	青森県総合学校教育センター特別支援教育課指導主事
池 田	敬 史	東京都立あきる野学園校長
一 木	薫	福岡教育大学助教
川 間	健之介	筑波大学大学院准教授
上 林	宏 文	北海道教育庁特別支援教育課特別支援教育指導グループ 主査
當 島	茂 登	鎌倉女子大学教授
橋 本	正 巳	兵庫県川西市立川西養護学校教諭
古 川	勝 也	長崎県教育庁特別支援教育室長
保 坂	俊 行	山梨県立甲府支援学校教諭
吉 浜	優 子	横浜国立大学教育人間科学部附属特別支援学校副校長

(病弱・身体虚弱)

大 関	彰 久	福島県立西郷養護学校教頭
赫 多	久美子	東京都立城南特別支援学校教諭
片 嶋	学	広島県立広島北特別支援学校長
川 戸	明 子	大阪府立羽曳野支援学校長
小 嵐	恵 子	福井県立福井養護学校教頭
佐 藤	敦	山形県教育庁義務教育課特別支援教育室企画専門員
佐 藤	眞 一	青森県立弘前第一養護学校長
武 田	鉄 郎	和歌山大学教授
西 牧	謙 吾	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員
山 田	庄 治	前東京都立久留米養護学校長
山 本	昌 邦	帝京平成大学教授

(言語障害)

豊 嶋	瑞 穂	埼玉県さいたま市立新開小学校長
-----	-----	-----------------

長瀬 和美 東京都練馬区立石神井小学校教諭
古谷 充 山口県周南市立德山小学校教諭

(情緒障害・自閉症等)

石川 純子 岡山県立岡山東養護学校教諭
砥柄 敬三 東京都足立区立綾瀬小学校長
馬場 博雄 長野県若槻養護学校教諭
廣瀬 由美子 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
吉田 昌義 帝京大学教授
渡部 匡隆 横浜国立大学准教授

(LD・ADHD)

梅原 泰代 神奈川県横浜市立八景小学校教諭
笹森 洋樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総括研究員
柘植 雅義 兵庫教育大学大学院教授
長澤 正樹 新潟大学准教授
西谷 淳 滋賀県甲賀市教育委員会教育研究所課長補佐
和氣 由美子 栃木県矢板市立矢板中学校沢分校教頭
渡辺 圭太郎 東京都東大和市立第二中学校教諭

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

永山 裕二 初等中等教育局特別支援教育課長
宍戸 和成 初等中等教育局視学官
美濃 亮 初等中等教育局特別支援教育課専門官
水野 晴央 京都大学学生部学生課長
(前初等中等教育局特別支援教育課専門官)
池尻 和良 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
石塚 謙二 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
下山 直人 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
丹羽 登 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
樋口 一宗 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官
吉原 誉夫 初等中等教育局特別支援教育課指導係長